

稲城市障害福祉プラン

第四次稲城市障害者計画

第7期稲城市障害福祉計画

第3期稲城市障害児福祉計画

稲城市



ともに生き、 ともにつくるまち “いなぎ” の更なる推進へ

稲城市では、土地区画整理事業や都市基盤整備により人口が増加し続けていますが、障害のある方の人数も年々増加しています。また、障害のある方やご家族の高齢化による課題、障害の重度化や複雑化によるニーズの複雑化・多様化も生じ、全ての障害のある方が、将来にわたり、地域で安心して生活できるまちづくりが求められています。

令和6年4月には、初めて公設の障害児者施設を開設するなど、障害のある方の地域での暮らしを支える環境の整備に取り組んでいますが、様々な課題については今後も対応していく必要があります。

このような状況の中で、まちづくりを進めていくための指針として、令和6年度からの6年間を計画期間とする「稲城市障害福祉プラン」を策定いたしました。

本計画では、これまでは個別に策定していた「稲城市障害者計画」と「稲城市障害福祉計画・稲城市障害児福祉計画」を、より実効性がある計画とするために一体的に策定しました。基本理念は、前計画の基本理念を継承しつつ、稲城らしさを念頭におき、『ともに生き、ともにつくるまち “いなぎ”』としました。障害のある方やご家族をはじめとした市民、関係団体、事業所等の皆様とともに、障害福祉分野に関する施策を展開し、地域共生社会の実現に向けて、更なる推進を図ってまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、アンケートやヒアリング、意見公募を含め様々なご意見を寄せてくださった市民、団体、事業所の皆様、稲城市地域自立支援協議会委員の皆様、本計画策定に関わってくださった多くの皆様のご理解とご協力に心から感謝を申し上げます。

令和6年3月
稲城市長

高橋 勝浩

【目次】

第1章	計画策定にあたって	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置付け	2
3	計画の対象	3
4	計画の期間	4
5	関連する法律の整備等	5
第2章	稲城市の障害者（児）の状況	8
1	市の人口推移	8
2	障害者手帳所持者等の状況	9
3	福祉サービスの利用状況	13
4	成果目標の達成状況	17
5	アンケート調査結果からみえる現状	25
6	本市の障害者を取り巻く現状と課題	41
第3章	計画の基本的な考え方	43
1	計画の基本理念	43
2	計画の基本方針	44
3	計画の基本目標	45
第4章	施策の展開	48
基本目標1	自分らしく暮らせる地域生活の支援	48
基本目標2	子どもの健やかな育ちに合わせた支援の充実	53
基本目標3	だれもが活躍する地域づくり	55
基本目標4	互いを認め合う社会づくり	57
基本目標5	福祉のまちづくりの推進	59
第5章	第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画	61
1	第7期障害福祉計画における数値目標設定について【成果目標】	61
2	障害福祉サービスの見込量	67
3	障害児通所サービスの見込量	81
4	地域生活支援事業の見込量	84
第6章	計画の推進	91
1	計画の推進体制	91
2	計画の進行管理と評価	92
	資料編	93



第 1 章 計画策定にあたって

|| 1 計画策定の趣旨

近年、障害のある人の高齢化や障害の重度化が進む中で、障害福祉サービスのニーズはますます複雑化・多様化しており、全ての障害のある人が、地域で安心して生活できるまちづくりが求められています。また、「障害者基本法」の理念にのっとり、障害の有無によって分け隔てられることなく社会参画と意思決定を行い、障害のある人もない人も相互に人格と個性を尊重し合いながらともに支え合う共生社会の実現が求められています。

国においては、平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行され、社会的障壁の除去と合理的配慮の提供を明記したほか、同時に施行された「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」においても、雇用の分野における障害を理由とする差別的取扱いを禁止する旨が規定されるなど、平成26年1月に批准した「障害者の権利に関する条約」の着実な実現に向け各種法整備が進められてきました。

その後も、障害者に係る法律・制度の改正が進められる中で、令和5年には「第5次障害者基本計画」が策定され、共生社会の実現に向け、障害の有無に関わらず、全ての国民は等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重し、障害をもつ人が自らの決定に基づき、社会のあらゆる活動に参加し、自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、社会への参加を制約している社会的な障壁の除去を基本理念とした取組が進められています。

稲城市（以下「本市」）では、平成30年度に策定された「第三次稲城市保健福祉総合計画」に位置づけられた「第三次稲城市障害者計画」と、令和3年度に策定された「第6期稲城市障害福祉計画・第2期稲城市障害児福祉計画」により、各種の障害福祉施策に取り組んでまいりました。このそれぞれの計画が令和5年度をもって終了することから、「第四次稲城市障害者計画」と「第7期稲城市障害福祉計画・第3期稲城市障害児福祉計画」を一体とした「稲城市障害福祉プラン」を策定し、本市における障害福祉施策を総合的・計画的に推進していきます。

2 計画の位置付け

(1) 計画の性格

「稲城市障害福祉プラン」(以下「本計画」)は、「障害者計画」、「障害福祉計画」、「障害児福祉計画」の3計画を一体的に策定したものです。

「障害者計画」は本市の障害福祉施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画であり、市民、関係機関・団体・事業者、市が活動を行う際の指針となるものです。

「障害福祉計画・障害児福祉計画」は、障害福祉施策を円滑に実施するために、障害者(児)福祉の方向性をふまえたサービス量等の目標設定を行い、その確保をするための方策を定める計画となります。

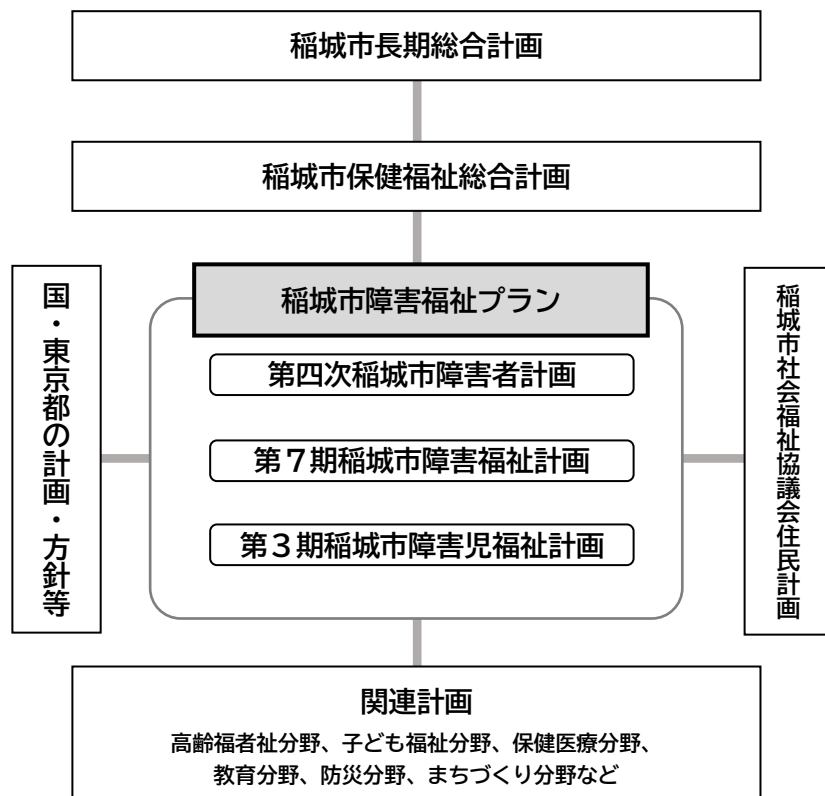
(2) 根拠法令

本計画は、障害者基本法第11条に基づく「市町村障害者計画」、障害者総合支援法第88条第1項に基づく「障害福祉計画」、児童福祉法第33条の20に基づく「障害児福祉計画」を包含するものです。これらの計画の概要は以下のとおりです。

項目	障害者計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
根拠法令	障害者基本法 (第11条第3項)	障害者総合支援法 (第88条第1項)	児童福祉法 (第33条の20)
計画期間	中長期 (6年)	短期 (3年)	短期 (3年)
基本的な考え方	国の障害者基本計画 (第5次計画 令和5年度～令和9年度)の内容と本市の現行計画 (令和3年度～令和5年度)の進捗状況を確認し、見直しを行う。	国の基本指針の見直し の内容を始め、関係する指針や調査結果を踏まえるとともに、第6期計画(令和3年度～令和5年度)に盛り込んだ目標及び基盤整備の進捗状況を点検・評価し、その進捗具合に応じた必要な見直しを行う。	障害を有する児童の健やかな育成のための発達支援に向けたサービス提供体制の計画的な構築と、第2期計画(令和3年度～令和5年度)に盛り込んだ目標及び基盤整備の進捗状況を点検・評価し、その進捗具合に応じた必要な見直しを行う。

(3) 計画の位置づけ

本計画は、市の最上位計画である「稲城市長期総合計画」及び上位計画である「第四次稲城市保健福祉総合計画」に基づく障害福祉に係る総合的な計画として位置付けます。本計画では、本市が策定した高齢者福祉分野、子ども福祉分野、保健医療分野及びまちづくり分野等の各種関連計画との整合・連携を図るとともに、国及び都が策定した計画・方針等も踏まえつつ、本市における障害福祉施策を総合的かつ計画的に推進していきます。



3 計画の対象

本計画は、障害福祉施策全般についての計画であり、高齢者福祉、子育て、保健医療、教育、防災、まちづくり、就労、文化、スポーツなど、複数の領域に関係しています。また、障害のある人もない人も分け隔てなく共に生きる社会の実現をめざすためには、全ての市民の理解と協力が必要であることから、計画の対象は全市民とします。

4 計画の期間

稲城市障害福祉プランは令和6年度から令和8年度を前期、令和9年度から令和11年度までを後期として、計6年間を計画期間とします。前期期間が終了する令和8年度は見直し期間とし、「第7期稲城市障害福祉計画」及び「第3期稲城市障害児福祉計画」における後期のサービス量等の見込みを検討し、後期期間である令和9年度から令和11年度までの3年間は、それぞれ「第8期稲城市障害福祉計画」及び「第4期稲城市障害児福祉計画」として位置づけます。

年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
稲城市障害福祉プラン	前期 稲城市障害福祉プラン			後期 稲城市障害福祉プラン		
稲城市障害者計画	第四次計画					
稲城市障害福祉計画	第7期計画			第8期計画		
稲城市障害児福祉計画	第3期計画			第4期計画		

5 関連する法律の整備等

わが国の障害者関連法制度は、平成5年の障害者基本法施行を契機に、自立と社会参加を進める施策が進められ、平成18年の障害者自立支援法により、福祉サービスが飛躍的に普及しました。さらに、障害者権利条約を批准し、合理的配慮を求める障害者差別解消法をはじめ、要保護児童等への支援に関する法制度整備が進んでいます。

時期	項目	備考
平成5年（1993）	障害者基本法施行 (心身障害者対策基本法から移行)	身近な市町村を実施主体として在宅福祉サービスを拡充し、自立と社会参加を進める方向
平成7年（1995）	精神衛生法が精神保健福祉法に移行	精神障害者を障害者と位置づけ、医療・保健だけでなく福祉サービスの対象に
平成12年（2000）	社会福祉事業法が社会福祉法に移行	「措置」（行政処分）から「契約」への移行・自立支援を目指す福祉を規定。支援費制度（平成15～17年度）の根拠にも
平成17年（2005）	発達障害者支援法施行	発達障害をはじめて定義し、支援の対象に
平成18年（2006）	障害者自立支援法施行	3障害共通、就労支援の強化、地域生活への移行促進を目指し、国がサービスを義務的給付化
平成18年以降	障害福祉サービス事業所の普及拡大	全国的に、障害福祉サービスの提供量が飛躍的に拡大
平成19年（2007）	障害者権利条約に日本署名	以降、「合理的配慮」基準を満たすための法制度整備が進む
平成24年（2012）	障害児支援の強化	就学前の児童発達支援、就学後の放課後等デイサービスにサービスを再編
	障害者虐待防止法施行	市町村障害者虐待防止センターの設置義務化等
平成25年（2013）	障害者自立支援法が障害者総合支援法に移行	制度・サービスはほぼ踏襲するも、共生社会の実現を強調
	障害者優先調達推進法施行	障害者就労施設等が供給する物品等の需要促進、受注機会確保を図る
平成26年（2014）	障害者権利条約を日本が批准	障害者差別解消法等の関連法を整備
平成28年（2016）	障害者差別解消法施行	「合理的配慮」の不提供の禁止が法定（公共機関は義務、民間は努力義務）
	改正障害者雇用促進法施行	障害者に対する差別禁止、合理的配慮の提供義務を規定

時期	項目	備考
平成28年（2016）	成年後見制度利用促進法施行	成年後見制度の利用促進を図る
	改正障害者総合支援法・改正児童福祉法施行	障害児福祉計画策定など障害児支援の一層の強化を目指す
	改正発達障害者支援法施行	発達障害者への一層の支援強化を目指す
平成30年（2018）	改正障害者総合支援法施行	「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進
	改正児童福祉法施行	障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充
	改正社会福祉法施行	生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化
	改正障害者雇用促進法施行	法定雇用率の算定基礎の見直し
令和元年（2019）	改正社会福祉法施行	成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図る
令和3年（2021）	改正社会福祉法施行	地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援
	医療的ケア児支援法施行	医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援
令和4年（2022）	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法施行	障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進
令和6年（2024）	改正障害者総合支援法施行	共同生活援助（グループホーム）の支援内容を、法律上明確化 基幹相談支援センター及び生活支援拠点等の整備を努力義務化
	改正障害者雇用促進法施行	「就労選択支援」を創設
	改正難病法施行	難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化
	改正精神保健福祉法施行	「入院者訪問支援事業」を創設
	改正障害者差別解消法施行	民間事業者による合理的配慮の提供が法的義務となり、国と自治体が連携協力する責務が新設
	改正児童福祉法施行	要保護児童等への包括的かつ計画的な支援の実施の市町村業務への追加、市町村における児童福祉及び母子保健に関し包括的な支援を行うこども家庭センターの設置の努力義務化

(1) 障害者総合支援法及び児童福祉法の改正

障害者総合支援法及び児童福祉法の一部が改正され（令和6年施行）、障害のある人や難病患者等が地域や職場で生きがい・役割を持ち、医療、福祉、雇用等の各分野の支援を受けながら、その人らしく安心して地域で自立して暮らし続けることができる地域共生社会の実現のために、施設や病院からの地域移行、その人らしい居宅生活に向けた支援の充実、福祉や雇用が連携した支援、障害者雇用の質の向上、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充を行うこととされました。

(2) 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の基本的指針

法改正に伴い、国が定める「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」について、次のポイントが見直されました。

(1) 指針見直しの主な事項

- ① 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
- ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ③ 福祉施設から一般就労への移行等
- ④ 障害児のサービス提供体制の計画的な構築
- ⑤ 発達障害者等支援の一層の充実
- ⑥ 地域における相談支援体制の充実強化
- ⑦ 障害者等に対する虐待の防止
- ⑧ 「地域共生社会」の実現に向けた取組
- ⑨ 障害福祉サービスの質の確保
- ⑩ 障害福祉人材の確保・定着
- ⑪ よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定
- ⑫ 障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進
- ⑬ 障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化
- ⑭ その他：地方分権提案に対する対応



第2章

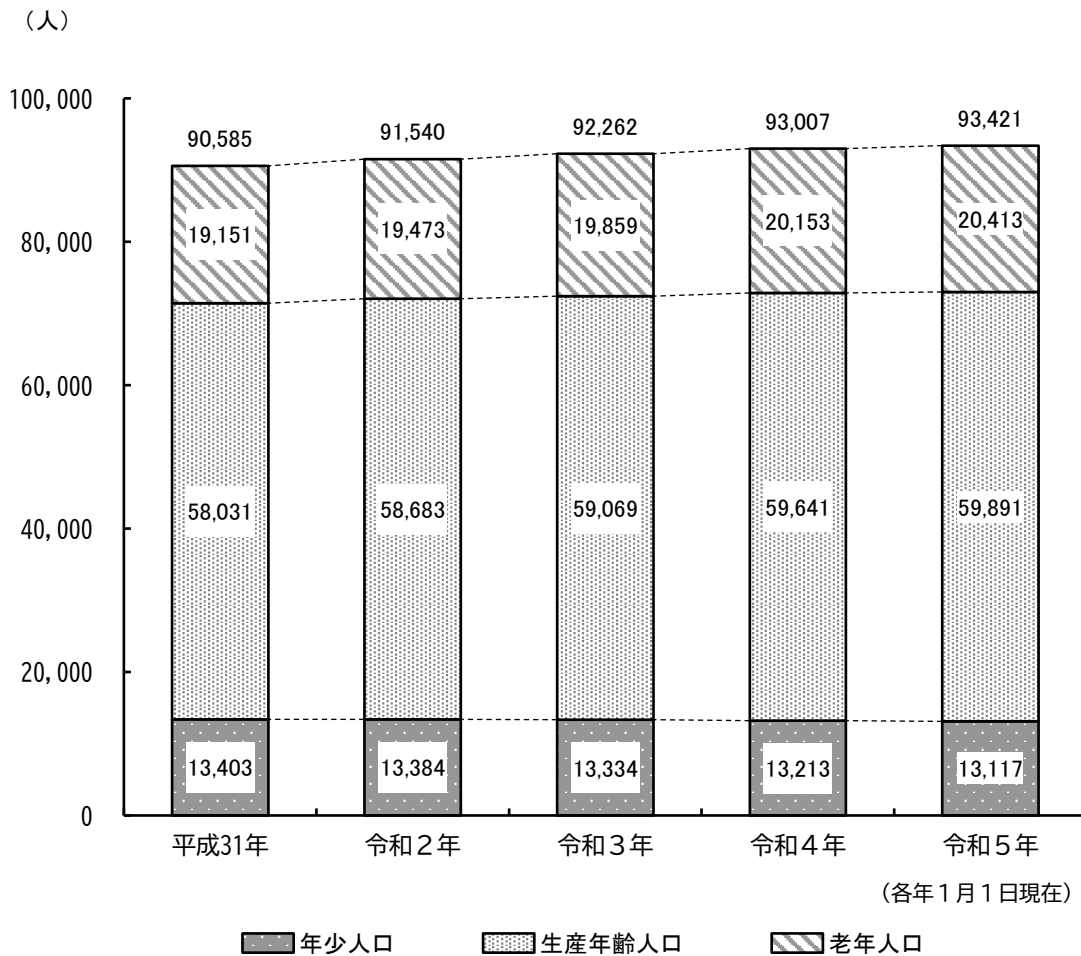
稲城市の障害者（児）の状況

1 市の人口推移

本市の人口の推移をみると、本市の人口は都市基盤事業等の進展により人口が増加し続けており、令和5年には93,421人となっています。年齢3区別にみると、生産年齢人口（15-64歳）と老年人口（65歳以上）は増加傾向にあります。年少人口（14歳以下）は減少傾向にあります。

現在、本市は市民の平均年齢が多摩地域の中で最も低く（44.6歳）、総人口に占める年少人口の割合が東京都内（島嶼を除く）で最も高くなっています（14%）。

本市の人口の推移

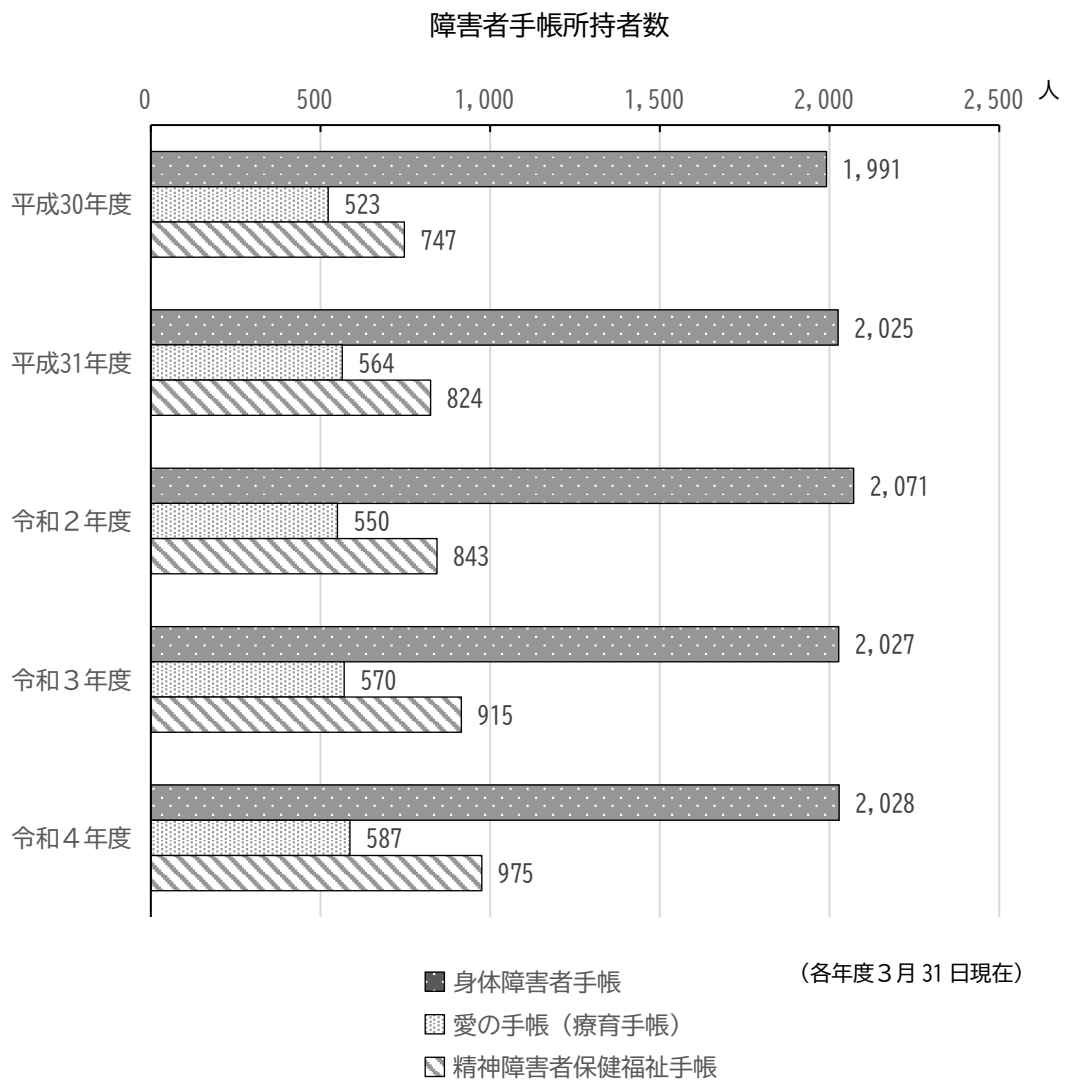


2 障害者手帳所持者等の状況

(1) 本市の障害者手帳所持者数

本市の手帳所持者数は、年々増加しており、令和4年度では3,590人となっており、平成30年度から329人増加しています。

特に、精神障害者保健福祉手帳所持者数が大幅に増加しており、令和4年度では975人となっており、平成30年度から228人増加しています。



(2) 身体障害者手帳所持者数の状況

①等級別身体障害者手帳所持者数の推移（各年度3月31日現在）

等級別身体障害者手帳所持者数は、「1級」が最も多く全体の約4割を占めていますが、「2級」と「4級」の人数が増加傾向にあります。年齢別では、18歳未満は「1級」が最も多く、次いで「2級」が多くなっています。18歳以上では「1級」が最も多く、次いで「4級」が多くなっています。総数は増減を繰り返しながら微増で推移しています。

(単位：人)

区分		1級	2級	3級	4級	5級	6級	総数
平成 30年度	18歳未満	25	15	7	10	5	3	65
	18歳以上	705	267	287	474	91	102	1,926
	計	730	282	294	484	96	105	1,991
平成 31年度	18歳未満	25	21	5	10	4	4	69
	18歳以上	713	272	288	486	91	106	1,956
	計	738	293	293	496	95	110	2,025
令和 2年度	18歳未満	25	20	5	9	5	4	68
	18歳以上	731	277	282	507	95	111	2,003
	計	756	297	287	516	100	115	2,071
令和 3年度	18歳未満	24	20	7	9	3	2	65
	18歳以上	702	289	282	496	96	97	1,962
	計	726	309	289	505	99	99	2,027
令和 4年度	18歳未満	26	17	7	8	4	1	63
	18歳以上	687	294	274	516	93	101	1,965
	計	713	311	281	524	97	102	2,028

②障害別身体障害者手帳所持者数の推移（各年度3月31日現在）

障害別身体障害者手帳所持者数は、「肢体不自由」が最も多く半数を占めていますが、「視覚障害」と「聴覚平衡機能障害」、「内部障害」が増加傾向にあります。

(単位：人)

年度	視覚障害	聴覚平衡 機能障害	音声言語 機能障害	肢体不自 由	内部障害	総数
平成30年度	137	238	65	1,315	729	2,484
平成31年度	144	255	66	1,289	753	2,507
令和2年度	157	263	69	1,294	783	2,566
令和3年度	151	273	61	1,269	774	2,528
令和4年度	167	273	60	1,251	791	2,542

(3) 愛の手帳（療育手帳）持者数の状況

等級別愛の手帳（療育手帳）所持者数の推移（各年度3月31日現在）

等級別愛の手帳（療育手帳）所持者数は、「4度」が最も多く全体の約6割を占めていますが、「3度」と「4度」の人数が増加傾向にあります。年齢別では、18歳未満と18歳以上ともに「4度」が最も多くなっています。総数は増加で推移しています。

(単位：人)

区分		1度	2度	3度	4度	総数
平成 30年度	18歳未満	0	19	24	97	140
	18歳以上	21	85	74	203	383
	計	21	104	98	300	523
平成 31年度	18歳未満	0	22	25	110	157
	18歳以上	20	86	76	225	407
	計	20	108	101	335	564
令和 2年度	18歳未満	0	22	21	97	140
	18歳以上	19	85	79	227	410
	計	19	107	100	324	550
令和 3年度	18歳未満	0	24	31	87	142
	18歳以上	18	88	83	239	428
	計	18	112	114	326	570
令和 4年度	18歳未満	0	28	35	90	153
	18歳以上	22	82	83	247	434
	計	22	110	118	337	587

(4) 精神障害者手帳持者数の状況

等級別精神障害者手帳持者数の推移（各年度3月31日現在）

等級別精神障害者手帳持者数は、「2級」と「3級」が多くなっていますが、全ての等級の人数が増加傾向にあります。年齢別では、18歳未満は「3級」が最も多く、「1級」は少なく令和4年度は0人でした。18歳以上は令和3年度までは「2級」が最も多かったですが、令和4年度は「3級」が最も多くなりました。

（単位：人）

区分		1級	2級	3級	総数
平成30年度	18歳未満	2	5	11	18
	18歳以上	34	378	317	729
	計	36	383	328	747
平成31年度	18歳未満	1	6	13	20
	18歳以上	40	402	362	804
	計	41	408	375	824
令和2年度	18歳未満	2	3	11	16
	18歳以上	43	397	387	827
	計	45	400	398	843
令和3年度	18歳未満	1	6	19	26
	18歳以上	47	427	415	889
	計	48	433	434	915
令和4年度	18歳未満	0	9	26	35
	18歳以上	53	440	447	940
	計	53	449	473	975

3 福祉サービスの利用状況

(1) 障害福祉サービス等の実績

		単位	2年度	3年度	4年度	5年度 (見込)	増減傾向
訪問系サービス	居宅介護・重度訪問介護・行動援護・重度障害者等包括支援	合計時間数 (時間分/月)	2,378	2,518	2,804	2,425	↗
		利用人数(人)	97	92	91	92	↘
	同行援護	合計時間数 (時間分/月)	62	80	81	97	↗
		利用人数(人)	12	10	12	12	→
日中活動系サービス	生活介護	合計日数 (人日分/月)	1,585	1,578	1,645	1,664	↗
		利用人数(人)	92	90	88	89	→
	自立訓練 (機能訓練)	合計日数 (人日分/月)	0	22	0	22	→
		利用人数(人)	0	2	0	2	→
	自立訓練 (生活訓練)	合計日数 (人日分/月)	43	33	47	30	→
		利用人数(人)	5	4	4	2	↘
	宿泊型自立訓練	合計日数 (人日分/月)	16	9	0	30	→
		利用人数(人)	2	1	0	2	→
	就労移行支援	合計日数 (人日分/月)	222	247	313	292	→
		利用人数(人)	29	28	35	35	↗
	就労継続支援 (A型)	合計日数 (人日分/月)	389	316	304	389	→
		利用人数(人)	21	20	17	21	→
	就労継続支援 (B型)	合計日数 (人日分/月)	3,442	3,821	3,442	3,981	↗
		利用人数(人)	303	300	303	325	↗
	就労定着支援	利用人数(人)	13	12	12	13	→
	療養介護	利用人数(人)	9	10	11	11	→
	短期入所(福祉型)	合計日数 (人日分/月)	55	94	90	117	↗
		利用人数(人)	25	27	32	42	↗
	短期入所(医療型)	合計日数 (人日分/月)	5	23	19	34	↗
		利用人数(人)	10	11	10	16	↗

		単位	2年度	3年度	4年度	5年度 (見込)	増減傾向
サービス 居住系	共同生活援助	利用人数 (人)	60	57	62	72	↗
	施設入所支援	利用人数 (人)	42	44	44	44	→
	自立生活援助	利用人数 (人)	0	0	0	0	—
支援 相談	計画相談支援	合計人数 (人分/月)	86	93	96	105	↗
	地域移行支援	合計人数 (人分/月)	1	0	0	1	→
	地域定着支援	合計人数 (人分/月)	0	0	0	0	—
児童 サービス	児童発達支援	合計日数 (人日分/月)	660	701	669	763	↗
		利用人数 (人)	170	190	204	219	↗
	医療型児童発達支援	合計日数 (人日分/月)	12	10	13	20	↗
		利用人数 (人)	3	3	3	4	→
	居宅訪問型児童発達 支援	合計日数 (人日分/月)	0	0	0	1	→
		利用人数 (人)	0	0	0	1	→
	放課後等デイサービス	合計日数 (人日分/月)	1,360	1,836	1,809	1,996	↗
		利用人数 (人)	186	212	225	239	↗
	保育所等訪問支援	合計日数 (人日分/月)	14	15	10	13	→
		利用人数 (人)	31	49	36	49	→
	障害児相談支援	利用人数 (人)	48	56	50	70	↗

(2) 地域生活支援事業

事業名	2年度	3年度	4年度	5年度 (見込)
(1) 理解促進研修・啓発事業	実施 有	実施 有	実施 有	実施 有
(2) 自発的活動支援事業	実施 有	実施 有	実施 有	実施 有
(3) 相談支援事業				
①障害者相談支援事業・ 基幹相談支援センター	2 (ヶ所)	2 (ヶ所)	3 (ヶ所)	3 (ヶ所)
②市町村相談支援機能強化事業	実施 有	実施 有	実施 有	実施 有
③住宅入居等支援事業	実施 無	実施 無	実施 無	実施 無
(4) 成年後見制度				
①利用支援事業	0人/月	0人/月	0人/月	0人/月
②法人後見支援事業	実施 有	実施 有	実施 有	実施 有
(5) 意思疎通支援事業				
①手話通訳者・ 要約筆記者派遣事業	13回/年 (手話奉仕員 145回/年)	9回/年 (手話奉仕員 158回/年)	27回/年 (手話奉仕員 162回/年)	27回/年 (手話奉仕員 162回/年)
②手話通訳者設置事業	実施 有	実施 有	実施 有	実施 有
(6) 日常生活用具給付等事業				
①介護・訓練支援用具(特殊寝 台等)	7人/年	6人/年	5人/年	5人/年
②自立生活支援用具(屋内信号 装置等)	4人/年	6人/年	5人/年	4人/年
③在宅療養等支援用具(吸引・ 吸入器等)	5人/年	5人/年	8人/年	8人/年
④情報・意思疎通支援用具(ス ピーチ等)	6人/年	4人/年	8人/年	8人/年
⑤排泄管理支援用具(ストマ用 具)	1,639人/年	1,523人/年	1,723人/年	1,766人/年
⑥居宅生活動作補助用具(住宅 改修費)	1人/年	1人/年	0人/年	1人/年

事業名	2年度	3年度	4年度	5年度 (見込)
(7) 手話奉仕員養成研修事業	受講者数	受講者数	受講者数	受講者数
	3人/年	17人/年	32人/年	32人/年
(8) 移動支援事業	実利用者数	実利用者数	実利用者数	実利用者数
	45人/年	76人/年	62人/年	67人/年
	延べ 利用時間数	延べ 利用時間数	延べ 利用時間数	延べ 利用時間数
	3,037時間/年	4,189時間/年	5,883時間/年	6,357時間/年
(9) 地域活動支援センター	実施 有 1 (ヶ所)	実施 有 1 (ヶ所)	実施 有 1 (ヶ所)	実施 有 1 (ヶ所)
	実利用者数	実利用者数	実利用者数	実利用者数
	782人/年	624人/年	889人/年	889人/年
(10) その他事業				
①日中一時支援事業	実利用者数	実利用者数	実利用者数	実利用者数
	38人/月	47人/月	47人/月	52人/月
②訪問入浴サービス事業	実利用者数	実利用者数	実利用者数	実利用者数
	4人/月	7人/月	7人/月	8人/月
③スポーツ・レクリエーション 教室開催等事業	実施 無	実施 無	実施 無	実施 無
④芸術・文化講座開催等事業	実施 無	実施 無	実施 有	実施 有
⑤自動車教習費助成事業	実利用者数	実利用者数	実利用者数	実利用者数
	0人/年	2人/年	0人/年	2人/年
⑥自動車改造費助成事業	実利用者数	実利用者数	実利用者数	実利用者数
	0人/年	0人/年	0人/年	1人/年

4 成果目標の達成状況

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

【国の基本指針等】

- ①令和5年度末における施設入所者数について、令和元年度末時点と比べ、6%以上が地域生活へ移行すること。
- ②令和5年度末における施設入所者数について、令和元年度末時点と比べ、1.6%以上削減されること。

【稲城市の考え方】

①については、障害者本人の意向も踏まえつつ、グループホーム等への移行を促進します。地域移行者数の目標値は4人とし、令和元年度末時点と比べた地域移行者の割合(D/A)についての目標値は10.0%としています。②については、真に入所が必要な方の対応は引き続き実施すべきであることから、単純な削減とはせず、入所待機者の希望に添えるよう努力します。

5年度までの地域生活移行者数	
目標値	4人
元年度末の施設入所者数(40人)×10%	

【計画の進捗状況】

区分	目標値	実績値		
		3年度	4年度	5年度(見込)
地域生活移行者	4人	0人	3人	1人

※ 令和5年度は実績見込値です。

【第7期計画に向けた課題】

令和5年度までの地域生活移行者は、4人となっており、目標値を達成しています。今後も、障害者本人の意向も踏まえ、地域での地域生活移行者を増やしていくため、グループホーム等への移行を促進していくことが必要です。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【国の基本指針等】

市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者、当事者及び家族等による協議の場を通じて重層的な連携による支援体制を構築すること。

【稲城市の考え方】

保健、医療及び福祉関係者、当事者及び家族等による協議の場	
目標値	年3回

【計画の進捗状況】

区分	目標値	実績値		
		3年度	4年度	5年度(見込)
保健、医療及び福祉関係者、当事者及び家族等による協議の場	年3回	4回	4回	4回

※ 令和5年度は実績見込値です。

【第7期計画に向けた課題】

保健、医療及び福祉関係者、当事者及び家族等による協議の場を毎年3回という目標に対し、退院支援等を議題として毎年4回開催し、目標を達成しました。

今後も、協議の場を通じて、多分野との協働による重層的な支援体制の構築を推進していくことが必要です。

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

【国の基本指針等】

各市町村又は各圏域に1カ所以上確保しつつ年1回以上運用状況を検証、検討する。

【稲城市の考え方】

地域生活支援拠点等の運用状況の検証、検討	
目標値	年1回

【計画の進捗状況】

区分	目標値	実績値		
		3年度	4年度	5年度(見込)
地域生活支援拠点等の運用状況の検証、検討	年1回	1回	4回	3回

※ 令和5年度は実績見込値です。

【第7期計画に向けた課題】

地域生活支援拠点等の運用状況の検証、検討を毎年1回という目標に対し、令和3年度では1回となっていました。令和4年度、5年度では複数回の検証、検討を行いました。また、令和5年度に届出事業者間の連絡会を開催しました。今後も、運用について検証及び検討を重ねながら、充実を図っていくことが必要です。

(4) 福祉施設から一般就労への移行

【国の基本指針等】

令和5年度の一般就労への移行実績を令和元年度の実績の1.27倍以上とする。うち、就労移行を1.30倍、就労A型1.26倍、就労B型1.23倍以上を目指すこととする。また、就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用すること。さらに、就労定着率8割以上の就労定着支援事業所を全体の7割以上とすること。

【稲城市の考え方】

本市には就労移行支援事業所がありませんが、近隣市に通いながら一般就労を目指す方が増えているため、指針にならない目標数値を設定しました。

令和5年度における一般就労移行者数	
目標値	6人

令和5年度の就労定着支援事業の利用割合	
目標値	7割

【計画の進捗状況】

区分	3年度	4年度	5年度(見込)	
	実績値	実績値	目標値	実績値
一般就労移行者数	7人	2人	6人	4人
就労定着支援事業の利用割合	なし	なし	7割	なし

※ 令和5年度は実績見込値です。

【第7期計画に向けた課題】

年度によって一般就労への移行者は変動があり、令和4年度実績は2人、令和5年度実績は4人の見込みとなっており、目標値を下回っています。令和4年度から、就労関係事業所の連絡会を年1回開催し、各事業所の取り組み状況や意見交換を行いました。今後も、連絡会等を通じて、一般就労への取り組みや定着支援との連携について充実を図っていくことが重要です。

(5) 障害児支援の提供体制の整備

【国の基本指針等】

- ①令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置すること。(市町村単位での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない)
- ②令和5年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築すること。
- ③令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保すること。(市町村単位での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない)
- ④令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、医療的ケア児支援の協議の場の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置をすること。(市町村単位での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない)

【稲城市の考え方】

児童発達支援センターの設置	
目標値	1カ所

保育所等訪問支援の利用体制の構築	
目標値	済

主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	
目標値	1カ所

医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	
目標値	1カ所

医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	
目標値	1カ所

【計画の進捗状況】

区分	3年度	4年度	5年度(見込)	
	実績値	実績値	目標値	実績値
児童発達支援センターの設置	0カ所	0カ所	1カ所	0カ所
保育所等訪問支援の利用体制の構築	済	済	済	済
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	0カ所	1カ所	1カ所	1カ所
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	0カ所	0カ所	1カ所	0カ所
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	済	済	済	済

※ 令和5年度は実績見込値です。

【第7期計画に向けた課題】

保育所等訪問支援を市内の事業所で利用できる体制となっています。重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所が令和4年度に1か所開設しています。今後は、重症心身障害児の放課後等デイサービス、医療的ケア児支援の協議の場の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの研修受講者の推進について、充実を図っていくことが重要です。

(6) 相談支援体制の充実・強化等

【国の基本指針等】

相談支援体制を充実・強化するため、令和5年度末までに、各市町村又は圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の効果を実施する体制を確保すること。

【稲城市の考え方】

総合的・専門的な相談支援	
目標値	基幹相談支援センター1カ所、障害者相談支援事業所2カ所整備

地域の相談支援体制の強化	
目標値	地域の相談支援事業所に随時専門的な指導、助言を実施し、年間を通じて人材育成・専門的な指導、連携強化の取組みを進める。随時・年4回

【計画の進捗状況】

区分	3年度	4年度	5年度(見込)	
	実績値	実績値	目標値	実績値
総合的・専門的な相談支援	済	済	済	済
地域の相談支援体制の強化	随時・年4回	随時・年4回	随時・年4回	随時・年4回

※ 令和5年度は実績見込値です。

【第7期計画に向けた課題】

総合的・専門的な相談支援の実施については、市内2カ所の障害者相談支援事業所で行っており、基幹相談支援センターでは、相談支援事業所や事業所に対して、随時専門的な指導、助言、困難事例の対応等を実施しています。

今後は、地域と連携した相談支援体制の構築を図っていくことが必要です。

(7) 障害福祉サービス等の質の向上

【国の基本指針等】

令和5年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築すること。

【稲城市の考え方】

サービスの質の向上を図るための体制	
目標値	年3回

【計画の進捗状況】

区分	3年度	4年度	5年度(見込)	
	実績値	実績値	目標値	実績値
サービスの質の向上を図るための体制	年4回	年4回	年3回	年4回

※ 令和5年度は実績見込値です。

【第7期計画に向けた課題】

障害福祉サービスの質の向上のため、事業者が利用者に対して真に必要とするサービスを適切に提供できるような体制を引き続き構築していくことが必要です。

5 アンケート調査結果からみえる現状

(1) アンケート調査の実施概要

①調査対象

身体障害者手帳所持の方、愛の手帳（療育手帳）所持の方、精神障害者保健福祉手帳所持の方、自立支援医療制度（精神通院）利用の方、障害福祉サービスを受給している方

②調査時期

令和5年2月

③調査方法

郵送による配布・回収

④回収状況

配布数	有効回答数	有効回答率
3,983通	1,759通 (うち、インターネット回答 334人)	44.2%

※本アンケートの単純集計及び自由記述集計のデータは資料編 p.97 に掲載しています。

(2) アンケート調査の主な結果

○回答者の年齢について

「75歳以上」の割合が29.3%と最も高く、次いで「65～74歳」の割合が13.7%、「50代」の割合が13.1%となっています。

回答者数 = 1,759

未就学児童（0～5歳）

学齢児童（6～17歳）

18、19歳

20代

30代

40代

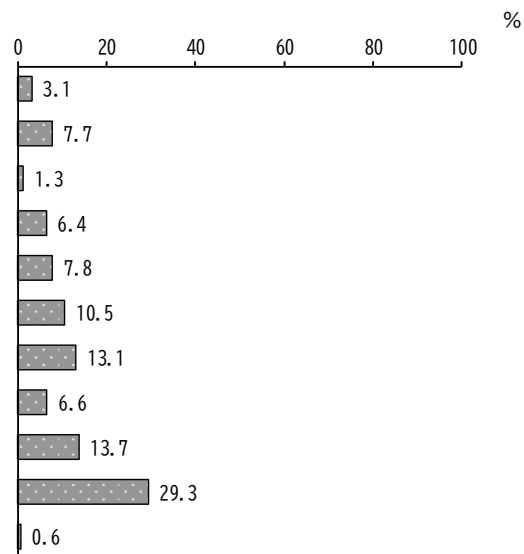
50代

60～64歳

65～74歳

75歳以上

無回答

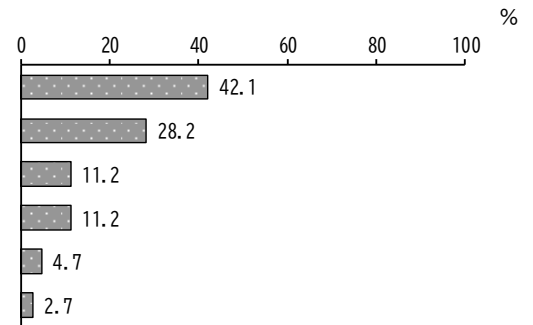


○主に介助・支援してくれる人について

「父母・祖父母・兄弟姉妹」の割合が42.1%と最も高く、次いで「配偶者」の割合が28.2%、「子ども」、「ホームヘルパーや施設の職員」の割合が11.2%となっています。

回答者数 = 877

父母・祖父母・兄弟姉妹
配偶者
子ども
ホームヘルパーや施設の職員
その他
無回答



【手帳種別】

手帳種別にみると、愛の手帳（療育手帳）で「父母・祖父母・兄弟姉妹」の割合が、身体障害者手帳で「配偶者」「子ども」の割合が高くなっています。

単位：%

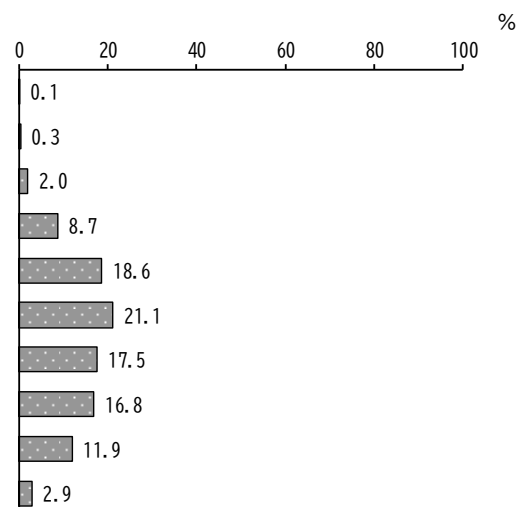
区分	回答者数 (件)	父母・祖父母・兄弟姉妹	配偶者	子ども	ホームヘルパーや施設の職員	その他	無回答
全 体	877	42.1	28.2	11.2	11.2	4.7	2.7
身体障害者手帳	439	21.0	41.9	16.9	12.8	4.8	2.7
愛の手帳（療育手帳）	196	79.6	5.1	0.5	11.7	1.0	2.0
精神障害者手帳	198	42.9	27.3	8.6	11.6	7.1	2.5

○主に介助・支援してくれる家族の年齢について

「50代」の割合が21.1%と最も高く、次いで「40代」の割合が18.6%、「60代」の割合が17.5%となっています。

回答者数 = 714

10歳未満
10代
20代
30代
40代
50代
60代
70代
80歳以上
無回答

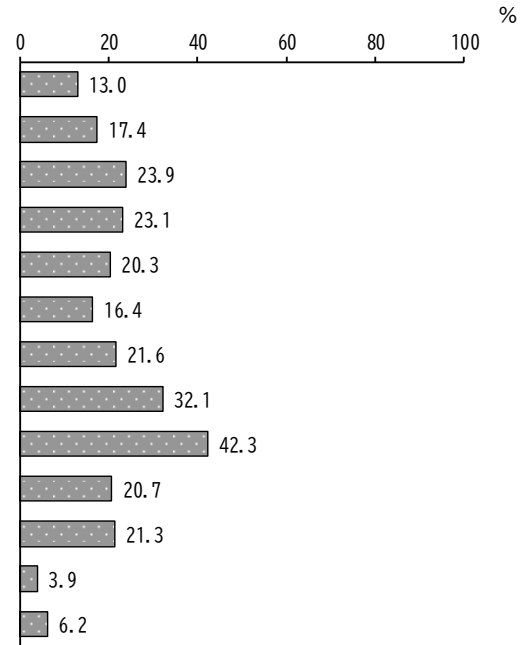


○介助・支援する際の困りごとについて

「自分が高齢等により支援できなくなる不安がある」の割合が42.3%と最も高く、次いで「精神的な負担が大きい」の割合が32.1%、「自分の時間が持てない」の割合が23.9%となっています。

回答者数 = 714

支援の方法がわからない、難しい
 支援に十分な時間がさけない
 自分の時間が持てない
 家族や自分の就労に影響がある
 腰痛など身体的な負担が大きい
 睡眠時間が十分にとれない
 経済的な負担が大きい
 精神的な負担が大きい
 自分が高齢等により支援できなくなる不安がある
 自分の健康状態がよくない
 特にな
 その他
 無回答



【手帳種別】

手帳種別にみると、愛の手帳（療育手帳）で「自分が高齢等により支援できなくなる不安がある」の割合が、身体障害者手帳で「腰痛など身体的な負担が大きい」の割合が、精神障害者手帳で「経済的な負担が大きい」の割合が高くなっています。

単位：%

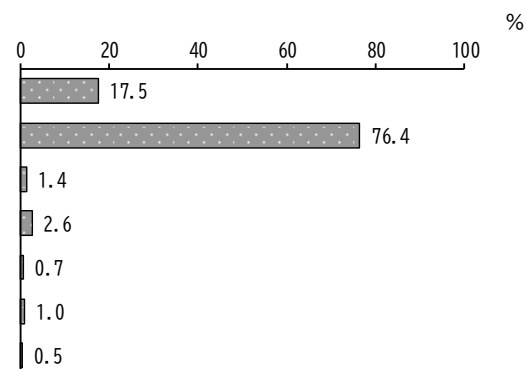
区分	回答者数（件）	支援の方法がわからない、難しい	支援に十分な時間がさけない	自分の時間が持てない	家族や自分の就労に影響がある	腰痛など身体的な負担が大きい	睡眠時間が十分にとれない	経済的な負担が大きい	精神的な負担が大きい	自分が高齢等により支援できなくなる不安がある	自分の健康状態がよくない	特にな	その他	無回答
全体	714	13.0	17.4	23.9	23.1	20.3	16.4	21.6	32.1	42.3	20.7	21.3	3.9	6.2
身体障害者手帳	350	10.6	16.9	26.9	21.1	29.7	18.9	18.3	31.4	45.7	24.3	21.7	3.4	7.7
愛の手帳（療育手帳）	167	16.2	18.0	31.1	29.9	24.6	24.0	24.0	34.7	55.7	24.0	15.6	7.2	1.2
精神障害者手帳	156	16.7	21.2	20.5	23.1	12.8	18.6	30.1	40.4	41.0	25.6	19.9	3.8	7.1

○現在の暮らしの状況について

「家族と暮らしている」の割合が76.4%と最も高く、次いで「一人で暮らしている」の割合が17.5%となっています。

回答者数 = 1,759

一人で暮らしている
 家族と暮らしている
 グループホームで暮らしている
 福祉施設（障害者支援施設、高齢者支援施設）で暮らしている
 病院に入院している
 その他
 無回答



【手帳種別】

手帳種別にみると、精神障害者手帳で「一人で暮らしている」の割合が高くなっています。

単位：%

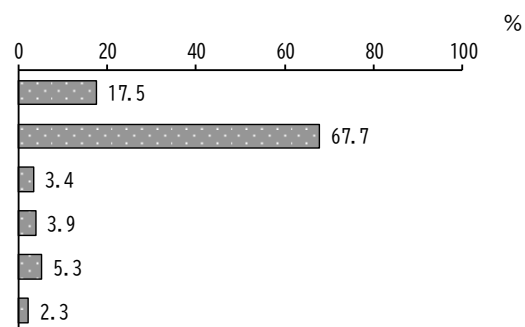
区分	回答者数（件）	一人で暮らしている	家族と暮らしている	グループホームで暮らしている	福祉施設（障害者支援施設、高齢者支援施設）で暮らしている	病院に入院している	その他	無回答
全体	1759	17.5	76.4	1.4	2.6	0.7	1.0	0.5
身体障害者手帳	986	18.1	75.5	1.0	2.8	1.1	1.2	0.3
愛の手帳（療育手帳）	241	7.9	80.9	5.4	3.3	1.7	0.4	0.4
精神障害者手帳	350	24.9	70.6	1.4	1.1	0.6	1.1	0.3

○今後4年以内（令和5年～令和8年）の希望する暮らし方について

「家族と一緒に生活をしたい」の割合が67.7%と最も高く、次いで「一般の住宅で一人暮らしをしたい」の割合が17.5%となっています。

回答者数 = 1,759

- 一般の住宅で一人暮らしをしたい
- 家族と一緒に生活をしたい
- グループホームなどを利用したい
- 福祉施設（障害者支援施設、高齢者支援施設）で暮らしたい
- その他
- 無回答



【手帳種別】

手帳種別にみると、精神障害者手帳で「一般の住宅で一人暮らしをしたい」の割合が高くなっています。

単位：%

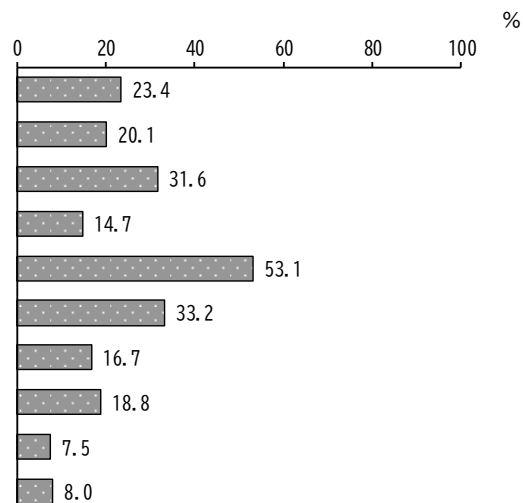
区分	回答者数（件）	一般の住宅で一人暮らしをしたい	家族と一緒に生活をしたい	グループホームなどを利用したい	福祉施設（障害者支援施設、高齢者支援施設）で暮らしたい	その他	無回答
全 体	1759	17.5	67.7	3.4	3.9	5.3	2.3
身体障害者手帳	986	16.0	68.9	2.2	5.5	5.0	2.4
愛の手帳（療育手帳）	241	8.7	66.4	13.7	5.4	3.3	2.5
精神障害者手帳	350	25.4	58.3	4.0	1.7	9.7	0.9

○希望する暮らしを送るために必要な支援について

「経済的な負担の軽減」 回答者数 = 1,759

の割合が53.1%と最も高く、次いで「相談対応等の充実」の割合が33.2%、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」の割合が31.6%となっています。

在宅で医療的ケアなどが適切に得られること
 障害者に適した住宅の確保
 必要な在宅サービスが適切に利用できること
 生活訓練等の充実
 経済的な負担の軽減
 相談対応等の充実
 地域住民等の理解
 コミュニケーションについての支援
 その他
 無回答



【手帳種別】

手帳種別にみると、愛の手帳（療育手帳）で「地域住民等の理解」「コミュニケーションについての支援」「相談対応等の充実」「障害者に適した住宅の確保」の割合が高くなっています。

単位：%

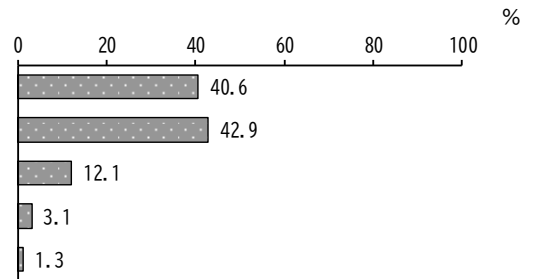
区分	回答者数（件）	在宅で医療的ケアなどが適切に得られること	障害者に適した住宅の確保	必要な在宅サービスが適切に利用できること	生活訓練等の充実	経済的な負担の軽減	相談対応等の充実	地域住民等の理解	コミュニケーションについての支援	その他	無回答
全体	1759	23.4	20.1	31.6	14.7	53.1	33.2	16.7	18.8	7.5	8.0
身体障害者手帳	986	32.3	21.8	39.9	13.4	46.9	25.8	12.6	12.2	7.6	9.1
愛の手帳（療育手帳）	241	12.9	37.3	35.7	27.8	53.9	53.1	39.8	41.9	7.9	5.8
精神障害者手帳	350	14.0	18.9	21.4	15.7	68.3	40.9	17.1	24.3	7.7	4.9

○1週間の外出頻度について

「数回外出する」の割合が42.9%と最も高く、次いで「毎日外出する」の割合が40.6%、「めったに外出しない」の割合が12.1%となっています。

回答者数 = 1,759

毎日外出する
数回外出する
めったに外出しない
全く外出しない
無回答



【手帳種別】

手帳種別にみると、愛の手帳（療育手帳）で「毎日外出する」の割合が高くなっています。

単位：%

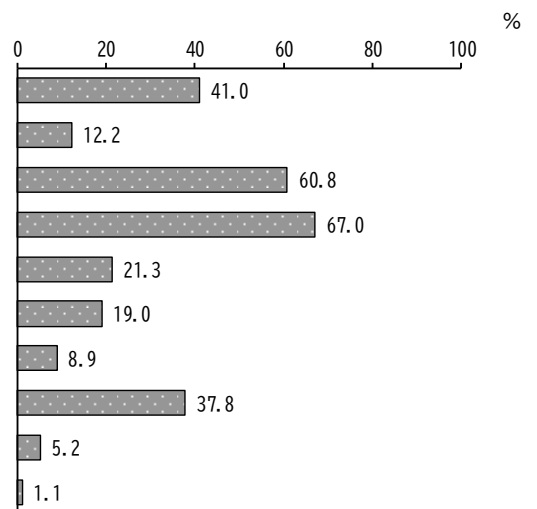
区分	回答者数 (件)	毎日外出する	数回外出する	めったに外出しない	全く外出しない	無回答
全 体	1759	40.6	42.9	12.1	3.1	1.3
身体障害者手帳	986	32.2	47.7	14.9	3.9	1.4
愛の手帳（療育手帳）	241	63.1	27.4	7.5	1.2	0.8
精神障害者手帳	350	37.7	44.3	13.1	3.4	1.4

○外出の目的について

「買い物に行く」の割合が67.0%と最も高く、次いで「医療機関への受診」の割合が60.8%、「通勤・通学・通所」の割合が41.0%となっています。

回答者数 = 1,682

通勤・通学・通所
訓練やリハビリに行く
医療機関への受診
買い物に行く
友人・知人に会う
趣味やスポーツをする
グループ活動に参加する
散歩に行く
その他
無回答

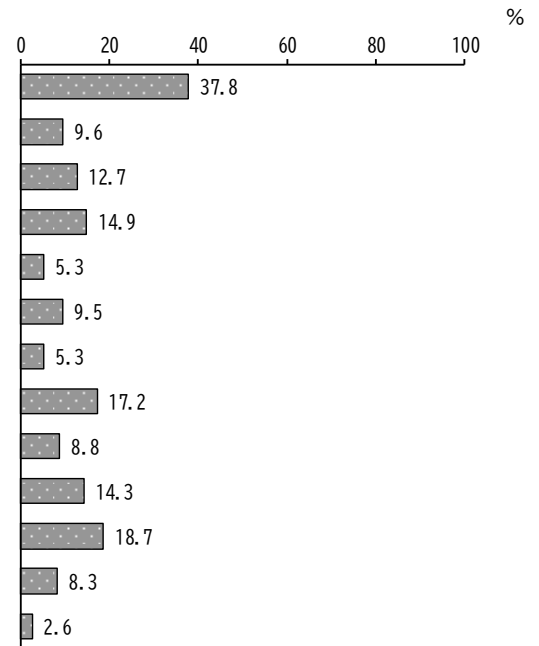


○外出するときに困ることについて

「特に困ることはない」の割合が37.8%と最も高く、次いで「困ったときどうすればいいのかが心配」の割合が18.7%、「外出にお金がかかる」の割合が17.2%となっています。

回答者数 = 1,682

特に困ることはない
公共交通機関が少ない（ない）
列車やバスの乗り降りが困難
通りや駅に階段や段差が多い
切符の買い方や乗換えの方法が分かりにくい
外出先の建物の設備が不便（通路、トイレ、エレベーターなど）
介助者・支援者が確保できない
外出にお金がかかる
周囲の目が気になる
発作などの突然の身体の変化が心配
困ったときどうすればいいのかが心配
その他
無回答



【手帳種別】

手帳種別にみると、愛の手帳（療育手帳）で「困ったときどうすればいいのかが心配」の割合が、精神障害者手帳で「外出にお金がかかる」「発作などの突然の身体の変化が心配」の割合が高くなっています。

単位：%

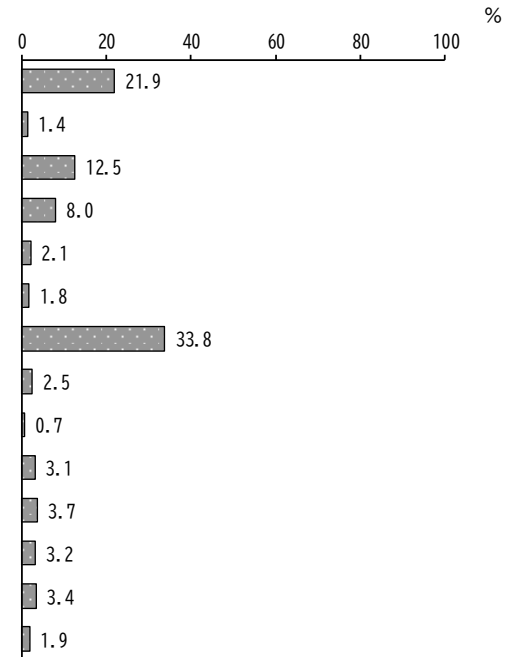
区分	回答者数（件）	特に困ることはない	公共交通機関が少ない（ない）	列車やバスの乗り降りが困難	通りや駅に階段や段差が多い	切符の買い方や乗換えの方法が分かりにくい	外出先の建物の設備が不便（通路、トイレ、エレベーターなど）	介助者・支援者が確保できない	外出にお金がかかる	周囲の目が気になる	発作などの突然の身体の変化が心配	困ったときどうすればいいのかが心配	その他	無回答
全体	1682	37.8	9.6	12.7	14.9	5.3	9.5	5.3	17.2	8.8	14.3	18.7	8.3	2.6
身体障害者手帳	934	35.7	11.1	18.4	21.6	3.7	13.2	5.9	15.2	4.2	15.0	14.6	9.6	2.8
愛の手帳（療育手帳）	236	23.7	8.1	15.3	10.6	14.4	11.9	15.3	11.9	15.7	14.4	38.6	10.2	3.8
精神障害者手帳	333	30.0	9.0	6.0	7.8	5.1	6.0	3.6	28.5	19.2	21.6	24.6	8.4	2.1

○平日の日中の主な過ごしたかについて

「自宅で過ごしている」の割合が33.8%と最も高く、次いで「会社勤めまたは自営業などの、収入を得る仕事をしている」の割合が21.9%、「専業主婦(主夫)をしている」の割合が12.5%となっています。

回答者数 = 1,759

会社勤めまたは自営業などの、収入を得る仕事をしている
 稲城市の地域活動支援センターやボランティアなどで活動をしている
 専業主婦(主夫)をしている
 福祉施設、通所事業所等に通っている(就労継続A型も含む)
 病院等のデイケアに通っている
 リハビリテーションを受けている
 自宅で過ごしている
 入所している施設や病院等で過ごしている
 大学、専門学校、職業訓練校に通っている
 特別支援学校(小中高等部)に通っている
 一般の高校、小中学校に通っている
 幼稚園、保育所、障害児通園施設に通っている
 その他
 無回答

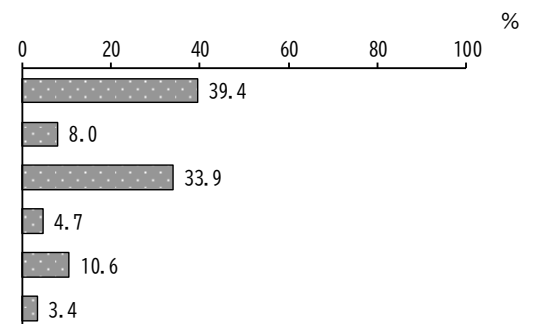


○現在の勤務形態について

「正社員で他の社員と勤務条件等に違いは無い」の割合が39.4%と最も高く、次いで「パート・アルバイト等の非常勤、または派遣社員」の割合が33.9%となっています。

回答者数 = 386

正社員で他の社員と勤務条件等に違いは無い
 正社員で短時間勤務などの障害者配慮がある
 パート・アルバイト等の非常勤、または派遣社員
 自営業(農業等)
 その他
 無回答



【手帳種別】

手帳種別にみると、愛の手帳(療育手帳)、精神障害者手帳で「パート・アルバイト等の非常勤、または派遣社員」の割合が高くなっています。

単位：%

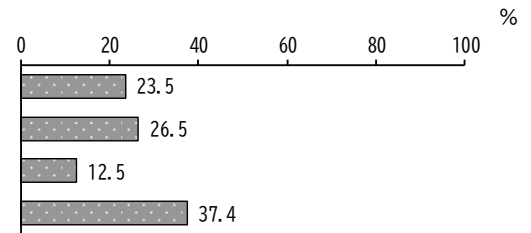
区分	回答者数(件)	正社員で他の社員と勤務条件等に違いは無い	正社員で短時間勤務などの障害者配慮がある	パート・アルバイト等の非常勤、または派遣社員	自営業(農業等)	その他	無回答
全体	386	39.4	8.0	33.9	4.7	10.6	3.4
身体障害者手帳	191	43.5	6.3	30.9	7.9	9.9	1.6
愛の手帳(療育手帳)	51	17.6	21.6	41.2	3.9	9.8	5.9
精神障害者手帳	86	22.1	11.6	40.7	2.3	18.6	4.7

○今後、収入を得る仕事をしたいかについて

「仕事をしたいが、できない」の割合が26.5%と最も高く、次いで「仕事をしたい」の割合が23.5%、「仕事をしたくない」の割合が12.5%となっています。

回答者数 = 671

- 仕事をしたい
- 仕事をしたいが、できない
- 仕事をしたくない
- 無回答

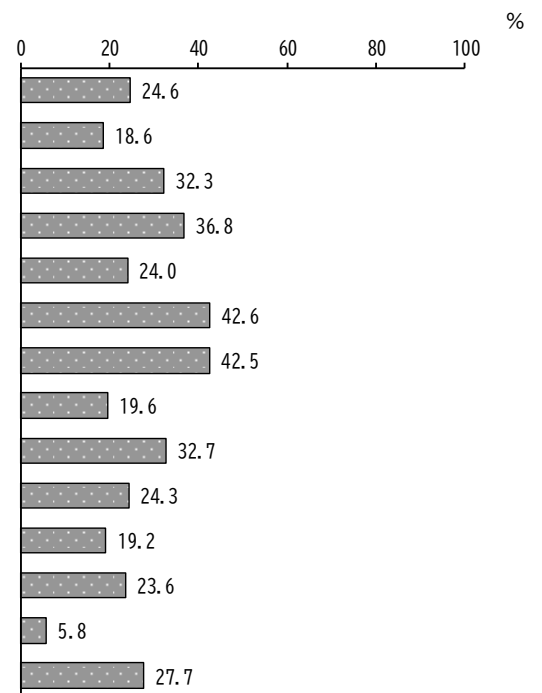


○障害者の就労支援として必要なことについて

「職場の障害者理解」の割合が42.6%と最も高く、次いで「職場の上司や同僚に障害の理解があること」の割合が42.5%、「勤務時間や日数が体調に合わせて変更できること」の割合が36.8%となっています。

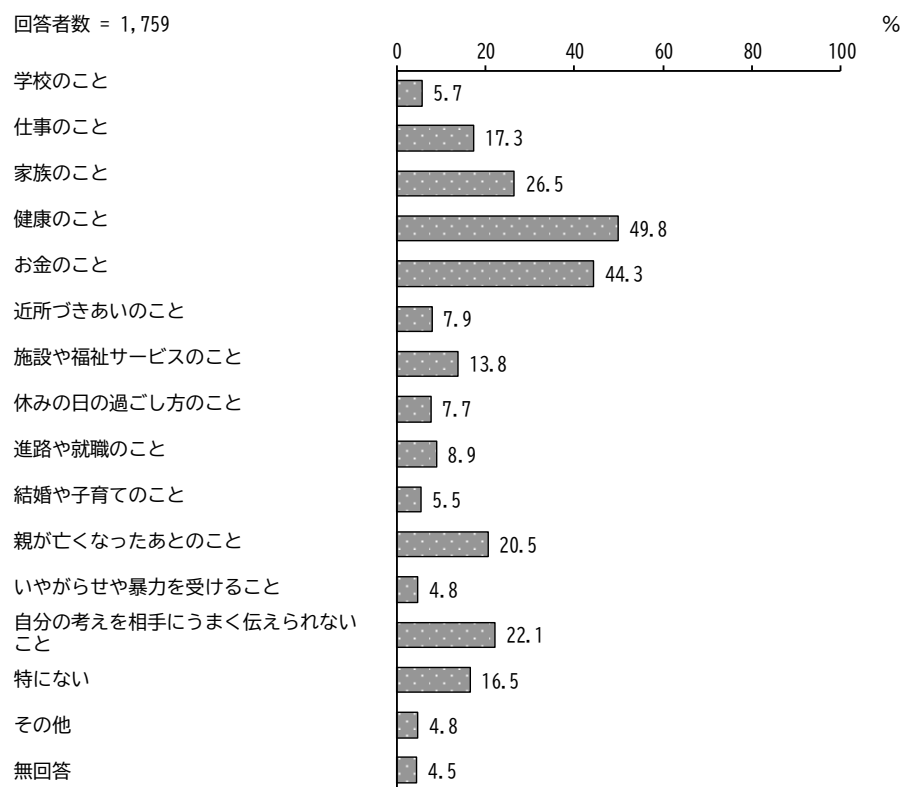
回答者数 = 1,759

- 通勤手段の確保
- 勤務場所におけるバリアフリー等の配慮
- 短時間勤務や勤務日数等の配慮
- 勤務時間や日数が体調に合わせて変更できること
- 在宅勤務の拡充
- 職場の障害者理解
- 職場の上司や同僚に障害の理解があること
- 職場で介助や援助等が受けられること
- 具合が悪くなったときに気軽に通院できること
- 就労後のフォローなど職場と支援機関の連携
- 職業ニーズに合った就労訓練
- 仕事についての職場以外での相談対応、支援
- その他
- 無回答



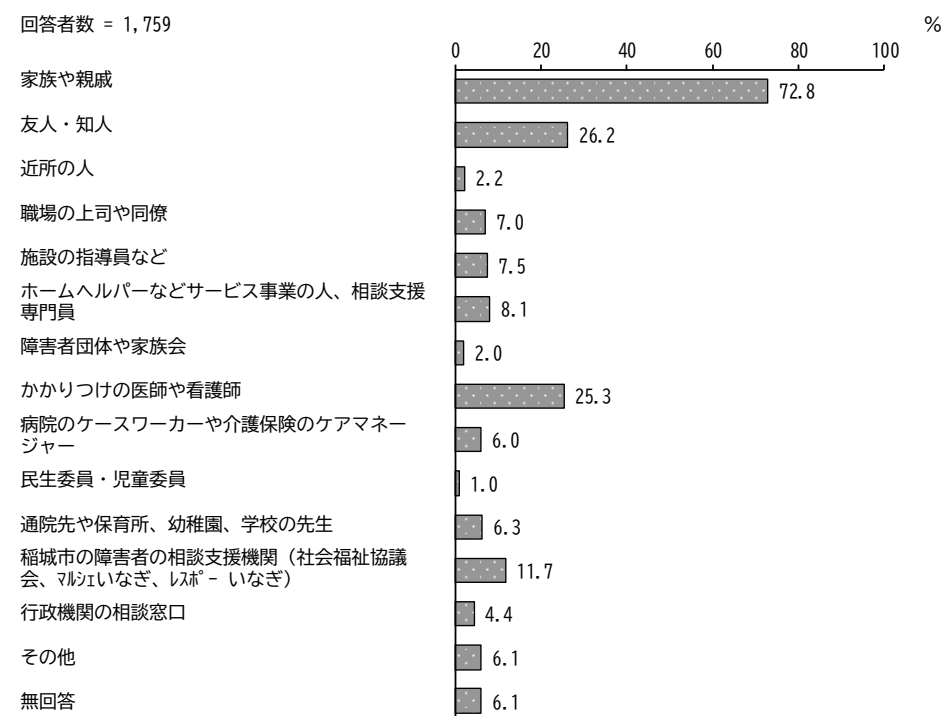
○毎日の生活の困りごとや不安に思うことについて

「健康のこと」の割合が 回答者数 = 1,759
 49.8%と最も高く、次いで
 「お金のこと」の割合が
 44.3%、「家族のこと」の割
 合が26.5%となっていま
 す。



○普段の悩みや困った時の相談相手について

「家族や親戚」の割合が 回答者数 = 1,759
 72.8%と最も高く、次いで
 「友人・知人」の割合が
 26.2%、「かかりつけの医
 師や看護師」の割合が
 25.3%となっています。

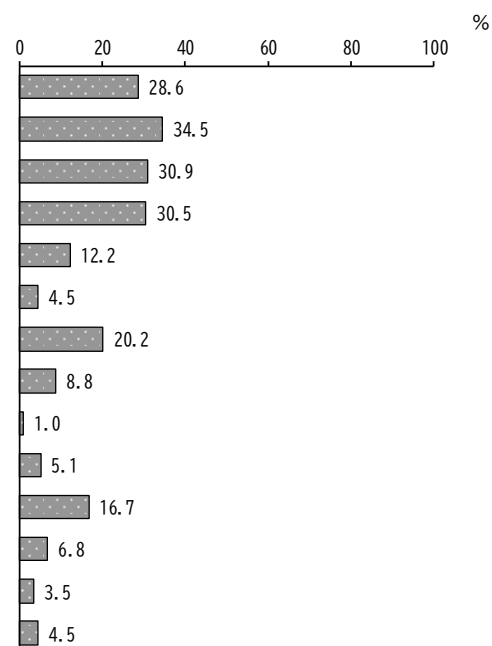


○障害のことや福祉サービスに関する情報の入手方法について

「行政機関の広報誌」の割合が34.5%と最も高く、次いで「インターネット」の割合が30.9%、「家族や親戚、友人・知人」の割合が30.5%となっています。

回答者数 = 1,759

本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース	28.6
行政機関の広報誌	34.5
インターネット	30.9
家族や親戚、友人・知人	30.5
サービス事業者の人や施設職員、相談支援専門員	12.2
障害者団体や家族会（団体の機関誌など）	4.5
かかりつけの医師や看護師	20.2
病院のケースワーカーや介護保険のケアマネージャー	8.8
民生委員・児童委員	1.0
通院先や保育所、幼稚園、学校の先生	5.1
稲城市の障害者の相談支援機関（社会福祉協議会、マルシェいなぎ、レスポ-いなぎ）	16.7
行政機関の相談窓口	6.8
その他	3.5
無回答	4.5



【手帳種別】

手帳種別にみると、愛の手帳（療育手帳）で「稲城市の障害者の相談支援機関（社会福祉協議会、マルシェいなぎ、レスポ-いなぎ）」「家族や親戚、友人・知人」「サービス事業者の人や施設職員、相談支援専門員」の割合が高くなっています。

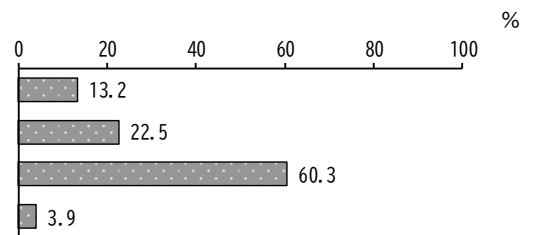
単位：%

区分	回答者数（件）	本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース	行政機関の広報誌	インターネット	家族や親戚、友人・知人	サービス事業者の人や施設職員、相談支援専門員	障害者団体や家族会（団体の機関誌など）	かかりつけの医師や看護師
全体	1759	28.6	34.5	30.9	30.5	12.2	4.5	20.2
身体障害者手帳	986	32.6	41.0	24.0	28.9	10.4	5.4	21.5
愛の手帳（療育手帳）	241	19.1	24.1	22.4	46.1	26.6	12.0	16.6
精神障害者手帳	350	21.7	27.4	40.6	26.6	11.7	3.7	20.0

区分	病院のケースワーカーや介護保険のケアマネージャー	民生委員・児童委員	通院先や保育所、幼稚園、学校の先生	稲城市の障害者の相談支援機関（社会福祉協議会、マルシェいなぎ、レスポ-いなぎ）	行政機関の相談窓口	その他	無回答
全体	8.8	1.0	5.1	16.7	6.8	3.5	4.5
身体障害者手帳	11.2	1.2	2.2	12.4	6.9	3.3	5.3
愛の手帳（療育手帳）	5.4	0.4	10.0	36.1	8.3	5.0	3.3
精神障害者手帳	6.9	0.9	4.6	23.4	7.4	4.6	3.4

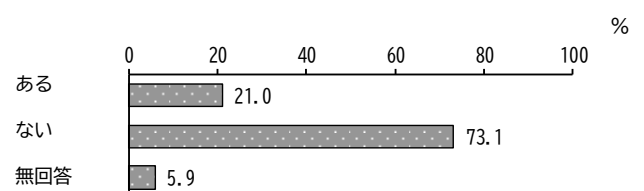
○障害者差別解消法の認知状況について

「知らない」の割合が回答者数 = 1,759
60.3%と最も高く、次いで
「よく知らないが、聞いた
ことはある」の割合が
22.5%、「知っている」の割
合が13.2%となっていま
す。



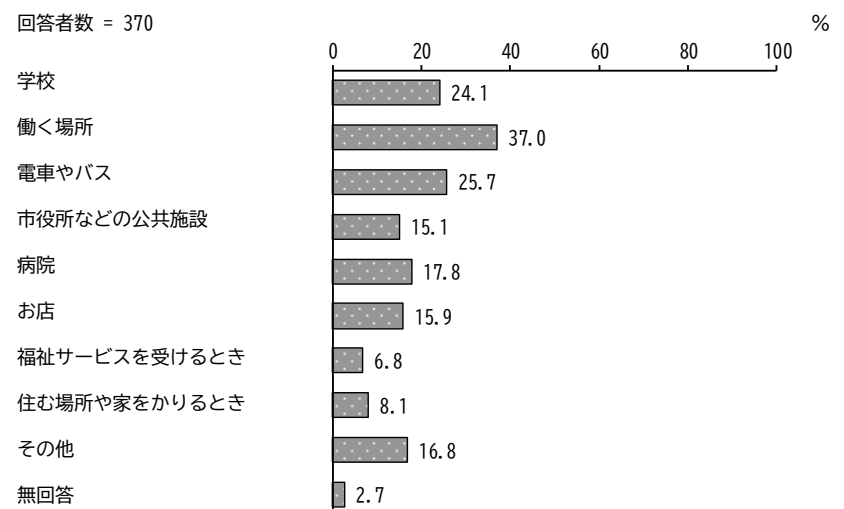
○差別をされた（他の人とは違う扱いをされた）と経験の有無について

「ある」の割合が21.0%、回答者数 = 1,759
「ない」の割合が73.1%と
なっています。



○差別をされた（他の人とは違う扱いをされた）を経験した場所や場面について

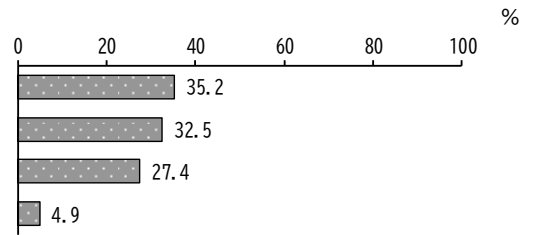
「働く場所」の割合が回答者数 = 370
37.0%と最も高く、次いで
「電車やバス」の割合が
25.7%、「学校」の割合が
24.1%となっています。



○成年後見制度の認知状況について

「知っている」の割合が 35.2%と最も高く、次いで「よく知らないが、聞いたことはある」の割合が32.5%、「知らない」の割合が27.4%となっています。

回答者数 = 1,759



【手帳種別】

手帳種別にみると、愛の手帳（療育手帳）で「知らない」の割合が、身体障害者手帳で「知っている」の割合が高くなっています。

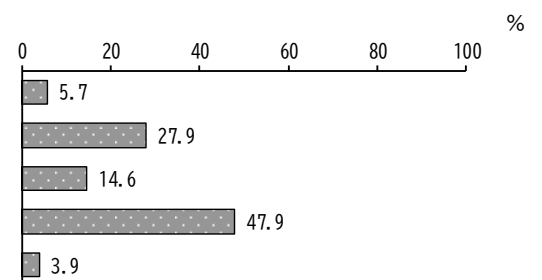
単位：%

区分	回答者数 (件)	知っている	よく知らないが、聞いたことはある	知らない	無回答
全体	1759	35.2	32.5	27.4	4.9
身体障害者手帳	986	40.8	29.8	23.2	6.2
愛の手帳（療育手帳）	241	28.2	30.3	36.9	4.6
精神障害者手帳	350	28.9	37.4	31.7	2.0

○『避難行動要支援者市民相互支援ネットワーク』の仕組みの利用状況について

「わからない」の割合が 47.9%と最も高く、次いで「今後利用（登録）したい」の割合が27.9%、「利用（登録）したくない、利用（登録）の必要はない」の割合が14.6%となっています。

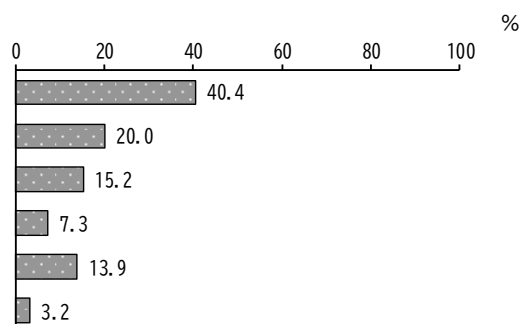
回答者数 = 1,759



○地震や台風などの災害時に一人で避難できるかについて

「一人で避難できる」の割合が40.4%と最も高く、次いで「介助は不要だが、同行者は必要」の割合が20.0%、「介助者が一人いれば避難できる」の割合が15.2%となっています。

回答者数 = 1,759



【手帳種別】

手帳種別にみると、愛の手帳（療育手帳）で「介助は不要だが、同行者は必要」「介助者が一人いれば避難できる」の割合が、精神障害者手帳で「一人で避難できる」の割合が高くなっています。

単位：%

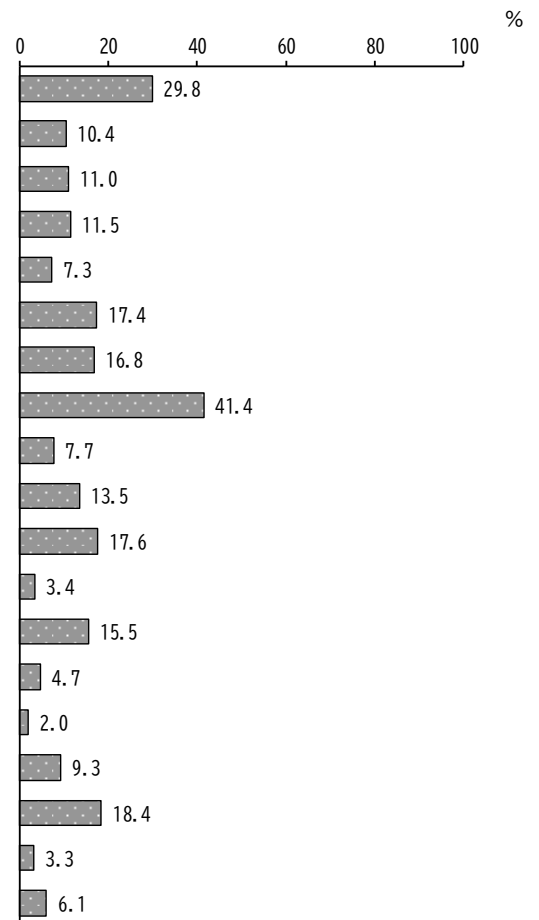
区分	回答者数(件)	一人で避難できる	介助は不要だが、同行者は必要	介助者が一人いれば避難できる	複数の介助者が必要である	わからない	無回答
全体	1759	40.4	20.0	15.2	7.3	13.9	3.2
身体障害者手帳	986	38.7	17.7	18.2	10.4	11.6	3.3
愛の手帳（療育手帳）	241	16.2	31.1	23.2	13.3	10.8	5.4
精神障害者手帳	350	47.1	19.4	8.6	2.9	20.0	2.0

○市が、障害者のために力をいれてほしい取り組みについて

「手当や年金などの経済的な支援」の割合が41.4%と最も高く、次いで「相談支援や情報提供の充実」の割合が29.8%、「病気や障害のある人の家族を支援するための環境づくり」の割合が18.4%となっています。

回答者数 = 1,759

相談支援や情報提供の充実	29.8
グループホームなどの地域で暮らせる場の整備	10.4
入所施設の整備	11.0
障害者に配慮された住まいの整備	11.5
日中活動の場の整備	7.3
在宅で受けられるサービスの充実	17.4
医療やリハビリの充実	16.8
手当や年金などの経済的な支援	41.4
療育や教育の充実	7.7
働きやすい環境づくり	13.5
障害についての理解の促進	17.6
権利擁護や虐待防止の取り組み	3.4
災害時の支援体制の整備	15.5
余暇活動や趣味の講座などの充実	4.7
ボランティア活動の充実	2.0
交通機関や施設などのバリアフリー、ユニバーサルデザインの促進	9.3
病気や障害のある人の家族を支援するための環境づくり	18.4
その他	3.3
無回答	6.1



6 本市の障害者を取り巻く現状と課題

ここでは、アンケート調査結果や国の動向を踏まえ、基本目標ごとに現状と課題を整理しました。

1 「自分らしく暮らせる地域生活の支援」についての課題

- 個々の障害のある人のニーズや実態に応じて適切な支援が行えるよう、相談機関の周知・場の充実や、支援につなげる連携体制を強化し、相談体制を充実していくことが必要です。
- 障害のある人の個々のニーズや実態に応じて適切な支援が行えるよう、居宅介護や生活介護、短期入所などの在宅サービスの量的・質的な充実が求められています。
- 障害の重度化に伴い、地域で生活することが難しくなることが考えられます。重度障害があっても地域で暮らせるよう、身近な地域に受入可能な事業所が必要です。また、障害者の重度化・高齢化を見据え、障害者の生活を地域全体で支える地域生活支援拠点等の整備が求められています。
- 今後も地域生活支援拠点の整備とあわせて、保健・医療・福祉・教育等の関係機関の連携強化が必要です。
- ライフステージに合わせて、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援の提供が必要です。
- 障害のある人が地域で安心して生活していくためには、経済的に安定していることが重要であり、年金や手当の適正な支給や税の減免等、諸制度の周知を推進していくことが必要です。
- 障害のある人が望む住まい方を基本として、地域で自立し、安定した社会生活を送り続けるための環境づくりを進めていくことが必要です。
- 難病患者やその家族に対し、必要な情報の提供に努めるとともに、難病患者の生活支援のため、必要な障害福祉サービスの利用支援等の充実が必要です。
- 災害発生時における避難行動に支援が必要な方に対して、地域の人々が協力して助け合う共助の推進に取り組むことで、障害者の援護体制の強化を図っていくことが必要です。

2 「健やかな育ちに合わせた支援の充実」についての課題

- 早期から継続的な支援を行うために、早期発見、早期療育が求められています
- 関係機関と連携した包括的かつ重層的な支援体制・相談体制の充実と情報共有や、障害児サービスの充実を推進していくことが必要です。

3 「だれもが活躍する地域づくり」についての課題

- 一般企業による雇用の促進や就労定着に向け、障害への理解の促進に積極的に取り組んでいくことが必要です。
- 職場実習の推進や雇用前の雇入れ支援から雇用後の職場定着支援までの一貫した支援を行うことが必要です。
- 多様な交流機会づくりに努め、障害のある人の社会参加を促進し、その能力や個性を引き出すことができるよう、関係団体、地域組織等との連携を図っていくことが必要です。
- 障害のある方やその家族の不安や困難をできる限り軽減できるよう、障害者団体等に関する情報提供するとともに、加入を促進することが重要です。
- 障害のある人を含む、すべての人にやさしく安全なまちづくりに向けて、既存施設のバリアフリー化や、生活道路や歩道の整備に努めることが必要です。

4 「互いを認め合う社会づくり」についての課題

- 差別解消に向けた具体的な行動につながるよう、障害に関する正しい知識を市民の中に広げていくため、法の趣旨や障害のある人に対する理解を深める啓発活動を進めることが重要です。
- 成年後見制度等の権利擁護にかかわる制度を活用しながら、本人の意思をできる限り尊重し、その能力を最大限生かして生活を送ることができるよう支援することが必要です。
- 障害者が地域の中で尊厳をもって暮らせる社会の実現に向けて、障害者に対する虐待や権利侵害を身近な問題としてとらえ、社会全体で支え合っていくことが重要です。
- 共生社会の実現は、地域住民がお互いに支え合って暮らしていくことができるような地域づくりに積極的に取り組んでいくことが必要です。



計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

障害のある人が住み慣れた地域で様々な人とともに生き安心して暮らしていくために必要な支援、また、就労や社会参加など障害者本人の意思を尊重した支援に地域ぐるみで取り組んでいくことが必要です。

本計画では、第三次稲城市障害者計画の基本理念であった「ともに生き、ともにつくる まちづくり」を継承しつつ、稲城らしさを念頭においた計画とするため、『ともに生き、ともにつくる まち “いなぎ”』を基本理念とします。

誰一人取り残さず、すべての人が地域社会でともに生きていくソーシャルインクルージョンの理念をもとに、地域共生社会の実現に努め、障害のある人の生活を支援する様々な施策に取り組み、稲城らしさのあるまちづくりを推進していきます。

【基本理念】

ともに生き、ともにつくる まち “いなぎ”

【参考】第五次稲城市長期総合計画抜粋

障害者（児）福祉の充実

障害者が、住み慣れた地域で自分らしくいきいきと暮らしていけるよう、個々の特性に応じた相談支援やサービスの提供等、障害者や障害児の福祉の充実に努めます。

また、障害の重度化、障害者やその家族の高齢化が進む中、支援を必要とする人がライフステージに応じたサービスを受けられるよう、情報提供やサービス提供体制の確保に努めます。

さらに、就労等の社会参加の機会や地域との交流の場の充実に努めることで、障害への理解を深め、支え合う地域づくりの推進に努めます。

2030年代の稲城

- ① 障害のある人が、住み慣れた地域で自分らしくいきいきと暮らしています。
- ② 子どもの発達段階に応じた切れ目のない支援を受けて、健やかに成長しています。
- ③ 障害のある人の就労や社会参加が進み、自分らしく地域で活動し、活躍しています。
- ④ 障害のある人もない人も、互いに理解し合い、支え合う社会となっています。

|| 2 計画の基本方針

「ともに生き、ともにつくる まち “いなぎ”」を目指してさまざまな施策、事業を展開するに当たって、次の基本方針に留意しながら進めていくこととします。

基本方針1 人権の尊重・障害者虐待の防止

市民がそれぞれの心身の状況や立場等を理解しあい、障害の有無にかかわらず、すべての市民の人権が尊重される地域社会づくりに努めます。

基本方針2 サービス利用者本人の意見を尊重した支援

障害のある人の立場に立ち、必要な福祉サービス等が提供されるよう、本人の意思決定を支援し、自己決定を尊重した支援に努めます。

基本方針3 とともに生きるまちづくり

障害のある人が住みなれた地域で、差別されることなく、自分らしく暮らせる地域共生社会の実現に努めます。

行政機関だけでなく、地域住民や関係団体、事業所が一体となった支援を図るとともに、障害のある人もない人もともに過ごせる機会や場の充実を図り、互いを認め合う社会づくりの推進に努めます。

基本方針4 障害のある子どもへの支援

障害のある子どもとその保護者が、地域で安心して生活するために、関連施策と連携し、障害等の早期発見・早期支援に努めます。

障害のある子どもについて、乳幼児期から成人に至るまで、個々の特性に応じた切れ目のない支援ができるよう、保健、医療、福祉、教育等の連携による支援体制の整備に努めます。

基本方針5 他の施策との連携

障害のある人への支援を行う中で、新たな就労機会等の創出、学校教育、保健・医療との連携等、障害者施策と他の施策との連携を図ります。

3 計画の基本目標

基本目標1 自分らしく暮らせる地域生活の支援

障害のある人と障害のない人が地域社会を構成する一員として、互いに尊重し支えあいながら、住み慣れた地域で暮らしていけるよう、一人ひとりの状況やニーズに合わせた地域生活の支援を充実させるとともに、個々の特性に応じた支援を推進します。そのためにも、身近な場所で気軽に相談できる機会や場を確保していくとともに、障害のある人の権利を守る制度・サービスの充実と利用促進に努めます。

また、障害の重度化、障害のある人やその家族の高齢化が進むなか、近隣地域で必要なサービスを受けられるよう支援していくとともに、より一層情報提供の充実と情報アクセシビリティの向上等を図ります。

加えて、発達障害・高次脳機能障害や難病等についても、引き続き相談支援や普及啓発に努め、サービス提供体制の確保に努めます。

【基本施策】

- (1) 相談支援の推進（重層的な支援の推進）
- (2) 障害福祉サービスの推進
- (3) 保健・医療サービスの推進
- (4) 生活安定への支援
- (5) ライフステージに対応した支援の推進
- (6) 重度重複障害者（児）への支援の推進
- (7) 高次脳機能障害者・難病患者への支援の推進
- (8) 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の推進

基本目標2 子どもの健やかな育ちに合わせた支援の充実

障害や発達に課題のある子どもが保護者とともに地域でのびのびと安心して暮らしていけるよう、障害の早期発見、早期療育に努めるとともに、家庭における子育ての不安や負担の軽減を図る体制づくりに努めます。

また、障害のある子どもに対するサービスの提供体制を計画的かつ確実に構築していくため、子どもに対する施策等と緊密に連携をとりながら、適切なサービスを効果的に提供していきます。

加えて、保育や教育の場で、一人ひとりの発達や障害等の状況に応じた支援が受けられるよう、連携して取組みます。

【基本施策】

- (1) 障害児支援体制の推進
- (2) 障害児保育・教育の推進
- (3) インクルーシブ教育等の推進に向けた体制整備

基本目標3 だれもが活躍する地域づくり

障害のある人がその有する能力を十分に発揮し、社会に幅広く参加できるよう、障害者就労支援センターの地域開拓促進コーディネーターを中心に、ハローワーク、企業、特別支援学校、通所事業所などと引き続き連携を図りながら、一人ひとりの適性やニーズにあった多様な就労の場を確保するとともに、就労に向けた訓練の充実に努めます。

また、障害の有無にかかわらず、だれもが自由に社会に参画することができ、多様な生き方を選択し、より充実した生活となるよう、活動の場や機会の充実、交流を深めることのできる文化活動やスポーツ・レクリエーション活動の場、生涯を通じた学習の場や機会の提供・支援を図るとともに、当事者団体の自主的な活動を支援していきます。

【基本施策】

- (1) 就労支援の推進
- (2) 本人活動の推進
- (3) 団体活動の支援
- (4) 文化芸術活動・スポーツ等の振興

基本目標4 互いを認め合う社会づくり

障害のある人もない人も互いに理解し合い、支え合う社会を実現していくために、障害への理解と合理的配慮の促進に関する取組を進めるとともに、障害のある人に対する差別の解消、虐待防止に努めます。

さらに、障害のある人が安心して暮らすことができる地域社会を構築するため、より多くの人々が障害のある人とふれあう機会を持ち、障害のある人ない人がともに過ごせる機会や場の充実を図り、互いを認め合う社会づくりの推進に努めます。

【基本施策】

- (1) 差別の解消と障害者理解の促進
- (2) 権利擁護の推進と虐待の防止
- (3) 地域活動の促進

基本目標5 福祉のまちづくりの推進

社会環境の変化に伴い、価値観が多様化する中で、自らのライフスタイルを主体的に選択し、個性豊かな人生を送ろうとする人が増えています。

すべての人が安心して快適に暮らせるよう、バリアフリーやユニバーサルデザインについて周知を図り、推進に努めます。

また、災害発生時に障害のある人が速やかに避難し、被災後も安全に生活できるよう、地域の諸団体や関係機関との連携のもと、体制の充実を図ります。

【基本施策】

- (1) 災害対策等の推進【移動】
- (2) バリアフリー、ユニバーサルデザインの推進
- (3) 障害福祉を支える人材の育成・確保
- (4) 障害のある人の家庭への支援



施策の展開

基本目標 1 自分らしく暮らせる地域生活の支援

●施策 1 相談支援の推進（重層的な支援の推進）

現在、市内には社会福祉協議会とマルシェいなぎの2か所の相談支援拠点が整備されており、3障害いずれに関する相談にも対応しています。

多様化・複雑化する相談内容に対応し、障害のある人が、不安や悩みを軽減し、自立への意識を高め、必要なサービスを利用できるよう、切れ目無く一貫した支援が実施できる相談支援体制の強化や関係機関のさらなる連携を図ります。

また、障害のある人に関わる障害福祉サービス事業者や医療機関、学校、就労先などと連携し、障害のある人の地域生活を支える相談支援の体制を確立・強化します。

主要施策	内容
相談支援事業所の推進	地域の身近な相談窓口との連携も図りながら、市内2か所の総合相談窓口における相談支援を推進します。また、市では、総合相談・専門相談、権利擁護・虐待防止、地域移行・地域定着、地域の関係機関のネットワーク化といった基幹相談支援センターの役割を担います。 〔主な事業〕○相談支援事業 ○基幹相談支援センター
訪問相談の推進	相談支援事業所、障害福祉サービス事業者等が、精神障害者などの居宅等への訪問による相談・支援を行えるよう支援するとともに、医師等による都事業のアウトリーチ支援事業も活用します。 〔主な事業〕○相談支援事業
地域のネットワークの推進	2か所の総合相談窓口を中核に市役所、保健センター、病院、教育相談室等が、地域自立支援協議会の活用も図りながら連携・連絡を強化し、相談のつなぎや情報共有がスムーズに行われるネットワークを推進します。
計画相談支援の推進	福祉サービスの利用を希望する方が、それぞれの状況に応じて切れ目のない支援を受けられるよう、計画相談支援を推進し、サービス等利用計画の作成や見直し（モニタリング）を支援していきます。 〔主な事業〕○計画相談支援
重層的な支援の推進	障害・介護・子ども・生活困窮の4つの分野において、複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備し、関連分野が連携して伴走支援を実施します。 〔主な事業〕○重層的支援体制整備事業

●施策2 障害福祉サービスの推進

障害者総合支援法、児童福祉法に基づく障害福祉サービス等の質・量の確保に努めるとともに、成果目標を踏まえ、個々の状況に応じたサービスの提供体制の整備を進めます。

また、障害のある人が住み慣れた地域で生活し続けられるよう、障害のある人の心身の状況やニーズを的確に把握し、必要なサービスが必要な時に利用することのできる体制の整備を推進します。

また、サービスの質の向上を図るため、市内における事業所間や行政との協力、連携を強化するため、様々な場における情報の共有や協議の場を設置するなどの体制整備を促進します。

主要施策	内容
障害福祉計画・障害児福祉計画の着実な実行	「障害福祉計画」や「障害児福祉計画」に基づき、ニーズ量・見込み量等に応じたサービス提供体制の整備に努めます。また、本人や介助・支援者の高齢化が進んでいることから、高齢者福祉や介護保険サービスとの連携を図ります。
	〔主な事業〕○福祉施設の入所者の地域生活への移行 ○福祉施設から一般就労への移行 ○重度障害者、重症心身障害者等を対象としたサービスの整備促進
サービスの質の向上	市内障害福祉サービス事業者等が提供するサービスの質の向上を促進するため、市内事業者の状況を把握するとともに、第三者評価の普及・活用や職員研修の支援を行い、利用者の期待・希望に沿うサービスが提供されるよう図ります。
	〔主な事業〕○第三者評価の受審促進 ○職員研修への支援
地域生活支援拠点等の推進	障害のある人の地域生活を支援する機能を持った拠点等について、地域自立支援協議会の活用も図りながら、検討・推進していきます。

●施策3 保健・医療サービスの推進

障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、各種相談窓口と医療機関の連携強化など、保健・医療・福祉が協力して支援を行うことのできる体制整備に努めます。また、各種医療費助成制度の周知を図ります。

主要施策	内容
保健・医療・福祉の連携強化	保健・医療分野と福祉分野との連携を図り、南多摩保健所、医師会・歯科医師会など関係機関・団体の協力も得ながら、障害のある人に対する支援体制の強化を図ります。
医療給付などの周知の推進	各種の医療費助成制度について周知を図ります。
	〔主な事業〕○自立支援医療制度 ○難病医療費等助成制度 ○心身障害者（児）医療費助成制度 ○小児慢性疾患医療費等助成制度 ○小児精神障害者入院医療費助成

●施策4 生活安定への支援

障害のある人が安定した生活を送ることができるように、障害のある人の不安や悩みを軽減し、自立への意識を高め、必要なサービスを提供するとともに、手当等の適正な支給や諸制度の周知を推進していきます。

また、障害のある人の居住支援を推進するなど、暮らしやすい環境づくりのための支援を実施していきます。

主要施策	内容
手当・助成の推進	心身障害者福祉手当などの適正な支給を推進します。 〔主な事業〕○心身障害者福祉手当 ○重度心身障害者手当 ○特別障害者手当 ○障害児福祉手当
居住支援の推進	グループホーム等の入居者が支払った家賃の一部を助成することにより、障害のある人の居住支援を推進します。 〔主な事業〕○グループホーム家賃助成
住宅改修の支援	住宅設備改善費給付事業を継続して重度身体障害者（児）の住宅改修を支援し、在宅生活の継続が可能になるよう図ります。 〔主な事業〕○住宅設備改善費給付

●施策5 ライフステージに対応した支援の推進

障害のある人が生まれ育った地域で安心して生活し続けられるように、ライフステージの境目でも途切れのない支援を提供していきます。

また、これからの高齢者社会に向け、障害のある人やその家族が、高齢期も含め一生涯を通して必要な支援が受けられる体制を整備します。

また、障害のある人本人への支援に加え、本人のライフステージに対応した家族への支援の実現を図ります。

主要施策	内容
生まれ育った地域での生活を支援する体制の整備	支援者の連携等により支援情報などのスムーズな引き継ぎを心がけ、ライフステージの変わり目での支援に配慮し、障害のある人の生まれ育った地域での生活を支援する体制の整備を進めます。 〔主な事業〕○相談支援 ○発達支援センター
家族支援の推進	障害のある人の家族に対し、障害の受容への支援に始まり、社会から孤立しないよう継続した支援を行うとともに、短期入所や日中一時支援など必要時にレスパイトができる環境を整えるよう更なる支援を進めていきます。 〔主な事業〕○相談支援 ○発達支援センター ○短期入所 ○日中一時支援 ○緊急一時保護
障害のある人の高齢化・重度化への対応	障害のある人の高齢化や重度化に対応し、支援のあり方を工夫していくとともに、適切なサービス利用につなげるためのケアマネジメントの推進に努めます。また、介護保険制度の利用との連携や、地域における支え合い活動の充実などを進めます。

●施策6 重度重複障害者（児）への支援の推進

重度重複障害者（児）や医療的なケアを必要とする人に対して、日中活動の場となる通所事業所や短期入所事業所等において、重度重複障害がある方の受け入れや必要な医療的ケアへの対応等ができるよう、障害福祉サービス事業者等への支援を図ります。また、重度重複障害のある方が地域で生活し続けられるよう、多様な暮らしや住まいの環境整備についても検討を行います。

主要施策	内容
重度重複障害者（児）への支援の推進	<p>重度重複障害者（児）の受け入れ体制の整備や、必要な医療的ケアへの対応などについて、保健・医療分野等と福祉分野との連携体制の構築を検討・実施するとともに、各関係機関において、医療的ケアへの対応が可能な人材を育成するための研修等が進むよう、必要な支援を検討・実施します。</p> <p>〔主な事業〕 ○居宅介護 ○生活介護 ○短期入所 ○日中一時支援 ○児童発達支援 ○放課後等デイサービス</p>

●施策7 高次脳機能障害者・難病患者への支援の推進

高次脳機能障害の多様な症状を踏まえ、発症・受傷から就労などの社会参加に至るまでの切れ目のない支援を提供するため、専門的知識を持った支援員による相談体制を整備し、日中活動の場を確保するなど、地域で支える体制の強化を図ります。

また、難病患者が地域で安心して生活できるよう、医療・保健・福祉の連携を推進するとともに、難病患者等が適切にサービスを受けられるよう、制度の周知を図ります。

主要施策	内容
高次脳機能障害者支援員の配置	<p>高次脳機能障害者支援員をマルシェいなぎに配置し、家族等への支援も含む相談・支援のネットワークへの入り口としての活動を促進します。</p> <p>〔主な事業〕 ○高次脳機能障害者支援促進</p>
本人・家族のネットワーク作りの促進	<p>高次脳機能障害者やその家族が集まり、日頃から感じていることを共有したり、情報交換などをする場づくりを促進します。</p> <p>〔主な事業〕 ○高次脳機能障害「みんなの集い」</p>
日中活動の支援	<p>医療・保健・福祉・教育など多機関が連携しながら、地域活動支援センターをはじめとする日中の活動の場づくりを支援し、活動の促進を図ります。</p> <p>〔主な事業〕 ○地域活動支援センター</p>
難病患者への支援の推進	〔主な事業〕 ○難病医療費等助成制度

●施策8 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の推進

障害のある人が地域で安心して住み続けていくためには、より多くの人々が、触れ合い、コミュニケーションでつながり、相互理解を深めていくことが重要です。

そのため、情報アクセシビリティを向上していくとともに、障害者が様々な情報を円滑に取得し、意思表示や意思疎通を行うことができるよう、確実な情報提供方法の検討、意思疎通支援の充実を推進します。

主要施策	内容
情報バリアフリーの推進	視覚障害者用活字文書読み上げ装置等、コミュニケーション手段に関する福祉機器や道具について、情報の提供等を行います。 〔主な事業〕○日常生活用具（情報・意思疎通支援用具）
デジタルツールの活用	デジタルツールを活用した情報アクセシビリティの向上を推進します。
意思疎通支援の充実	障害のある人の意思疎通を仲介するための意思疎通支援事業の実施・充実を図ります。 〔主な事業〕○手話通訳者・要約筆記者派遣 ○手話通訳者設置 ○手話奉仕員養成研修

基本目標 2 子どもの健やかな育ちに合わせた支援の充実

●施策 1 障害児支援体制の推進

乳幼児健診や相談などで発見された発育発達上の課題のある子どもや保護者に対し適切な支援が行えるよう、関係機関と連携し、療育相談・支援体制の推進を図ります。

健診等において発達の遅れが心配される子どもについては、おやこ包括支援センターや子ども家庭支援センターと連携して、必要な支援を受けられるように図ります。

また、発達支援センター「レスポーいなぎ平尾」及び「レスポーいなぎ大丸」で、発達障害に関する相談に対応し、発達障害のある子どもの乳幼児期からライフステージに応じた相談支援を行っていく体制を推進するほか、「児童発達支援センター」としての機能を兼ね備えることで、地域の障害児支援体制の拠点とします。

主要施策	内容
障害等の早期発見・早期支援	障害や発達の課題について、早期発見・早期療育のため、相談支援や就学前相談を実施します。 〔主な事業〕○発達支援センター ○就学前相談
発達支援センターの活用・充実	発達支援センターでは、教育部門等との緊密な連携のもと、発達障害のある子どもやその家族についての専門的相談支援や、医療、保健等の関係機関との連絡調整などを行います。これにより、乳幼児期から就学期を経て、成人期等といった地域での生活のライフステージに対応する、切れ目のない支援の充実を目指します。今後も、発達支援センターの効果的な活用を図るとともに、児童発達支援センターの機能を持つレスポーいなぎ大丸が、地域の児童発達支援の中核として支援体制の充実を図ります。 〔主な事業〕○発達支援センター
発達支援講座の開催	発達支援センターでは、発達障害に関わるテーマをとりあげ、発達障害の特性、関わり方、日常生活や将来の進路等について、専門家や関連機関の職員を招き、発達支援講座を実施します。 〔主な事業〕○発達支援講座の開催
日常生活支援の充実	子どもの発達の状況を踏まえ、きめの細かい相談支援を図るとともに、障害児支援利用計画等を作成し、サービス利用を支援します。また、障害児通所支援事業などのサービス提供体制の確保に努め、障害のある子どもの発達を支援していきます。さらに、発達が気になる子どもや発達障害のある子どもがいる保護者を対象としたペアレント・トレーニングやペアレント・メンターの活用など、家族支援の施策について検討を進めます。 〔主な事業〕○障害児相談支援 ○児童発達支援 ○医療型児童発達支援 ○放課後等デイサービス ○保育所等訪問支援
各関係機関と連携した支援	地域自立支援協議会のこども部会等を活用し、保健、医療、保育、教育等の関係機関等と連携を図りながら、障害児支援の提供体制の整備について検討を進めます。
医療的ケア児への支援	医療的ケア児が、地域で包括的な支援を受けられるよう、サービス事業者に対して、医療的ケア児コーディネーター研修受講を促し、コーディネーターの配置に努めます。

●施策2 障害児保育・教育の推進

本市では、全認可保育所で、集団保育が可能な障害児を受け入れています。

小・中学校や学童クラブでは、本人・保護者の意思を尊重し、ともに学ぶ機会を確保しています。また、特別な支援を必要とする障害等のある子どもに対して、一人ひとりの個性に応じた支援・指導を行う、固定学級、通級指導学級、特別支援教室を設置しています。中でも「特別支援教室（すまいるルーム）」はすべての小中学校に設置しています。

障害により支援の必要な子どもたちが、必要な配慮を受けられるよう、療育、福祉、教育が連携し、一人ひとりの状態や特性に合ったきめ細やかな支援を充実します。

また、相談体制や保育所、学校、学童クラブでの受け入れ体制、放課後児童対策の充実を図るとともに、個々の状況に応じたきめ細かな相談・指導に努めます。

主要施策	内容
障害児保育の支援	保育所等における障害児の受け入れを支援していくとともに、障害の種類・程度に応じて、適切な医療機関、訓練機関や児童発達支援等への紹介・連携を推進します。 〔主な事業〕○機関相談
教育との連携	特別支援教育相談室と発達支援センターとの緊密な連携のもと、相談の方法と結果の活かし方を検討し、適切な支援を提供します。また、発達支援センターによる発達に偏りのある児童等の学校への訪問、担当教諭等との支援にかかわる相談、教育相談室との情報共有など、教育と福祉が連携した取り組みを推進します。 〔主な事業〕○発達支援センター
放課後児童対策の推進	障害児の放課後の居場所として、生活能力向上のための訓練や、社会との交流の促進を行いつつ、居場所としての役割も担う放課後等デイサービスの充実を図ります。 〔主な事業〕○放課後等デイサービス

●施策3 インクルーシブ教育等の推進に向けた体制整備

障害のある幼児・児童・生徒が合理的配慮の提供を受けながら適切な指導や必要な支援を受けられるよう、幼稚園・保育園、学校等と連携して、支援を実施していきます。

主要施策	内容
関係機関との連携	インクルーシブ教育等の推進に向けて、庁内の関係部局間との連携をはじめ、幼稚園・保育園、学校等との連携を行います。
インクルーシブ教育等の活動支援	インクルーシブ教育等の活動を行う団体等に対して支援に努めます。

基本目標3 だれもが活躍する地域づくり

●施策1 就労支援の推進

本市では、就労希望者の積極的な掘り起こしや意識改革、障害者雇用に取り組む企業等への支援の充実を図るため、障害者就労支援センターに「地域開拓促進コーディネーター」を配置しています。

今後も、障害者が各々の働く能力や個性を活かし、生きがいと働きがいのある生活の実現をめざすため、障害者就労支援センターを中心に、ハローワーク、企業などと連携を図りながら、一般就労に向けた支援や福祉的就労の支援を行います。

主要施策	内容
障害者就労支援センターの利用促進	就労支援センターの周知・広報活動に努め、障害のある人や家族等による利用を促進するとともに、企業・特別支援学校・通所事業所等および発達支援センターとの連携を深めながら、障害のある人の自立のための支援を促進します。 〔主な事業〕○障害者就労支援センター
地域開拓促進コーディネーターの配置	障害者就労支援センターに地域開拓促進コーディネーターを配置し、就労希望者の積極的な掘り起こしや意識改革、短時間労働の雇用に取り組む企業等の開拓・支援の充実を図ります。 〔主な事業〕○地域開拓促進コーディネーター
チャレンジ実習の充実	市役所内および市内協力企業において実施するチャレンジ実習について、実施体制と実習内容の充実を図り、障害のある人の自立に向けた支援を充実させます。 〔主な事業〕○チャレンジ実習
就労移行支援事業の推進	就労を希望する障害者に対し、就労に必要な知識や技術等の習得のための訓練を実施する等、就労を実現するための支援を行います。 〔主な事業〕○就労移行支援
福祉的就労の推進	障害等の状況により、一般企業での就労が困難な障害のある人に対し、就労の場を提供するとともに、意欲や能力のある人を就労につなげていく訓練、実習等の支援をします。 〔主な事業〕○就労継続支援事業（A型、B型）
障害者優先調達法に基づく優先調達の推進	障害者優先調達法に基づき、毎年度本市が行う物品等の調達に関し、障害者就労施設等からの調達方針を作成し、その推進を図ります。 〔主な事業〕○障害者就労施設等からの物品等の調達方針の作成
障害者の雇用促進と多様な働き方の創出	障害のある人の作業適性に合わせた作業の提供、短時間就労など、企業の理解を促進し、障害特性や個々の能力に応じた多様な働き方の創出を支援します。
重度障害者等の就労支援	就労を希望する重度障害者等が就労することができるよう、雇用施策と連携しながら、通勤や職場等における支援を提供します。 〔主な事業〕○重度障害者等就労支援特別事業

●施策2 本人活動の推進

マルシェいなぎ内のピアサポートセンターでは、障害のある人が自分自身で考え、当事者同士が力を合わせて課題解決に取り組むピア活動を行っています。

今後も、障害のある人の活動の場や機会の充実を図ります。

主要施策	内容
ピアサポートセンター・福祉センターの活用	ピアサポートセンターにおけるピアカウンセリングなどのピア活動や、福祉センターにおける諸活動などを促進し、併せて活動をサポートする支援者の養成を図り、本人活動の場や機会の一層の充実と活用の促進を図ります。
	〔主な事業〕○ピアサポートセンター ○地域活動支援センター

●施策3 団体活動の支援

障害者団体等は、当事者のニーズを的確に伝えてくれる貴重な存在であり、障害のある人の地域生活と社会参加を促進していくため、障害のある人に対して当事者団体の情報提供を行うとともに、当事者団体の自主的な活動を支援していきます。

主要施策	内容
当事者団体への支援	各種団体による活動の周知や団体間の連携への支援などを中心に障害当事者関連団体への支援を継続し、障害のある本人への情報提供を行います。
	〔主な事業〕○障害福祉のしおり ○障害者団体補助

●施策4 文化芸術活動・スポーツ等の振興

障害のある人の社会参加を促進し、生涯を通じて、学習や文化活動、スポーツ活動などの多様な活動に参加できるよう、障害の有無にかかわらず参加できる機会の確保、参加しやすい環境づくりを推進します。

主要施策	内容
文化・スポーツ等への参加促進	障害のある人の作品展など、芸術・文化活動の発表の場を設けるとともに、創作意欲を高めるための環境整備や必要な支援を行います。また、体力の増強、交流、さまざまな活動に資するとともに、スポーツ活動を普及するため、障害のある人を対象としたスポーツ大会等を開催します。
	〔主な事業〕○芸術・文化講座開催等事業 ○スポーツ・レクリエーション教室等開催事業
障害者団体等への活動支援	障害者団体等が自主的に実施する事業等に対する支援を実施します。

基本目標4 互いを認め合う社会づくり

●施策1 差別の解消と障害者理解の促進

障害のある人に対する合理的配慮に関する周知・啓発、障害者差別に関する相談への対応、障害者差別を解消するための取組などを促進していきます。

また、現在実施している市民や市内小中学校の児童・生徒への福祉教育や市職員研修を推進します。

主要施策	内容
障害を理由とする差別の解消の推進	「障害者差別解消法」に基づき、差別禁止や合理的配慮の提供に関する環境整備に取り組むとともに、市民や事業者への法の趣旨の周知・啓発を進めます。
市民の理解の促進	障害者週間等の機会を活用するなどして広報やホームページに定期的に記事を掲載するなど、障害そのものや障害のある人、障害者福祉に関する市民の理解の一層の促進を図ります。 〔主な事業〕○理解促進研修・啓発事業 ○障害者週間 ○広報、ホームページへの掲載
福祉教育の充実	社会福祉協議会等で実施している福祉教育の一層の推進を図ります。 〔主な事業〕○福祉教育
職員研修等の実施	市職員の障害および障害者への理解を促進するため、知識習得や各種体験などの市職員研修について、内容の充実を検討していきます。また、障害者差別解消の推進に関する職員対応要領に基づいて、合理的配慮の提供等について適切な対応を図ります。 〔主な事業〕○職員研修 ○職員対応要領の運用
地域住民との交流の推進	市民の障害に対する理解を深めるため、市内で行われる様々なイベント等を通じた地域住民との交流を推進します。

●施策2 権利擁護の推進と虐待の防止

障害のある人への虐待の防止なども含めた権利擁護体制の一層の推進を図るため、社会福祉協議会による稲城市福祉権利擁護センターや多摩南部成年後見センターと連携し、成年後見制度を含めた権利擁護の取り組みのさらなる推進を図ります。

また、障害者差別解消法に基づき、障害を理由とする差別の防止・解消についての取組を推進するとともに、障害者虐待の防止のため、障害者虐待防止法の広報・啓発を引き続き行い、虐待の防止に努めます。

さらに、障害のある人に、消費生活センターの活動の周知を進めるとともに、関係機関等と連携して、消費者被害の早期発見、未然防止につなげるための取り組みを進めます。

主要施策	内容
虐待防止対策の推進	関係機関との連携を強化し、虐待防止に関する相談機能の充実を図るとともに、障害者虐待防止センターにおいて、障害者および養護者等からの相談・通報・届出等に対して権利を擁護するための支援を行います。 〔主な事業〕○障害者虐待防止センター
成年後見制度利用の支援	障害のある人が経済的な理由により成年後見制度の利用を妨げられないことがないように、成年後見制度の申し立てに要する経費、後見人報酬などを助成します。 〔主な事業〕○多摩南部成年後見センター ○成年後見制度利用支援
本人意見の尊重	成年後見制度や障害福祉サービス等の利用の判断などに際して、まず障害のある人の意見をきちんと聴くことを心がけ、本人の自己決定を尊重し、意思決定支援への配慮に努めます。また、会議等において障害のある人の意見が反映されるよう配慮します。
消費者被害の防止	障害のある人が詐欺や悪質商法による被害にあわないよう、関係機関および団体と連携し、障害の特性に配慮した情報提供等に努めます。

●施策3 地域活動の促進

障害のある人への理解と交流を深め、障害のある人の地域生活や社会参加に対する支援を推進するため、社会福祉協議会、関係団体等とも連携して機会や場の提供を支援していきます。

また、地域における福祉活動の展開を通じて、障害のある人やその家族などに対し、地域の人々が互いに見守り、支えあい、助けあって、だれもが安心して暮らせるような福祉社会の形成をめざします。

さらに、お互いを認め合う社会づくりを推進していくために、地域における各種イベント等への参加促進を図ります。

主要施策	内容
地域活動への支援	障害のある人となない人や障害のある人同士がふれあい、語り合うことができる機会や場への支援を図るとともに、地域活動の場であるふれあいセンターの活用等を一層促進します。 〔主な事業〕○つながりパークいなぎ ○ふれあいセンター ○各種交流イベント
障害者支援団体等への協力	NPO法人、ボランティア団体、障害者も含む多様な主体による障害者のための取組を促進するため、活動に協力するとともに、必要な支援策等について検討を行います。

基本目標5 福祉のまちづくりの推進

●施策1 災害対策等の推進

風水害や地震、火災などの災害発生時に、障害のある人が速やかに避難し、被災後も安全に生活できるよう、地域の諸団体や関係機関との連携のもと、体制の充実を図ります。

また、障害のある人が災害などの緊急時に周囲に支援を求めやすくするためのヘルプカードや障害者災害時支援用バンダナの普及と利用促進を図ります。

主要施策	内容
障害の特性に配慮した災害対策	<p>障害のある人についての避難計画やマニュアルの作成、災害時の福祉避難所の指定や障害福祉サービスの提供など、障害や病気の特性に配慮した災害対策を、「稲城市地域防災計画」と連携を図りながら推進します。</p> <p>〔主な事業〕 ○障害福祉サービス事業所との協定締結 ○防災訓練 ○避難行動要支援者市民相互支援ネットワーク</p>
ヘルプカード・障害者災害時支援用バンダナの普及促進	<p>障害のある人が困ったときや緊急時に周囲の人に支援を求めするためのツールであるヘルプカードや障害者災害時支援用バンダナの普及と利用促進を図り、災害など緊急時への対策の充実を図ります。</p> <p>〔主な事業〕 ○ヘルプカードについての広報・啓発 ○障害者災害時支援用バンダナの普及</p>

●施策2 バリアフリー、ユニバーサルデザインの推進

すべての人にとって安全で快適な日常生活空間の拡大を図り、だれもが自由に活動できるまちづくりを進めるため、「バリアフリー化、ユニバーサルデザインの導入を促進するとともに、バリアフリーやユニバーサルデザインの整備を行うことによって、広く障害者への理解が深まるような施策を展開します。

また、障害のある人がサービス等を利用する際の移動手段の支援や給付・助成について周知を図り、必要な時にサービスを受ける事ができるよう支援します。

主要施策	内容
福祉のまちづくり事業	ユニバーサルデザインのまちづくりについて周知を行い、すべての人が自由に行動し、社会参加できるまちの実現を目指します。
移動手段の整備	<p>各種外出・移動支援施策関連給付・助成の充実を図るとともに、障害のある人や家族などへの周知に努めます。</p> <p>〔主な事業〕 ○自動車改造費の助成 ○自動車教習費の助成 ○通所訓練交通費の助成 ○ハンディキャブ事業 ○車いすの貸出 ○同行援護 ○移動支援</p>

選挙における配慮の実施	障害のある人が円滑に投票出来るよう、投票所のバリアフリー化や、障害の特性に応じた選挙に関する情報の提供に努めます。それとともに、判断能力が不十分な障害のある人が自らの意思に基づき円滑に投票できるよう、代理投票の適切な実施等を促進します。また、指定病院等における不在者投票、郵便等による不在者投票の手続き等に関する情報の周知により、投票所での投票が困難な方の投票機会の確保に努めます。
-------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

●施策3 障害福祉を支える人材の育成・確保

質の高い支援をするためには、障害や疾病を理解するとともに、支援方法などの専門的な知識と経験が必要となります。将来的にもサービスの質・量を確保していくためには、専門的な人材が必要となることから、今後も障害福祉を支える人材の育成と確保に取り組んでいきます。

主要施策	内容
資格取得の助成	<p>専門性が求められる支援や複雑化する課題への対応力向上のため、専門的な人材を確保するため、資格取得に必要な費用等の助成を行います。</p> <p>〔主な事業〕○稲城市障害福祉サービスヘルパー事業等促進・育成補助</p>

●施策4 障害のある人の家庭への支援

障害者とその家族のライフステージに即した相談支援とネットワークづくりを進めるとともに、介護を行う家族への相談支援などのサービスの充実を図っていきます。

主要施策	内容
レスパイトの提供	<p>障害のある人を介護している家族等に必要なレスパイトを提供できるよう、支援体制の充実を図ります。</p> <p>〔主な事業〕○短期入所 ○緊急一時保護</p>
家庭全体への相談支援体制	<p>障害のある人だけでなく、その家庭全体に必要な支援が提供されるよう、相談支援体制の充実を図ります。</p> <p>〔主な事業〕○重層的支援体制整備事業</p>



第 5 章

第 7 期障害福祉計画・第 3 期障害児福祉計画

1 第 7 期障害福祉計画における数値目標設定について【成果目標】

(1) 施設入所者の地域生活への移行に関する目標

国の指針では、令和 4 年度末時点の施設入所者数の 6 % 以上を令和 8 年度末までに地域生活へ移行すること、施設入所者数を令和 4 年度末時点から令和 8 年度末までに 5 % 以上の削減することを定めています。ただし、第 6 期計画で未達成人数がいた場合は、その人数を含めることを定めています。

稲城市では、地域移行の意向調査を実施し、以下の目標の達成を目指します。

項目	数 値	考え方
令和 4 年度末時点の入所者数 (A)	44 人	令和 5 年 3 月 31 日時点の数
第 7 期計画で求められる地域移行者数 (B)	3 人 (6.8%)	第 7 期計画の成果目標として求められる地域生活移行者数
第 6 期計画の地域生活移行者の未達成人数 (C)	0 人	第 6 期計画における令和元年度末までの未達成人数
【目標値】 地域生活移行者数 (B + C)	3 人 (6.8%)	令和 8 年度末までに地域生活に移行する人の目標数
新たな施設入所者 (D)	2 人	令和 8 年度末までに新たに施設入所支援が必要な利用人員見込み
令和 8 年度末時点の入所者数 (E)	43 人	令和 8 年度末の利用人員見込み (A - (B + C) + D)
【目標値】 施設入所者削減見込み数	1 人 (2.3%)	差引減少見込数 (A - E)

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

稲城市では、国の指針を踏まえ、保健、医療・福祉関係者、当事者及び家族等による協議の場の開催等を活動指標として設定します。

項目	数値	考え方
保健、医療、及び福祉関係者、当事者及び家族等による協議の場	年3回	事業所や当事者・家族、病院、行政等の関係機関により、地域包括ケアに必要な情報共有や課題の検討を行う。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

① 地域生活支援拠点等の整備

国の指針では、令和8年度末までの間に、地域生活支援拠点等※を確保しつつ、その機能の充実のため、コーディネーターを配置するなどにより効果的な支援体制の構築を進め、また、年1回以上運用状況を検証、検討することを基本としています。

稲城市では、令和6年度以降は地域生活支援拠点等の運用について検証及び検討を重ねながら、充実を図ります。

項目	数値	考え方
令和4年度末の拠点数	18か所	令和5年3月31日時点の数
【目標値】 令和8年度末の拠点数	25か所	令和9年3月31日時点の目標
【目標値】 運用状況の検証及び検討回数	年1回	年間の運用状況の検証及び検討の目標回数

※地域生活支援拠点の主な機能と地域のサポート体制図を資料編（p.138）に掲載。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

① 一般就労への移行者数

国の指針では、令和8年度における福祉施設の利用者のうち、一般就労への移行実績を、令和3年度の1.28倍以上とすることを基本としています。この際、就労移行支援事業所、就労継続支援A型事業及びB型事業について、各事業の趣旨、目的、各地域における実態等を踏まえつつ、それぞれ令和8年度中に一般就労に移行する者の目標値も併せて定めることとしています。

就労移行支援事業については、令和3年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上とすることを基本とし、また、就労継続支援A型事業については令和3年度の一般就労への移行実績の1.29倍以上、就労継続支援B型事業については1.28倍以上とすることを定めています。

以上を参考に、稲城市では、これまでの市内事業所の実績を踏まえて、以下のように成果目標を設定します（市内事業所）。

項目		数値	考え方
就労継続支援事業（A型）	令和3年度の年間一般就労者数	0人	令和3年4月1日から令和4年3月31日までに就労継続支援事業（A型）を利用し、一般就労した人の数
	【目標値】 令和8年度の年間一般就労者数	0～1人	令和8年度において就労継続支援事業（A型）を利用し、一般就労する人の数
就労継続支援事業（B型）	令和3年度の年間一般就労者数	7人	令和3年4月1日から令和4年3月31日までに就労継続支援事業（B型）を利用し、一般就労した人の数
	【目標値】 令和8年度の年間一般就労者数	8人	令和8年度において就労継続支援事業（B型）を利用し、一般就労する人の数

② 就労定着支援事業の利用者数

国の指針では、障害者の一般就労への定着も重要であることから、就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率に係る目標値を設定することとし、就労定着支援事業の利用者数については、各地域における就労定着支援事業の事業所数等を踏まえた上で、令和3年度の実績の1.41倍以上とすることを基本としています。

稲城市では、市内事業所がないため、成果目標は設定しません。

(5) 相談支援体制の充実・強化等

国の指針では、令和8年度末までに各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置可）するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保するとともに、協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを定めています。

稲城市では、基幹相談支援センターによる総合相談や他分野とのネットワークづくり、人材育成等の取組の充実を図り、以下の目標の達成を目指します。

項目	内容
令和4年度末の地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保	基幹相談支援センターを設置
【目標値】 令和8年度末の地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保	総合相談、他分野とのネットワークづくり、人材育成等の取組の充実
地域自立支援協議会（部会）における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等	地域自立支援協議会（部会・関係連絡会等）での取り組みの充実

(6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の指針では、市町村において、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築することを定めています。

稲城市では、事業者への集団指導の中で障害者自立審査支払等システム等での審査結果の分析（請求時に返戻となる事例等）について共有し、適正な給付費の請求を促すことで、事業者が利用者に対して真に必要とするサービスを適切に提供できるような体制を引き続き構築します。

項目	内容
令和4年度末の障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	体制あり
【目標値】 令和8年度末の障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	有 ※事業者への集団指導の中で、障害者自立審査支払等システム等での審査結果の分析結果を共有する

(7) 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援を利用できる体制の構築に関する目標

① 児童発達支援センターの設置数

国の指針では、令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本としています。

稲城市では、児童発達支援センターを1か所整備し、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築します。

項目	数 値	考え方
令和4年度末の児童発達支援センター数	0か所	令和5年3月31日時点の数
【目標値】 令和8年度末の児童発達支援センター数	1か所	令和9年3月31日時点の数

② 保育所等訪問支援を利用できる体制

国の指針では、令和8年度末までに保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを定めています。

稲城市では、個々の必要に応じて、保育所や幼稚園、小学校を訪問し、サービスを提供できる体制を構築します。

項目	数 値	考え方
令和4年度末の事業所数	3事業所	令和5年3月31日時点の数
【目標値】 令和8年度末の事業所数	3事業所	令和9年3月31日時点の数

(8) 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保に関する目標

国の指針では、令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を市町村に少なくとも1事業所以上確保することを定めています。

稲城市では、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各1か所以上確保し、支援体制の充実を図ります。

項目	数 値	考え方
令和4年度末の重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所数	1事業所	令和5年3月31日時点の数
【目標値】 令和8年度末の重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所数	2事業所	令和9年3月31日時点の数
令和4年度末の重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所数	0事業所	令和5年3月31日時点の数
【目標値】 令和8年度末の重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所数	1事業所	令和9年3月31日時点の数

(9) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置に関する目標

国の指針では、医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、令和8年度末までに、市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを定めています。

稲城市では、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設置するとともに、医療的ケア児コーディネーターを配置し、支援体制の充実を図ります。

項目	数 値	考え方
令和4年度末の医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の整備状況	なし	令和5年3月31日時点の数
【目標値】 令和8年度末の医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の整備状況	設置	令和9年3月31日時点の数
令和4年度末の医療的ケア児コーディネーターの配置数	1人	令和5年3月31日時点の数
【目標値】 令和8年度末の医療的ケア児コーディネーターの配置数	3人	令和9年3月31日時点の数

|| 2 障害福祉サービスの見込量

サービスの「見込み量」は、今後サービスが必要となる見込みの量を数値で表したものであり、いわゆる「目標値」とは異なるものです。

サービス見込量総括表（介護給付等）

		単位	3年度 (実績)	4年度 (実績)	5年度 (見込)	6年度 (見込)	7年度 (見込)	8年度 (見込)
訪問系サービス	居宅介護・重度訪問介護・行動援護・重度障害者等包括支援	合計時間数 (時間分/月)	2,518	2,949	3,081	3,134	3,161	3,187
		利用人数(人)	92	91	92	94	95	96
	同行援護	合計時間数 (時間分/月)	80	81	97	105	105	105
		利用人数(人)	10	12	12	13	13	13
日中活動系サービス	生活介護	合計日数 (人日分/月)	1,578	1,645	1,664	1,758	1,851	1,945
		利用人数(人)	90	88	89	94	99	104
	自立訓練 (機能訓練)	合計日数 (人日分/月)	22	0	22	22	22	22
		利用人数(人)	2	0	2	2	2	2
	自立訓練 (生活訓練)	合計日数 (人日分/月)	33	47	30	37	37	37
		利用人数(人)	4	4	2	5	5	5
	宿泊型自立訓練	合計日数 (人日分/月)	9	0	30	30	30	30
		利用人数(人)	1	0	2	2	2	2
	就労移行支援	合計日数 (人日分/月)	247	313	292	320	329	338
		利用人数(人)	28	35	35	36	37	38
	就労継続支援 (A型)	合計日数 (人日分/月)	316	304	389	407	425	443
		利用人数(人)	20	17	21	22	23	24
	就労継続支援 (B型)	合計日数 (人日分/月)	3,821	3,442	3,981	4,275	4,594	4,937
		利用人数(人)	300	303	325	349	375	403
	就労定着支援	利用人数(人)	12	12	13	14	15	16
	療養介護	利用人数(人)	10	11	11	11	11	11
	短期入所(福祉型)	合計日数 (人日分/月)	94	90	117	120	123	126
		利用人数(人)	27	32	42	43	44	45
	短期入所(医療型)	合計日数 (人日分/月)	23	19	34	34	34	34
		利用人数(人)	11	10	16	16	16	16

		単位	3年度 (実績)	4年度 (実績)	5年度 (見込)	6年度 (見込)	7年度 (見込)	8年度 (見込)
サービス 居住系	共同生活援助	利用人数(人)	57	62	72	77	82	87
	施設入所支援	利用人数(人)	44	44	44	44	44	43
	自立生活援助	利用人数(人)	0	0	0	0	0	0
支援 相談	計画相談支援	合計人数 (人分/月)	93	96	105	114	124	136
	地域移行支援	合計人数 (人分/月)	0	0	1	1	1	1
	地域定着支援	合計人数 (人分/月)	0	0	0	1	1	1
児童 サービス	児童発達支援	合計日数 (人日分/月)	701	669	763	819	878	944
		利用人数(人)	190	204	219	235	252	271
	医療型児童発達支援	合計日数 (人日分/月)	10	13	20	25	35	44
		利用人数(人)	3	3	4	5	7	7
	居宅訪問型児童発達支援	合計日数 (人日分/月)	0	0	1	1	1	1
		利用人数(人)	0	0	1	1	1	1
	放課後等デイサービス	合計日数 (人日分/月)	1,836	1,809	1,996	2,113	2,246	2,380
		利用人数(人)	212	225	239	253	269	285
	保育所等訪問支援	合計日数 (人日分/月)	15	10	13	19	19	22
		利用人数(人)	49	36	49	54	60	64
	障害児相談支援	利用人数(人)	56	50	70	77	85	93

サービス見込量総括表（地域生活支援事業）

事業名	令和6年度	令和7年度	令和8年度
(1)理解促進研修・啓発事業	有	有	有
(2)自発的活動支援事業	有	有	有
(3)相談支援事業			
①相談支援事業			
ア 障害者相談支援事業	有（2ヶ所）	有（2ヶ所）	有（2ヶ所）
イ 基幹相談支援センター	有	有	有
②市町村相談支援機能強化事業	有	有	有
(4)成年後見制度			
利用支援事業 実利用見込者数	1人/月	1人/月	1人/月
法人後見支援事業	無	無	無
(5)意思疎通支援事業			
①手話通訳者・要約筆記者派遣事業	30回/年 （手話奉仕員： 170回/年）	30回/年 （手話奉仕員： 170回/年）	30回/年 （手話奉仕員： 170回/年）
②手話通訳者設置事業	有	有	有
(6)日常生活用具給付等事業			
①介護・訓練支援用具 （特殊寝台等）	5人/年	5人/年	5人/年
②自立生活支援用具 （屋内信号装置等）	6人/年	7人/年	8人/年
③在宅療養等支援用具 （吸引・吸入器等）	8人/年	8人/年	8人/年
④情報・意思疎通支援用具 （スピーチオ等）	8人/年	8人/年	8人/年
⑤排泄管理支援用具 （ストマ用具）	1,810人/年	1,855人/年	1,902人/年
⑥居宅生活動作補助用具 （住宅改修費）	1人/年	1人/年	1人/年
(7)手話奉仕員養成研修事業 受講見込者数	32人/年	32人/年	32人/年
(8)移動支援事業			
実利用見込者数	70人/年	74人/年	77人/年
延べ利用見込時間数	6,641時間/年	7,020時間/年	7,304時間/年
(9)地域活動支援センター			
実施見込箇所数	1	1	1
延べ利用見込者数	889人/年	889人/年	889人/年

事業名	令和6年度	令和7年度	令和8年度
(10)その他事業			
①日中一時支援事業 実利用見込者数	57人/月	62人/月	67人/月
②訪問入浴サービス事業 実利用見込者数	8人/月	9人/月	9人/月
③スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	実施	実施	実施
④芸術・文化講座開催等事業	実施	実施	実施
⑤自動車教習費助成事業 実利用見込者数	2人/年	2人/年	2人/年
⑥自動車改造費助成事業 実利用見込者数	1人/年	1人/年	1人/年

(1) 訪問系サービス

①居宅介護・重度訪問介護・行動援護・重度障害者等包括支援

- ・ 居宅介護（ホームヘルプ）：自宅で、入浴・排せつ・食事の介護等を行うサービス
- ・ 重度訪問介護：重度の肢体不自由者で常に介護が必要な人に、自宅における入浴・排せつ・食事の介護や、外出時における移動中の介護を総合的に行うサービス
- ・ 行動援護：知的障害や精神障害により行動が著しく困難で常に介護が必要な人に対して、行動するときに危険を回避するために必要な援護や外出時における移動中の介護などを行うサービス
- ・ 重度障害者等包括支援：常に介護が必要で、その程度が著しく高い人に、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供するサービス

【見込み量と考え方】

令和5年度までの実績に基づき、新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴うサービス利用者の伸びを見込んでいます。

単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
合計時間数（時間分/月）	2,478	2,504	2,531
利用人数（人）	94	95	96

②同行援護

視覚障害によって移動に著しい困難がある人に、移動時及びそれに伴う外出先で、必要な視覚情報の提供や移動介護、排せつ・食事等の介護などを行うサービスです。

【見込み量と考え方】

令和5年度までの実績に基づき、当事者の高齢化等により大きく伸びていなかった対象者が新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴う利用者の伸び(戻り)を見込んでいます。

単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
合計時間数（時間分/月）	105	105	105
利用人数（人）	13	13	13

【サービス量の確保のための方策】

サービス	サービス量の確保のための方策
居宅介護 重度訪問介護 行動援護 重度障害者等包括支援 同行援護	サービスに従事する介護者が、必要な資格をとるための講習受講等に要する費用を補助します。

(2) 日中活動系サービス

①生活介護

常に介護が必要な人に、施設において入浴・排せつ・食事の介護や創作活動の機会の提供などを行うサービスです。

【見込み量と考え方】

利用人数については、特別支援学校等の卒業生の受け入れ等により、各年5名ずつの増加としました。

単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
合計時間数（人日分/月）	1,758	1,851	1,945
利用人数（人）	94	99	104
市内定員（人）	120	120	140

②自立訓練（機能訓練）

自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、期間を定めて身体機能向上のために必要な訓練などを行う事業です。

【見込み量と考え方】

令和5年度までの実績に基づき、令和3年度に増加した利用者を継続して見込んでいます。市内及び近隣に利用できる施設が少ないため、見込量に大きな増減はありません。

単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
合計時間数（人日分/月）	22	22	22
利用人数（人）	2	2	2
市内定員（人）	0	0	0

③自立訓練（生活訓練）

自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、期間を定めて生活能力向上のために必要な訓練などを行う事業です。

【見込み量と考え方】

有期サービスであり、利用者の入れ替わりがあるため、令和2年度までの実績に基づき毎年度同数でサービス量を見込んでいます。市内に利用できる施設がありませんが、高次脳機能障害やアルコール依存症など、一定の障害に特化した事業所の利用希望があります。

単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
合計時間数（人日分/月）	37	37	37
利用人数（人）	5	5	5
市内定員（人）	0	0	0

④宿泊型自立訓練

自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、期間を定めて生活能力向上のために必要な訓練などを行う宿泊も含めた事業です。

【見込み量と考え方】

有期サービスのため利用者の入れ替わりがあり、見込量に増減はありません。

単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
合計時間数（人日分/月）	30	30	30
利用人数（人）	2	2	2
市内定員（人）	0	0	0

⑤就労移行支援

一般企業で働きたい障害者に、就労に必要な知識及び技術の習得等の支援を行う事業です。

【見込み量と考え方】

令和5年度までの実績に基づき、利用者を見込んでいます。新規就労のためにサービスを利用するだけでなく、一般就労から退職後の再就職でサービスを利用するなどの利用希望もあります。市内事業所はありませんが、市外には精神障害者等を対象とした事業所が多くあります。新型コロナウイルス感染症の影響で令和2年度に大きく減少しましたが、令和5年度の5類移行に伴い令和6年度以降は伸び(戻り)を見込んでいます。

単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
合計時間数（人日分/月）	320	329	338
利用人数（人）	36	37	38
市内定員（人）	0	0	0

⑥就労継続支援（A型）

一般就労が困難な障害者に、雇用契約を結んだうえで福祉的な就労の場を提供する事業です。

【見込み量と考え方】

令和5年度までの実績に基づき、利用者を見込んでいます。新型コロナウイルス感染症で令和3年度以降減少しましたが、令和2年度の戻りを見込んでいます。

単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
合計時間数（人日分/月）	407	425	443
利用人数（人）	22	23	24
市内定員（人）	40	40	40

⑦就労継続支援（B型）

雇用契約に基づく就労が困難な障害者に、福祉的な就労の場を提供する事業です。

【見込み量と考え方】

令和5年度までの実績をもとに、新規利用や就労移行支援からの移行などにより増加傾向で利用者を見込んでいます。令和4年度に市内事業所の定員の増員、令和5年度に新規に1か所開設しました。利用人数と市内定員に差がありますが、市外希望者も多くいるため、市内定員は令和5年度と同じで見込んでいます。

単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
合計時間数（人日分/月）	4,275	4,594	4,937
利用人数（人）	349	375	403
市内定員（人）	220	220	220

⑧就労定着支援

就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害者に対して、就業に伴う生活面等の課題に対応できるよう、企業や関係機関との連絡調整等の支援を行う事業です。

【見込み量と考え方】

令和5年度までの実績に基づき、利用者を見込んでいます。市内にはサービス提供事業者がありませんが、就労移行支援事業の利用者が増加に伴い、増加を見込んでいます。

単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数（人）	14	15	16
市内定員（人）	0	0	0

⑨療養介護

医療と常時の介護が必要な障害者に対して、医療機関等の施設で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や世話などを行う事業です。

【見込み量と考え方】

令和5年度までの実績に基づき、利用者を見込んでいます。利用できる施設が限られており、現状維持としています。

単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数（人）	11	11	11
市内定員（人）	0	0	0

⑩短期入所

自宅で介護を行う人が病気などの場合、短期間だけ施設に入所し、施設で入浴・排せつ・食事の介護などを行うサービスです。

【見込み量と考え方】

令和5年度までの実績に基づき、利用者を見込んでいます。土日に利用が集中することや、重度重複の障害者が利用できる施設が限られているため、利用希望はあるものの、利用実績がそれほど伸びていない状況となっています。

単位		令和6年度	令和7年度	令和8年度
福祉型	合計日数（人日分/月）	120	123	126
	利用人数（人）	43	44	45
医療型	合計日数（人日分/月）	34	34	34
	利用人数（人）	16	16	16

【サービス量の確保のための方策】

サービス	サービス量の確保のための方策
生活介護 自立訓練（機能訓練） 自立訓練（生活訓練） 宿泊型自立訓練 就労移行支援 就労継続支援（A型） 就労継続支援（B型） 就労定着支援 療養介護 短期入所	生活介護、就労継続支援B型をはじめとして、日中活動系サービスの必要性は高いため、新規開設を希望する事業者に対しては、情報提供や利用者対応について、支援を行います。

(3) 居住系サービス

①共同生活援助（グループホーム）

地域で家庭的な雰囲気のもと障害のある人が共同生活を営み、その住宅において相談や日常生活上の援助を行う事業です。障害支援区分が重い場合は、入浴や排せつ、食事の介護なども行います。

【見込み量と考え方】

令和5年度までの実績に基づき、利用者を見込んでいます。入所施設からの地域移行や、宿泊型自立訓練からの移行などの需要が高いことに加え、「親亡き後」を見据えて子どもの入所を希望する保護者も、年齢に関わらず増えています。また、重度障害者が利用できるグループホームのニーズもあります。

単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数（人）	77	82	87
市内定員（人）	77	87	87

②施設入所支援

施設入所者へ生活の場として、入浴や排せつ、食事の介護などを行うサービスです。

【見込み量と考え方】

令和5年度までの実績に基づき、利用者を見込んでいます。新規の入所者が見込まれますが、現在の入所者の地域移行も進めていくため、現状維持としています。

単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数（人）	44	44	43
市内定員（人）	50	50	50

③自立生活援助

施設入所者及びグループホーム等を利用していた障害者で、一人暮らしを希望する人に対して、定期的に居宅を訪問し、生活面や健康面等の確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整などを行うサービスです。

【見込み量と考え方】

市内に利用できる事業所がありません。

単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用人数（人）	0	0	0
市内定員（人）	0	0	0

【サービス量の確保のための方策】

サービス	サービス量の確保のための方策
共同生活援助 施設入所支援 自立生活援助	既存事業者に対して、サービス量の確保やサービス内容の拡充を図るよう働きかけます。新規開設を検討する事業者に対しては、事業参入しやすいよう積極的な情報提供を行います。また、地域のなかで障害のある方が暮らすことへの市民の理解が深まるよう周知・啓発等に努めます。

(4) 相談支援

①計画相談支援

障害福祉サービスを利用する場合に、個別支援計画やそのケアマネジメント、モニタリングによりサービスの調整を行い、サービス利用計画を作成する支援です。

【見込み量と考え方】

令和5年度までの実績に基づき、サービス利用を見込んでいます。また、アンケート回答のなかで、今後増やしたいサービスで多くの利用希望があり、見込量にも反映しています。

単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
合計人数（人分/月）	114	124	136

②地域移行支援・地域定着支援

・地域移行支援

施設入所や精神科病院等に入院している障害者に対し、退院、退所後に地域で生活できるよう相談等の支援を行うサービスです。

・地域定着支援

地域において生活する障害者のうち、単身生活または、家族等による緊急時の支援が見込まれない状況にある障害者に対し、常時の連絡体制を確保し、相談等の支援を行うサービスです。

【見込み量と考え方】

地域移行支援については、精神科病院からの退院予定者として各年度1人を見込んでいます。地域定着支援については、24時間連絡が取れる体制を確保することが難しいため、現在市内に事業所がありません。

単位		令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域移行支援	合計人数 （人分/月）	1	1	1
地域定着支援	合計人数 （人分/月）	1	1	1

【サービス量の確保のための方策】

サービス	サービス量の確保のための方策
計画相談支援 地域移行支援 地域定着支援	<p>サービス等利用計画等に関する連絡・調整が適切に行われるように、地域自立支援協議会や相談事業所連絡会等の活用により各機関の連携や人材育成を図り、相談支援体制の充実に努めます。</p> <p>また、障害福祉サービスの事業者だけでなく、介護保険事業者等に対しても情報提供や新規参入を働きかけ、相談支援の担い手の確保に努めます。</p>

3 障害児通所サービスの見込量

(1) 児童サービス

①児童発達支援

個別や集団での療育を行う必要がある就学前の障害児に、日常生活における基本動作や集団生活への適応訓練等を行うサービスです。

【見込み量と考え方】

令和5年度までの実績に基づき、利用者を見込んでいます。保護者のニーズが高いため、毎年増を見込んでいます。近隣市の利用もあり、就学で入れ替わるため、市内見込み量に増減はありません。

単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
合計時間数（人日分/月）	819	878	944
利用人数（人）	235	252	271
市内定員（人）	55	55	55

②医療型児童発達支援

肢体不自由があり理学療法等の機能訓練や医療的管理下での支援が必要な障害児に、児童発達支援のサービスと治療を行うサービスです。

【見込み量と考え方】

市内事業所が令和5年6月に開設しました。近隣市の利用者もいるため、見込量に増減はありません。

単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
合計時間数（人日分/月）	25	35	44
利用人数（人）	5	7	7
市内定員（人）	5	5	5

③居宅訪問型児童発達支援

重症心身障害児などの重度の障害児であって、児童発達支援等の障害児支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児に、児童発達支援を行うサービスです。

障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施するサービスです。

【見込み量と考え方】

市内事業所はありませんが、医療型児童発達支援と同様に重度の身体障害児にとって重要な支援を担っています。一定数の利用を見込みます。

単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
合計時間数（人日分/月）	1	1	1
利用人数（人）	1	1	1
市内定員（人）	0	0	0

④放課後等デイサービス

学校に就学しており授業終了後や休業日に支援が必要な障害児に、生活能力向上のための訓練や、社会との交流の促進を行うサービスです。

【見込み量と考え方】

市内事業所の新規開設が続き、市内定員が増えました。活動内容が療育を主とした事業所と預かりを主とした事業所があり、どちらのタイプも保護者のニーズが高い状況です。

単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
合計時間数（人日分/月）	2,113	2,246	2,380
利用人数（人）	253	269	285
市内定員（人）	89	89	89

⑤保育所等訪問支援

保育所、幼稚園、学校等で集団生活を営む障害児に対し、その保育所等を訪問し、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

【見込み量と考え方】

保育所・幼稚園・学校等へ訪問し、連携強化の取り組みを行っています。令和5年度までの実績をもとに、利用者を見込んでいます。

単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
合計時間数（人日分/月）	19	19	22
利用人数（人）	54	60	64

⑥障害児相談支援

障害児通所サービスを利用する場合に、個別支援計画やそのケアマネジメント、モニタリングによりサービスの調整を行い、サービス利用計画を作成する支援です。

【見込み量と考え方】

令和5年度までの実績に基づき、サービス利用を見込んでいます。また、アンケート回答のなかで、今後増やしたいサービスで多くの利用希望があり、見込量にも反映しています。

単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
合計人数（人/月）	77	85	93

【サービス量の確保のための方策】

サービス	サービス量の確保のための方策
児童発達支援 医療型児童発達支援 居宅訪問型児童発達支援 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援 障害児相談支援	児童の成長に即した、適切なサービスが受けられるよう、保健医療・子ども関係機関と連携をとり、必要なサービスについて、事業者へ情報提供を行います。

4 地域生活支援事業の見込量

(1) 理解促進研修・啓発事業

地域住民の方向けに、障害者等に対する理解を深めるための研修・啓発事業を行います。

【見込み量と考え方】

相談支援事業所等と連携して講座や講演会を開催するなど、地域住民の方への普及啓発活動を進めていきます。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施見込	有	有	有

(2) 自発的活動支援事業

障害者本人やその家族、地域住民の方による自発的な取組みを支援します。

【見込み量と考え方】

相談支援事業所で実施しているピアサポート事業を継続するなど、当事者等の活動を支援していきます。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施見込	有	有	有

(3) 相談支援事業

障害のある人が地域で安心して自立生活を送れるよう、日々の暮らしの中で抱えているニーズや課題にきめ細かく対応し、必要に応じて適切な障害福祉サービスに結び付けるよう支援します。

【見込み量と考え方】

障害者相談支援事業は、引き続き2箇所体制で実施します。計画相談支援の導入によりサービス調整等の支援が事業として確立されたため、より一層の一般相談支援の充実を図ります。また、市町村相談支援機能強化事業についても、引き続き市に専門職員を配置し、実施していきます。

基幹相談支援センターは、総合相談・専門相談、権利擁護・虐待防止、地域移行・地域定着、地域の関係機関のネットワーク化といった広範な業務を行います。当面、委託による設置はしませんが、今後も市が主体となってその役割を担っていきます。

実施見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
①相談支援事業			
ア 障害者相談支援事業（設置数）	2	2	2
イ 基幹相談支援センター 実施見込	有	有	有
②市町村相談支援機能強化事業 実施見込	有	有	有

(4) 成年後見制度利用支援事業・成年後見制度法人後見支援事業

障害のある人が経済的な理由により成年後見制度の利用を妨げられないよう、成年後見制度の申し立てに要する経費、後見人報酬などを助成します。また、成年後見等業務を実施できる法人を確保できる体制を整備します。

【見込み量と考え方】

低所得者を対象に事業を実施していますが、権利擁護センターや多摩南部成年後見センターと連携して支援を進めていきます。

法人後見については、既に多摩南部成年後見センターを整備しており、必要な支援を行っています。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用支援事業 実利用見込者数	1人/月	1人/月	1人/月
法人後見支援事業 実施見込	無	無	無

(5) 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため、意思の疎通を図ることに支障がある人に、手話通訳者等の派遣を行います。

【見込み量と考え方】

手話奉仕員養成研修事業（後述）を修了した手話奉仕員が事業の担い手になっています。引き続き安定的に派遣が行えるよう、研修事業を継続します。

手話通訳者設置事業は、平成29年度より手話対応が可能な職員を配置して窓口での対応を行っています。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業 派遣回数	30回 (手話奉仕員 170回)	30回 (手話奉仕員 170回)	30回 (手話奉仕員 170回)
②手話通訳者設置事業 実施見込	有	有	有

(6) 日常生活用具給付等事業

主に身体障害者の日常生活の課題を解決する福祉用具のうち、身体機能の補完となる補装具を除いたものについて、日常生活用具として指定し、その給付を行います。

【見込み量と考え方】

年度毎の変化が大きく、各個別の予測が難しい項目となります。

令和2年度からの給付実績に基づき、推計しています。

給付等見込件数	令和6年度	令和7年度	令和8年度
①介護・訓練支援用具（特殊寝台等）	5件/年	5件/年	5件/年
②自立生活支援用具 （屋内信号装置等）	6件/年	7件/年	8件/年
③在宅療養等支援用具 （吸引・吸入器等）	8件/年	8件/年	8件/年
④情報・意思疎通支援用具 （スピーチオ等）	8件/年	8件/年	8件/年
⑤排泄管理支援用具 （ストマ用具）	1,810件/年	1,855件/年	1,902件/年
⑥居宅生活動作補助用具 （住宅改修費）	1件/年	1件/年	1件/年

(7) 手話奉仕員養成研修事業

手話奉仕員を養成していくことを目指します（令和5年3月31日時点の稲城市登録手話通訳者数：20人）。

【見込み量と考え方】

日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員養成のため、手話講習会を行います。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
受講見込者数	32人	32人	32人

(8) 移動支援事業

外出が困難な知的障害者や精神障害者に同行し、その社会参加の機会を提供するガイドヘルパーを支給します。

【見込み量と考え方】

特別支援学校等の卒業生などを中心に利用意向が高く、令和2年度からの実績に基づき、推計しています。利用登録のみで実績がない方もいますが、市内外問わず指定事業所も増加している状況のため、必要なサービスを提供できる見込です。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用見込者数	70人	74人	77人
延べ利用見込時間数	6,641回	7,020回	7,304回

(9) 地域活動支援センター

障害のある人の日常生活の相談、地域交流の支援を行います。様々なプログラムを実施して活動の機会を提供し、あわせて社会交流の促進を図ります。

【見込み量と考え方】

現在、作業所などに通うことが困難な障害者などに対して、居場所やプログラムを提供している地域活動支援センターを継続するとともに、併設する障害者相談支援事業と連携した支援を行います。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施見込箇所数	1箇所	1箇所	1箇所
延べ利用見込者数	889人	889人	889人

(10) その他事業

- ①日中一時支援事業：障害のある人などの日中の活動の場を確保し、その家族の就労支援と一時的な休息を図ります。
- ②訪問入浴サービス事業：居宅を訪問し、入浴サービスを提供します。
- ③スポーツ・レクリエーション教室等開催事業：障害のある人の体力の増強、交流、様々な活動に資するとともに、障害のある人のスポーツ活動を普及するため、各種のスポーツ・レクリエーション教室やスポーツ大会を開催します。
- ④芸術・文化講座開催等事業：障害のある人の作品展や音楽会など、芸術・文化活動の発表の場を設けるとともに、障害のある人の創作意欲を高めるための環境整備や必要な支援を行います。
- ⑤自動車教習費助成事業：障害者が自ら移動することが可能になるように、自動車教習費にかかる費用の一部を助成します。
- ⑥自動車改造費助成事業：障害者が自ら移動するために必要な自動車改造について、その費用の一部を助成します。

※地域生活支援事業については、介護給付・訓練等給付・障害児通所給付などの障害福祉サービスとは異なり、すべて予算の範囲内で実施することになります。

【見込み量と考え方】

- ①日中一時支援事業：継続して利用希望のあるサービスのため、自然増を見込んでいます。サービスの提供時間が類似している放課後等デイサービスと合わせて、確保に努めます。
- ②訪問入浴サービス事業：現在2事業者に委託し、実施しています。
- ③スポーツ・レクリエーション教室等開催事業：新型コロナウイルス感染症に伴い、令和2年度以降、中止しておりましたが、5類移行に伴って「実施」としています。
- ④芸術・文化講座開催等事業：新型コロナウイルス感染症に伴い、令和2年度に「無」となりましたが、障害のある人の発表の場を設けるとともに、障害のある人の創作意欲を高めるための環境整備や必要な支援を行います。
- ⑤自動車教習費助成事業：近年の利用の実績に基づき利用量を見込みましたが、申請に基づき助成していきます。
- ⑥自動車改造費助成事業：近年の利用の実績に基づき利用量を見込みましたが、申請に基づき助成していきます。

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
①日中一時支援事業	実利用見込者数	57人	62人	67人
②訪問入浴サービス事業	実利用見込者数	8人	9人	9人
③スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	実施見込	実施	実施	実施
④芸術・文化講座開催等事業	実施見込	実施	実施	実施
⑤自動車教習費助成事業	実利用見込者数	2人	2人	2人
⑥自動車改造費助成事業	実利用見込者数	1人	1人	1人



計画の推進

1 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、稲城市が主体となり、国、都等の行政機関との連携を図るとともに、広く市民や関係団体等の協力を得ながら、それぞれの役割に応じて、一体となって対応していくことが重要なことから、以下のとおり施策の総合的、効果的な推進を図ります。

(1) 関係機関、市民等との連携及び計画の周知

本計画の推進にあたっては、行政と関係機関、団体、市民、サービス事業所などとの連携を深め、情報の共有化を図りながら、事業の推進、調整を行い、障害者の支援に関わる様々な施策の計画的かつ総合的な推進に取り組むものとします。

また、障害者に関する施策の将来的な方向を定めた長期計画であり、関係者が協力・連携して取り組むことが重要なことから、この計画の内容についての周知を積極的に図ります。

(2) 自立支援協議会

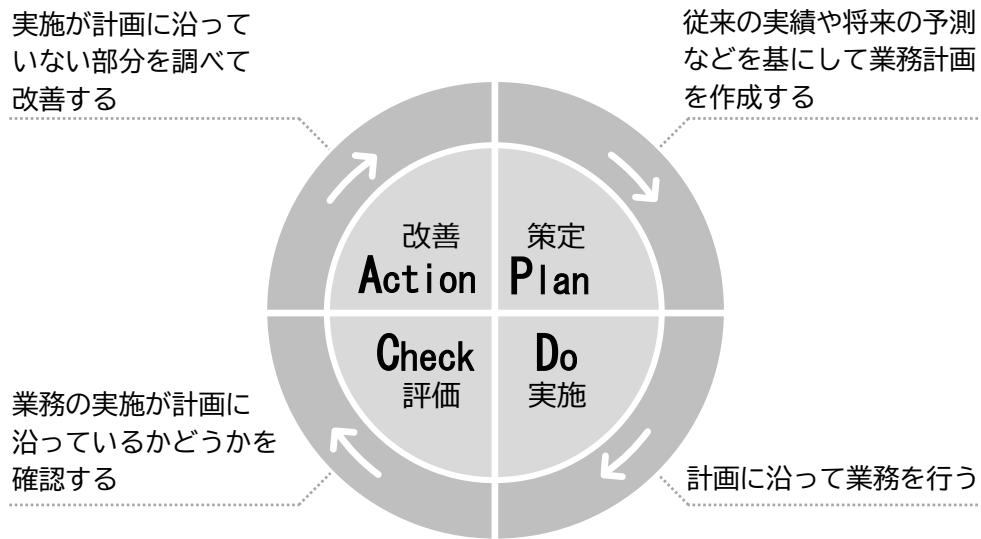
障害者の地域生活における諸課題に対する支援体制等を協議する稲城市自立支援協議会において、障害者に対する適切なサービスの提供、充実を図り、地域での自立した生活を促進するため、主に障害福祉サービス等について、目標達成に向けた課題検討、施策提案を行うなど、計画の推進を図ります。

(3) 庁内の計画推進体制

本計画に基づく取り組みは、福祉分野のみならず、保健、医療、生活環境、教育、労働、人権尊重等多岐にわたっており、関連施策をそれぞれの担当部門が主体的に推進するとともに、福祉部が中心となり、庁内関係部局間の連携を図ります。また、計画の推進上、国、都との連携が必要な場合は、その事業内容に応じて関係部局が窓口となり、その調整・要請等の対応をいたします。

2 計画の進行管理と評価

本計画の進行管理を目的として、行政における障害福祉施策の実施状況を把握します。また、取組や事業の進捗について、地域自立支援協議会の意見を踏まえながら、市でPDCAサイクル（計画-実施-評価-改善）による評価を行い、取組の改善を図ります。



資料編

1 稲城市地域自立支援協議会

(1) 開催状況

年度	回	日時	議題
3	第1回	令和3年8月30日 (書面開催)	①部会からの報告について ②地域生活支援拠点等の整備について ③重度心身障害・医療的ケア児通所事業促進事業について
	第2回	令和3年10月18日	①部会からの報告について ②地域生活支援拠点について
	第3回	令和4年1月17日	①部会からの報告について ②地域生活支援拠点について ③稲城市障害者地域自立支援協議会傍聴基準について
4	第1回	令和4年7月25日	①部会からの報告について ②自立支援協議会の部会の在り方について ③稲城市地域生活支援拠点等の整備状況について
	第2回	令和4年10月17日	①部会からの報告について ②自立支援協議会の部会の在り方について ②障害関連計画の策定にかかるアンケートについて
	第3回	令和5年1月16日	①部会からの報告について ①障害関連計画策定にかかるアンケート案
5	第1回	令和5年7月10日	①部会からの報告について ②第四次稲城市障害者計画・第7期稲城市障害福祉計画・第3期障害児福祉計画について
	第2回	令和5年9月11日	①部会からの報告について ②第四次稲城市障害者計画・第7期稲城市障害福祉計画・第3期障害児福祉計画について
	第3回	令和5年11月13日	①部会からの報告について ②第四次稲城市障害者計画・第7期稲城市障害福祉計画・第3期障害児福祉計画について
	第4回	令和6年2月19日	①部会からの報告について ②稲城市障害福祉プラン(案)についての意見公募の結果
	第5回	令和6年3月18日	①部会からの報告について ②稲城市障害福祉プラン(案)について

(2) 令和5年度稲城市地域自立支援協議会名簿

選出区分		団体名	役職	氏名
1	学識経験者	大妻女子大学	会長	藏野 ともみ
2	教育・雇用関係者	社会福祉法人 正夢の会	副会長	青野 修平
3	相談支援事業者	稲城市社会福祉協議会		鈴木 英之
4	福祉サービス事業者	NPO 法人わくわく		石川 哲
5	福祉サービス事業者	社会福祉法人 正夢の会		村上 愛美
6	保健・医療関係者	東京都南多摩保健所		菊池 晴美
7	保健・医療関係者	島田療育センター		津野 由記子
8	教育・雇用関係者	都立多摩桜の丘学園		櫻井 真紀子
9	障害当事者団体	安心安全連絡会		川本 安岐夫
10	障害当事者団体	稲城市身体障害者福祉協会		進藤 直人
11	障害当事者団体	稲城市精神障害者家族会		高野 玲子
12	その他市長が認めるもの	民生児童委員		狩野 和枝

※敬称略、選出区分・氏名五十音順

(3) 稲城市地域自立支援協議会設置要綱

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3の規定に基づき、に規定する相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として、稲城市地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 福祉サービス利用に係る相談支援事業の中立・公平性の確保に関すること。
- (2) 困難事例への対応のあり方に関する協議、調整に関すること。
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議に関すること。
- (4) 障害福祉計画の作成・進行管理に関すること。
- (5) その他、障害者の自立に向け必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員12人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 相談支援事業者
- (2) 福祉サービス事業者
- (3) 保健・医療関係者
- (4) 教育・雇用関係者
- (5) 障害当事者団体
- (6) 地域ケアに関する学識経験者
- (7) その他市長が必要と認めるもの

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年間とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出するものとする。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会長は、必要に応じて委員以外の者の出席又は資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

第7条 本会議の下に、専門部会を置くことができる。

2 前項の規定により設置する部会は、次のとおりとする。

- (1) 相談支援部会
- (2) 精神保健福祉部会
- (3) 子ども部会

3 各専門部会の構成員は、それぞれ以下のとおり対応する連絡会の構成員とする。

- (1) 稲城市障害者相談支援事業者連絡会
- (2) 稲城市精神保健福祉連絡会
- (3) 稲城市障害福祉子ども事業者連絡会

4 専門部会は、各連絡会内で協議した検討課題や取り組み等について協議会に報告するほか、必要に応じて協議会が指定する事項等について調査検討し、その結果を協議会に報告する。

5 前4項に定めるもののほか、専門部会の組織、運営等に関し必要な事項は別に定める。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、福祉部障害福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、別に会長が協議会に諮って定める。

2 アンケート調査

凡例

SA：単一回答（複数の選択肢からひとつ選ぶ質問形式）

MA：複数回答（複数の選択肢から複数の選択ができる質問形式）

n：質問に対する回答者数

%：質問項目における回答者の割合

(1) 単純集計

① 問1 年齢...(SA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	未就学児童（0～5歳）	54	3.1
2	学齢児童（6～17歳）	135	7.7
3	18、19歳	22	1.3
4	20代	113	6.4
5	30代	137	7.8
6	40代	184	10.5
7	50代	230	13.1
8	60～64歳	116	6.6
9	65～74歳	241	13.7
10	75歳以上	516	29.3
	無回答	11	0.6
	全体	1759	100.0

② 問2 性別...(SA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	男性	897	51.0
2	女性	846	48.1
3	その他	7	0.4
	無回答	9	0.5
	全体	1759	100.0

③ 問3 住まいの地域...(SA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	矢野口	333	18.9
2	東長沼	246	14.0
3	大丸	218	12.4
4	百村	117	6.7
5	坂浜	57	3.2
6	平尾	257	14.6
7	押立	71	4.0
8	向陽台	193	11.0
9	長峰	107	6.1
10	若葉台	143	8.1
11	市外	2	0.1
	無回答	15	0.9
	全体	1759	100.0

④ 問4 一緒に暮らしている人...(MA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	父母・祖父母・兄弟姉妹	532	30.2
2	配偶者	714	40.6
3	子ども	399	22.7
4	その他	47	2.7
5	いない（一人で暮らしている）	367	20.9

	無回答	19	1.1
	全体	1759	100.0

累計	(n)	累計	(%)
	2078		118.1

⑤ 問5 1. 食事の介助...(SA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	不要	1382	78.6
2	一部(時々)必要	182	10.3
3	全部必要	84	4.8
	無回答	111	6.3
	全体	1759	100.0

⑥ 問5 2. トイレの介助...(SA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	不要	1399	79.5
2	一部(時々)必要	129	7.3
3	全部必要	112	6.4
	無回答	119	6.8
	全体	1759	100.0

⑦ 問5 3. 入浴の介助...(SA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	不要	1300	73.9
2	一部(時々)必要	175	9.9
3	全部必要	173	9.8
	無回答	111	6.3
	全体	1759	100.0

⑧ 問5 4. 衣服の着脱の介助...(SA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	不要	1363	77.5
2	一部(時々)必要	168	9.6
3	全部必要	113	6.4
	無回答	115	6.5
	全体	1759	100.0

⑨ 問5 5. 身だしなみの介助...(SA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	不要	1239	70.4
2	一部(時々)必要	282	16.0
3	全部必要	127	7.2
	無回答	111	6.3
	全体	1759	100.0

⑩ 問5 6. 家の中の移動の介助...(SA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	不要	1421	80.8
2	一部(時々)必要	133	7.6
3	全部必要	85	4.8
	無回答	120	6.8
	全体	1759	100.0

⑪ 問5 7. 外出の介助...(SA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	不要	1073	61.0
2	一部(時々)必要	365	20.8
3	全部必要	232	13.2
	無回答	89	5.1
	全体	1759	100.0

⑫ 問5 8. 家族以外の人との意思疎通の援助...(SA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	不要	1186	67.4
2	一部(時々)必要	336	19.1
3	全部必要	117	6.7
	無回答	120	6.8

	全体	1759	100.0
--	----	------	-------

⑬ 問5 9. お金の管理の援助...(SA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	不要	1088	61.9
2	一部(時々)必要	250	14.2
3	全部必要	318	18.1
	無回答	103	5.9
	全体	1759	100.0

⑭ 問5 10. 薬の管理の援助...(SA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	不要	1154	65.6
2	一部(時々)必要	207	11.8
3	全部必要	292	16.6
	無回答	106	6.0
	全体	1759	100.0

⑮ 問6 あなたを介助・支援してくれる方...(SA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	父母・祖父母・兄弟姉妹	369	42.1
2	配偶者	247	28.2
3	子ども	98	11.2
4	ホームヘルパーや施設の職員	98	11.2
5	その他	41	4.7
	無回答	24	2.7
	非該当	882	
	全体	877	100.0

⑯ 問7 あなたを介助・支援してくれるご家族の年齢...(SA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	10歳未満	1	0.1
2	10代	2	0.3
3	20代	14	2.0
4	30代	62	8.7
5	40代	133	18.6
6	50代	151	21.1
7	60代	125	17.5
8	70代	120	16.8
9	80歳以上	85	11.9
	無回答	21	2.9
	非該当	1045	
	全体	714	100.0

⑰ 問8 本人が介助・支援する際に困ること...(MA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	支援の方法がわからない、難しい	93	13.0
2	支援に十分な時間がさけない	124	17.4
3	自分の時間が持てない	171	23.9
4	家族や自分の就労に影響がある	165	23.1
5	腰痛など身体的な負担が大きい	145	20.3
6	睡眠時間が十分にとれない	117	16.4
7	経済的な負担が大きい	154	21.6
8	精神的な負担が大きい	229	32.1
9	自分が高齢等により支援できなくなる不安がある	302	42.3
10	自分の健康状態がよくない	148	20.7
11	特にない	152	21.3
12	その他	28	3.9
	無回答	44	6.2
	非該当	1045	

累計 (n)	累計 (%)
--------	--------

	全体	714	100.0
--	----	-----	-------

1872	262.2
------	-------

⑱ 問9 身体障害者手帳を持っているか...(SA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	1級	330	18.8
2	2級	162	9.2
3	3級	149	8.5
4	4級	234	13.3
5	5級	69	3.9
6	6級	42	2.4
7	持っていない	685	38.9
	無回答	88	5.0
	全体	1759	100.0

⑲ 問10 身体障害者手帳をお持ちの場合の主たる障害...(SA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	視覚障害	52	5.3
2	聴覚障害	112	11.4
3	音声・言語又はそしゃく機能障害	20	2.0
4	肢体不自由(上肢)	79	8.0
5	肢体不自由(下肢)	237	24.0
6	肢体不自由(体幹)	78	7.9
7	内部障害(上記以外)	327	33.2
	無回答	81	8.2
	非該当	773	
	全体	986	100.0

⑳ 問11 愛の手帳を持っているか...(SA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	1度	36	2.0
2	2度	54	3.1
3	3度	45	2.6
4	4度	106	6.0
5	知的障害があるが手帳は持っていない	17	1.0
6	持っていない	1347	76.6
	無回答	154	8.8
	全体	1759	100.0

㉑ 問12 精神障害者保健福祉手帳を持っているか...(SA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	1級	28	1.6
2	2級	171	9.7
3	3級	151	8.6
4	精神障害があるが手帳は持っていない	60	3.4
5	持っていない	1212	68.9
	無回答	137	7.8
	全体	1759	100.0

㉒ 問13 自立支援医療制度(精神通院)を利用しているか...(SA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	利用している	571	32.5
2	利用していない	1098	62.4
	無回答	90	5.1
	全体	1759	100.0

㉓ 問14 現在受けている医療的ケア...(MA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	気管切開	12	0.7
2	人工呼吸器(レスピレーター)	6	0.3
3	吸入・吸引	27	1.5
4	胃ろう・腸ろう	11	0.6
5	経管栄養	12	0.7
6	中心静脈栄養(IVH)	2	0.1

7	点滴管理	7	0.4
8	透析	74	4.2
9	カテーテル留置	19	1.1
10	ストーマ（人工肛門・人工膀胱）	60	3.4
11	酸素療法	18	1.0
12	褥瘡処置	3	0.2
13	あてはまるものはない	1186	67.4
14	その他	169	9.6
	無回答	206	11.7
	全体	1759	100.0

累計	(n)	累計	(%)
	1812		103.0

㉔ 問 15 現在どのように暮らしているか... (SA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	一人で暮らしている	307	17.5
2	家族と暮らしている	1344	76.4
3	グループホームで暮らしている	24	1.4
4	福祉施設（障害者支援施設、高齢者支援施設）で暮らしている	45	2.6
5	病院に入院している	13	0.7
6	その他	18	1.0
	無回答	8	0.5
	全体	1759	100.0

㉕ 問 16 今後4年以内にどのような暮らしをしたいか... (SA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	一般の住宅で一人暮らしをしたい	307	17.5
2	家族と一緒に生活をしたい	1190	67.7
3	グループホームなどを利用したい	59	3.4
4	福祉施設（障害者支援施設、高齢者支援施設）で暮らしたい	69	3.9
5	その他	94	5.3
	無回答	40	2.3
	全体	1759	100.0

㉖ 問 17 希望の暮らしを送るためにあればいいと思う支援... (MA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	在宅で医療的ケアなどが適切に得られること	411	23.4
2	障害者に適した住宅の確保	354	20.1
3	必要な在宅サービスが適切に利用できること	556	31.6
4	生活訓練等の充実	259	14.7
5	経済的な負担の軽減	934	53.1
6	相談対応等の充実	584	33.2
7	地域住民等の理解	294	16.7
8	コミュニケーションについての支援	331	18.8
9	その他	132	7.5
	無回答	140	8.0
	全体	1759	100.0

累計	(n)	累計	(%)
	3995		227.1

㉗ 問 18 1週間にどの程度外出するか... (SA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	毎日外出する	715	40.6
2	数回外出する	755	42.9
3	めったに外出しない	212	12.1
4	全く外出しない	55	3.1
	無回答	22	1.3
	全体	1759	100.0

㉘ 問 19 外出する際の主な同伴者... (SA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	一人で外出する	933	55.5
2	父母・祖父母・兄弟姉妹	240	14.3

3	配偶者	255	15.2
4	子ども	96	5.7
5	ホームヘルパーや施設の職員	85	5.1
6	友人・ボランティア等	20	1.2
7	その他	24	1.4
	無回答	29	1.7
	非該当	77	
	全体	1682	100.0

㉘ 問 20 外出の目的...(MA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	通勤・通学・通所	689	41.0
2	訓練やリハビリに行く	206	12.2
3	医療機関への受診	1022	60.8
4	買い物に行く	1127	67.0
5	友人・知人に会う	359	21.3
6	趣味やスポーツをする	320	19.0
7	グループ活動に参加する	149	8.9
8	散歩に行く	636	37.8
9	その他	88	5.2
	無回答	19	1.1
	非該当	77	
	全体	1682	100.0

累計	(n)	累計	(%)
	4615		274.4

㉙ 問 21 外出するときに困ること...(MA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	特に困ることはない	636	37.8
2	公共交通機関が少ない(ない)	161	9.6
3	列車やバスの乗り降りが困難	214	12.7
4	通リや駅に階段や段差が多い	251	14.9
5	切符の買い方や乗換えの方法が分かりにくい	89	5.3
6	外出先の建物の設備が不便(通路、トイレ、エレベーターなど)	160	9.5
7	介助者・支援者が確保できない	89	5.3
8	外出にお金がかかる	290	17.2
9	周囲の目が気になる	148	8.8
10	発作などの突然の身体の変化が心配	240	14.3
11	困ったときにどうすればいいのかが心配	315	18.7
12	その他	140	8.3
	無回答	43	2.6
	非該当	77	
	全体	1682	100.0

累計	(n)	累計	(%)
	2776		165.0

㉚ 問 22 平日の日中の主な過ごし方...(SA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	会社勤めまたは自営業などの、収入を得る仕事をしている	386	21.9
2	稲城市の地域活動支援センターやボランティアなどで活動をしている	25	1.4
3	専業主婦(主夫)をしている	219	12.5
4	福祉施設、通所事業所等に通っている(就労継続A型も含む)	140	8.0
5	病院等のデイケアに通っている	37	2.1
6	リハビリテーションを受けている	32	1.8
7	自宅で過ごしている	594	33.8
8	入所している施設や病院等で過ごしている	44	2.5
9	大学、専門学校、職業訓練校などに通っている	12	0.7
10	特別支援学校(小中高等部)に通っている	55	3.1
11	一般の高校、小中学校に通っている	65	3.7

12	幼稚園、保育所、障害児通園施設に通っている	56	3.2
13	その他	60	3.4
	無回答	34	1.9
	全体	1759	100.0

③② 問 23 勤務形態...(SA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	正社員で他の社員と勤務条件等に違いは無い	152	39.4
2	正社員で短時間勤務などの障害者配慮がある	31	8.0
3	パート・アルバイト等の非常勤、または派遣社員	131	33.9
4	自営業(農業等)	18	4.7
5	その他	41	10.6
	無回答	13	3.4
	非該当	1373	
	全体	386	100.0

③③ 問 24 月収...(SA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	10万円未満	55	14.2
2	10万円台	126	32.6
3	20万円台	93	24.1
4	30万円台	41	10.6
5	40万円台	20	5.2
6	50万円以上	25	6.5
7	回答しない	18	4.7
	無回答	8	2.1
	非該当	1373	
	全体	386	100.0

③④ 問 25 現在の就労先はどのような方法で見つけたか...(SA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	自分でさがした	145	37.6
2	障害が発生する前から働いていた	59	15.3
3	稲城市障害者就労支援センターからの紹介	18	4.7
4	ハローワーク等からの紹介	45	11.7
5	家族・知人の紹介	28	7.3
6	通所施設・病院からの紹介	11	2.8
7	学校の紹介	32	8.3
8	その他	39	10.1
	無回答	9	2.3
	非該当	1373	
	全体	386	100.0

③⑤ 問 26 今後収入を得る仕事をしたいと思うか...(SA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	仕事をしたい	158	33.4
2	仕事をしたいが、できない	178	37.6
3	仕事をしたくない	84	17.8
	無回答	53	11.2
	非該当	1286	
	全体	473	100.0

③⑥ 問 27 収入を得る仕事をするために職業訓練等を受けたいと思うか...(SA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	すでに職業訓練を受けている	36	10.7
2	職業訓練を受けたい	133	39.6
3	職業訓練を受けたくない、受ける必要はない	134	39.9
	無回答	33	9.8

	非該当	1423	
	全体	336	100.0

③⑦ 問 28 障害者の就労支援として必要なこと...(MA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	通勤手段の確保	433	24.6
2	勤務場所におけるバリアフリー等の配慮	327	18.6
3	短時間勤務や勤務日数等の配慮	569	32.3
4	勤務時間や日数が体調に合わせて変更できること	648	36.8
5	在宅勤務の拡充	423	24.0
6	職場の障害者理解	750	42.6
7	職場の上司や同僚に障害の理解があること	748	42.5
8	職場で介助や援助等が受けられること	344	19.6
9	具合が悪くなったときに気軽に通院できること	576	32.7
10	就労後のフォローなど職場と支援機関の連携	428	24.3
11	職業ニーズに合った就労訓練	338	19.2
12	仕事についての職場以外での相談対応、支援	416	23.6
13	その他	102	5.8
	無回答	488	27.7
	全体	1759	100.0

累計	(n)	累計	(%)
	6590		374.6

③⑧ 問 29 毎日の生活で困ったり不安に思うこと...(MA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	学校のこと	100	5.7
2	仕事のこと	304	17.3
3	家族のこと	466	26.5
4	健康のこと	876	49.8
5	お金のこと	780	44.3
6	近所づきあいのこと	139	7.9
7	施設や福祉サービスのこと	243	13.8
8	休みの日の過ごし方のこと	136	7.7
9	進路や就職のこと	156	8.9
10	結婚や子育てのこと	96	5.5
11	親が亡くなったあとのこと	361	20.5
12	いやがらせや暴力を受けること	84	4.8
13	自分の考えを相手にうまく伝えられないこと	389	22.1
14	特にない	291	16.5
15	その他	84	4.8
	無回答	80	4.5
	全体	1759	100.0

累計	(n)	累計	(%)
	4585		260.7

③⑨ 問 30 普段悩みや困ったことを誰に相談するか...(MA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	家族や親戚	1280	72.8
2	友人・知人	460	26.2
3	近所の人	38	2.2
4	職場の上司や同僚	124	7.0
5	施設の指導員など	132	7.5
6	ホームヘルパーなどサービス事業の人、相談支援専門員	142	8.1
7	障害者団体や家族会	35	2.0
8	かかりつけの医師や看護師	445	25.3
9	病院のケースワーカーや介護保険のケアマネージャー	105	6.0
10	民生委員・児童委員	17	1.0
11	通院先や保育所、幼稚園、学校の先生	111	6.3

12	稲城市の障害者の相談支援機関（社会福祉協議会、マルエいなぎ、レスポ-いなぎ）	206	11.7
13	行政機関の相談窓口	77	4.4
14	その他	107	6.1
	無回答	108	6.1
	全体	1759	100.0

累計	(n)	累計	(%)
	3387		192.6

④① 問 31 障害のことや福祉サービスに関する情報をどこから知ることが多いか... (MA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース	503	28.6
2	行政機関の広報誌	606	34.5
3	インターネット	543	30.9
4	家族や親戚、友人・知人	536	30.5
5	サービス事業者の人や施設職員、相談支援専門員	215	12.2
6	障害者団体や家族会（団体の機関誌など）	79	4.5
7	かかりつけの医師や看護師	356	20.2
8	病院のケースワーカーや介護保険のケアマネージャー	155	8.8
9	民生委員・児童委員	17	1.0
10	通院先や保育所、幼稚園、学校の先生	90	5.1
11	稲城市の障害者の相談支援機関（社会福祉協議会、マルエいなぎ、レスポ-いなぎ）	293	16.7
12	行政機関の相談窓口	119	6.8
13	その他	61	3.5
	無回答	80	4.5
	全体	1759	100.0

累計	(n)	累計	(%)
	3653		207.7

④② 問 32 障害支援区分の認定を受けているか... (SA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	区分1	37	2.1
2	区分2	56	3.2
3	区分3	32	1.8
4	区分4	35	2.0
5	区分5	17	1.0
6	区分6	28	1.6
7	受けていない	1307	74.3
	無回答	247	14.0
	全体	1759	100.0

④③ 問 33 1. 居宅介護(ホームヘルプ)... (SA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	今後は利用を増やしたい	28	1.6
2	今後も同じくらい利用したい	43	2.4
3	今後は利用を減らしたい	7	0.4
4	今後は利用をしたい	208	11.8
5	今後も利用はしない	1209	68.7
	無回答	264	15.0
	全体	1759	100.0

④④ 問 33 2. 重度訪問介護... (SA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	今後は利用を増やしたい	12	0.7
2	今後も同じくらい利用したい	19	1.1
3	今後は利用を減らしたい	2	0.1
4	今後は利用をしたい	135	7.7
5	今後も利用はしない	1257	71.5
	無回答	334	19.0
	全体	1759	100.0

④⑤ 問 33 3. 同行援護... (SA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	今後は利用を増やしたい	5	0.3
2	今後も同じくらい利用したい	4	0.2
3	今後は利用を減らしたい	3	0.2
4	今後は利用をしたい	116	6.6
5	今後も利用はしない	1271	72.3
	無回答	360	20.5
	全体	1759	100.0

④⑤ 問 33 4. 行動援護...(SA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	今後は利用を増やしたい	13	0.7
2	今後も同じくらい利用したい	16	0.9
3	今後は利用を減らしたい	4	0.2
4	今後は利用をしたい	165	9.4
5	今後も利用はしない	1203	68.4
	無回答	358	20.4
	全体	1759	100.0

④⑥ 問 33 5. 重度障害者等包括支援...(SA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	今後は利用を増やしたい	3	0.2
2	今後も同じくらい利用したい	8	0.5
3	今後は利用を減らしたい	3	0.2
4	今後は利用をしたい	105	6.0
5	今後も利用はしない	1270	72.2
	無回答	370	21.0
	全体	1759	100.0

④⑦ 問 33 6. 施設入所支援...(SA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	今後は利用を増やしたい	7	0.4
2	今後も同じくらい利用したい	20	1.1
3	今後は利用を減らしたい	4	0.2
4	今後は利用をしたい	121	6.9
5	今後も利用はしない	1254	71.3
	無回答	353	20.1
	全体	1759	100.0

④⑧ 問 33 7. 短期入所(ショートステイ)...(SA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	今後は利用を増やしたい	20	1.1
2	今後も同じくらい利用したい	28	1.6
3	今後は利用を減らしたい	7	0.4
4	今後は利用をしたい	205	11.7
5	今後も利用はしない	1176	66.9
	無回答	323	18.4
	全体	1759	100.0

④⑨ 問 33 8. 療養介護...(SA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	今後は利用を増やしたい	4	0.2
2	今後も同じくらい利用したい	18	1.0
3	今後は利用を減らしたい	5	0.3
4	今後は利用をしたい	139	7.9
5	今後も利用はしない	1241	70.6
	無回答	352	20.0
	全体	1759	100.0

④⑩ 問 33 9. 生活介護...(SA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	今後は利用を増やしたい	12	0.7
2	今後も同じくらい利用したい	58	3.3

3	今後は利用を減らしたい	2	0.1
4	今後は利用をしたい	137	7.8
5	今後も利用はしない	1215	69.1
	無回答	335	19.0
	全体	1759	100.0

㉑ 問 33 10. 自立生活援助...(S A)

No.	カテゴリー名	n	%
1	今後は利用を増やしたい	13	0.7
2	今後も同じくらい利用したい	28	1.6
3	今後は利用を減らしたい	5	0.3
4	今後は利用をしたい	250	14.2
5	今後も利用はしない	1132	64.4
	無回答	331	18.8
	全体	1759	100.0

㉒ 問 33 11. 共同生活援助(グループホーム)...(S A)

No.	カテゴリー名	n	%
1	今後は利用を増やしたい	11	0.6
2	今後も同じくらい利用したい	15	0.9
3	今後は利用を減らしたい	2	0.1
4	今後は利用をしたい	171	9.7
5	今後も利用はしない	1210	68.8
	無回答	350	19.9
	全体	1759	100.0

㉓ 問 33 12. 自立訓練(機能訓練、生活訓練)...(S A)

No.	カテゴリー名	n	%
1	今後は利用を増やしたい	19	1.1
2	今後も同じくらい利用したい	76	4.3
3	今後は利用を減らしたい	5	0.3
4	今後は利用をしたい	288	16.4
5	今後も利用はしない	1034	58.8
	無回答	337	19.2
	全体	1759	100.0

㉔ 問 33 13. 就労移行支援...(S A)

No.	カテゴリー名	n	%
1	今後は利用を増やしたい	8	0.5
2	今後も同じくらい利用したい	30	1.7
3	今後は利用を減らしたい	3	0.2
4	今後は利用をしたい	209	11.9
5	今後も利用はしない	1121	63.7
	無回答	388	22.1
	全体	1759	100.0

㉕ 問 33 14. 就労継続支援(A型、B型)...(S A)

No.	カテゴリー名	n	%
1	今後は利用を増やしたい	15	0.9
2	今後も同じくらい利用したい	67	3.8
3	今後は利用を減らしたい	9	0.5
4	今後は利用をしたい	165	9.4
5	今後も利用はしない	1120	63.7
	無回答	383	21.8
	全体	1759	100.0

㉖ 問 33 15. 就労定着支援...(S A)

No.	カテゴリー名	n	%
1	今後は利用を増やしたい	7	0.4
2	今後も同じくらい利用したい	32	1.8
3	今後は利用を減らしたい	9	0.5
4	今後は利用をしたい	198	11.3
5	今後も利用はしない	1114	63.3

	無回答	399	22.7
	全体	1759	100.0

㉟ 問 33 16. 計画相談...(SA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	今後は利用を増やしたい	20	1.1
2	今後も同じくらい利用したい	136	7.7
3	今後は利用を減らしたい	6	0.3
4	今後は利用をしたい	203	11.5
5	今後も利用はしない	1010	57.4
	無回答	384	21.8
	全体	1759	100.0

㊱ 問 33 17. 地域移行支援...(SA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	今後は利用を増やしたい	15	0.9
2	今後も同じくらい利用したい	24	1.4
3	今後は利用を減らしたい	2	0.1
4	今後は利用をしたい	207	11.8
5	今後も利用はしない	1116	63.4
	無回答	395	22.5
	全体	1759	100.0

㊲ 問 33 18. 地域定着支援...(SA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	今後は利用を増やしたい	13	0.7
2	今後も同じくらい利用したい	29	1.6
3	今後は利用を減らしたい	3	0.2
4	今後は利用をしたい	310	17.6
5	今後も利用はしない	1016	57.8
	無回答	388	22.1
	全体	1759	100.0

㊳ 問 33 19. 児童発達支援...(SA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	今後は利用を増やしたい	11	0.6
2	今後も同じくらい利用したい	45	2.6
3	今後は利用を減らしたい	7	0.4
4	今後は利用をしたい	35	2.0
5	今後も利用はしない	279	15.9
	無回答	1382	78.6
	全体	1759	100.0

㊴ 問 33 20. 医療型児童発達支援...(SA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	今後は利用を増やしたい	5	0.3
2	今後も同じくらい利用したい	5	0.3
3	今後は利用を減らしたい	3	0.2
4	今後は利用をしたい	30	1.7
5	今後も利用はしない	321	18.2
	無回答	1395	79.3
	全体	1759	100.0

㊵ 問 33 21. 放課後等デイサービス...(SA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	今後は利用を増やしたい	17	1.0
2	今後も同じくらい利用したい	55	3.1
3	今後は利用を減らしたい	11	0.6
4	今後は利用をしたい	61	3.5
5	今後も利用はしない	225	12.8
	無回答	1390	79.0
	全体	1759	100.0

㊶ 問 33 22. 障害児相談支援...(SA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	今後は利用を増やしたい	7	0.4
2	今後も同じくらい利用したい	34	1.9
3	今後は利用を減らしたい	5	0.3
4	今後は利用をしたい	59	3.4
5	今後も利用はしない	261	14.8
	無回答	1393	79.2
	全体	1759	100.0

㉔ 問 33 23. 居宅訪問型児童発達支援...(S A)

No.	カテゴリー名	n	%
1	今後は利用を増やしたい	1	0.1
2	今後も同じくらい利用したい	2	0.1
3	今後は利用を減らしたい	2	0.1
4	今後は利用をしたい	18	1.0
5	今後も利用はしない	327	18.6
	無回答	1409	80.1
	全体	1759	100.0

㉕ 問 33 24. 保育所等訪問支援...(S A)

No.	カテゴリー名	n	%
1	今後は利用を増やしたい	5	0.3
2	今後も同じくらい利用したい	14	0.8
3	今後は利用を減らしたい	4	0.2
4	今後は利用をしたい	33	1.9
5	今後も利用はしない	289	16.4
	無回答	1414	80.4
	全体	1759	100.0

㉖ 問 33 25. 福祉型児童入所施設...(S A)

No.	カテゴリー名	n	%
1	今後は利用を増やしたい	0	0.0
2	今後も同じくらい利用したい	2	0.1
3	今後は利用を減らしたい	2	0.1
4	今後は利用をしたい	26	1.5
5	今後も利用はしない	312	17.7
	無回答	1417	80.6
	全体	1759	100.0

㉗ 問 33 26. 医療型児童入所施設...(S A)

No.	カテゴリー名	n	%
1	今後は利用を増やしたい	0	0.0
2	今後も同じくらい利用したい	1	0.1
3	今後は利用を減らしたい	2	0.1
4	今後は利用をしたい	18	1.0
5	今後も利用はしない	320	18.2
	無回答	1418	80.6
	全体	1759	100.0

㉘ 問 34 介護保険によるサービスを利用しているか...(S A)

No.	カテゴリー名	n	%
1	利用している	269	15.3
2	利用していない	1338	76.1
	無回答	152	8.6
	全体	1759	100.0

㉙ 問 35 該当する要介護度...(S A)

No.	カテゴリー名	n	%
1	要支援1	43	16.0
2	要支援2	71	26.4
3	要介護1	16	5.9
4	要介護2	44	16.4
5	要介護3	28	10.4

6	要介護4	37	13.8
7	要介護5	22	8.2
	無回答	8	3.0
	非該当	1490	
	全体	269	100.0

⑩ 問 36 平成 28 年 4 月から障害者差別解消法が施行されたことを知っているか...(S A)

No.	カテゴリー名	n	%
1	知っている	233	13.2
2	よく知らないが、聞いたことはある	396	22.5
3	知らない	1061	60.3
	無回答	69	3.9
	全体	1759	100.0

⑪ 問 37 差別をされたと思ったことがあるか...(S A)

No.	カテゴリー名	n	%
1	ある	370	21.0
2	ない	1285	73.1
	無回答	104	5.9
	全体	1759	100.0

⑫ 問 38 差別をされたと思った場所や場面について...(M A)

No.	カテゴリー名	n	%
1	学校	89	24.1
2	働く場所	137	37.0
3	電車やバス	95	25.7
4	市役所などの公共施設	56	15.1
5	病院	66	17.8
6	お店	59	15.9
7	福祉サービスを受けるとき	25	6.8
8	住む場所や家をかりるとき	30	8.1
9	その他	62	16.8
	無回答	10	2.7
	非該当	1389	
	全体	370	100.0

累計	(n)	累計	(%)
	629		170.0

⑬ 問 41 「成年後見制度」を知っているか...(S A)

No.	カテゴリー名	n	%
1	知っている	619	35.2
2	よく知らないが、聞いたことはある	572	32.5
3	知らない	482	27.4
	無回答	86	4.9
	全体	1759	100.0

⑭ 問 42 「避難行動要支援者市民相互支援ネットワーク」の仕組みを利用したいと思うか... (S A)

No.	カテゴリー名	n	%
1	すでに利用（登録）している	101	5.7
2	今後利用（登録）したい	491	27.9
3	利用（登録）したくない、利用（登録）の必要はない	257	14.6
4	わからない	842	47.9
	無回答	68	3.9
	全体	1759	100.0

⑮ 問 43 地震や台風などの災害時に一人で避難できるか...(S A)

No.	カテゴリー名	n	%
1	一人で避難できる	710	40.4
2	介助は不要だが、同行者は必要	352	20.0
3	介助者が一人いれば避難できる	267	15.2
4	複数の介助者が必要である	129	7.3
5	わからない	244	13.9

	無回答	57	3.2
	全体	1759	100.0

⑩ 問 44 稲城市が障害者のための取り組みを進めるために特に力を入れてほしいこと... (MA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	相談支援や情報提供の充実	524	29.8
2	グループホームなどの地域で暮らせる場の整備	183	10.4
3	入所施設の整備	193	11.0
4	障害者に配慮された住まいの整備	203	11.5
5	日中活動の場の整備	128	7.3
6	在宅で受けられるサービスの充実	306	17.4
7	医療やリハビリの充実	296	16.8
8	手当や年金などの経済的な支援	728	41.4
9	療育や教育の充実	135	7.7
10	働きやすい環境づくり	238	13.5
11	障害についての理解の促進	310	17.6
12	権利擁護や虐待防止の取り組み	60	3.4
13	災害時の支援体制の整備	273	15.5
14	余暇活動や趣味の講座などの充実	83	4.7
15	ボランティア活動の充実	35	2.0
16	交通機関や施設などのバリアフリー、ユニバーサルデザインの促進	163	9.3
17	病気や障害のある人の家族を支援するための環境づくり	324	18.4
18	その他	58	3.3
	無回答	107	6.1
	全体	1759	100.0

累計	(n)	累計	(%)
	4347		247.1

⑪ WEB or 紙...(SA)

No.	カテゴリー名	n	%
1	WEB	334	19.0
2	紙	1425	81.0
	無回答	0	0.0
	全体	1759	100.0

(2) 自由記述集計

市の保健福祉施策や障害福祉サービスなどについて、意見・要望等を自由に記入していただいたところ、360人の方から394件の回答があった。以下、内容別の件数及び意見等の一部を抜粋して掲載する。

分類		件数
①	行政・制度など	80
②	相談支援や情報提供など	32
③	公共交通の整備、外出・移動・送迎の支援など	30
④	経済的な支援など	25
⑤	障害理解や配慮の促進など	23
⑥	療育や教育環境、放課後等デイサービスの整備・充実など	22
⑦	就労支援・就労環境の整備など	18
⑧	バリアフリー環境の整備、ユニバーサルデザインの促進など	17
⑨	将来の不安など	14
⑩	グループホーム、入所施設の整備・充実など	13
⑪	在宅サービスの充実など	11
⑫	健康づくり、医療やリハビリの充実など	9
⑬	日中活動の場や通所サービス等の整備・充実など	8
⑭	交流の場の整備・充実など	6
⑮	家族支援など	6
⑯	災害時支援体制の整備など	6
⑰	権利擁護や虐待防止の取り組みなど	4
⑱	住まいの整備など	3
⑲	その他	67
合計		394

① 行政・制度など

- ・ 重度の精神障害者に充実したサービスを拡大して下さい。(女性、50代、精神障害(自立支援医療含む))
- ・ 書類の申請の時にもっと書きやすい形態の形に変えてほしい。(男性、65～74歳、身体障害・知的障害・精神障害(自立支援医療含む))
- ・ 自立支援をしていただけて助かっています。定期的に通院出来るので症状が落ち着いています。ありがとうございます。(女性、65～74歳、精神障害(自立支援医療含む))
- ・ 障害者だけでなく弱者に優しい市であってほしい。(男性、50代、身体障害)
- ・ ヘルパーステーションの中にはどう見ても“ブラック”と思われる事業所がある。何度かトラブルに巻き込まれ大変な思いをしてきた。市が事業者を捜す場合、どういう業者かを充分吟味してもらいたい。被害をこうむるのは利用者である。(女性、20代、身体障害・知的障害)
- ・ 施策やサービスが仮に充実していても手続きが複雑すぎてとても気軽に利用する気になれません。非効率的で無駄や疑問が多く、時間とエネルギーの無駄遣いだなと毎回思います。自治

体内だけではどうにもならない、ということもあるのかもしれませんが、発想を変えて工夫出来るところはいくらでもあると思います。この辺のことは20年であまり変化がないなと思います。窓口の対応はだいぶ改善されてきたと思うので、次は手続きについての改善を期待します。(女性、50代、身体障害)

- ・ ネットで済むことを増やして貰えると助かります、市役所が遠いので(男性、50代、身体障害)
- ・ 愛の手帳取得に関して、人数では無く、人として困っている基準で、取得できるようにしてほしい。特別支援学級に通っていたのに疑われるのはおかしいと思いました。療育手帳をお薬手帳のようなデザインに改良してほしいです。漢字にふりがながあつたり、言葉の意味が記載してあるのがとてもよかったです。アンケートの解答がスムーズに行えました。ありがとうございます。(女性、18、19歳、知的障害・精神障害(自立支援医療含む))

② 相談支援や情報提供など

- ・ 年に何回か聞き取りなどをしてきて障害者にとって有益な情報やサービスなどを積極的に提供してくれるような仕組みがあるといいなと思います。(女性、75歳以上、身体障害)
- ・ 児童の発達や支援の方法など相談出来る人や機関がもう少しわかりやすいと思う。(男性、学齢児童(6~17歳)、-)
- ・ 自身がどのような福祉サービスを受けられるのか、自分から問い合わせないと知ることができない。もっと早くから受けられることを知りたかった。(男性、学齢児童(6~17歳)、知的障害)
- ・ サービス利用にあたり、その目的を利用者及び家族にわかりやすくしてほしい。(男性、50代、精神障害(自立支援医療含む))

③ 公共交通の整備、外出・移動・送迎の支援など

- ・ 子どもの付き添いで出かける時移動支援が使えないのが不便だと思う。困っているので改善してほしい。現状は私がヘルパーと下見に行き別日に子どもと一緒に出かけている。時間と労力がかかっている。(女性、50代、身体障害・精神障害(自立支援医療含む))
- ・ アイバスをもう少し増やしてほしい。せめて1時間に2便くらい。出歩くのが億劫になる。体力が弱るばかりですね。(女性、75歳以上、身体障害)
- ・ 高齢者の自動車での事故が多いが、病院等の通院でまわりに家族がいないと自分一人で行かなければならず、免許も簡単には手放せない。免許返上出来るよう取り組んでほしい。(男性、75歳以上、身体障害)
- ・ 稲城市の財政で稲城市内に今よりもっと移動支援の有償サービスを行う事業所が増えることを期待しています。(男性、40代、身体障害)
- ・ 将来多摩桜の丘学園に通う際に高校生になると自立のために自分で交通機関を利用して通わなければいけないので何か支援をいただくと助かります。一人で通うことが難しい。(男性、未就学児童(0~5歳)、知的障害)

④ 経済的な支援など

- ・ 金銭が非常に苦しいので相談したい。(男性、50代、精神障害(自立支援医療含む))
- ・ 手当等をもっとしっかり教えてほしい。こちらから申請しないと何ももらえない。税金はきちり催促してくるのに。(女性、学齢児童(6~17歳)、身体障害)
- ・ 医療費や光熱費の高騰で障害者は働けないため負担が大きい。(男性、75歳以上、身体障害)

- ・ タクシー、燃料の補助金をあげてもらいたい。ガソリン等の高騰に対応していないため。(男性、65～74歳、身体障害)

⑤ 障害理解や配慮の促進など

- ・ ヘルプマークなどへの理解が進んでいないのでその点を学校や社会で進めてほしい。(男性、40代、精神障害(自立支援医療含む))
- ・ 市内に住んでいる地域によっては子供達が支援の必要な子どもに出会う機会がありません。特に支援級がない小中学校に通う子どもたち、高校生になって電車通学になり、行動範囲が広がってから障害者に街中で出会い驚いてしまうということがあります。そういう地域差が幼い頃からなくなればお互い支え合える優しい心が広がると思うので、健常児と障害の交流の場を作ってほしいです。(男性、未就学児童(0～5歳)、身体障害・知的障害)
- ・ 市民祭りや桜祭り等のイベントに障害児も参加出来るような配慮がほしい。バリアフリーや車椅子バギーでも通れる通路づくり、ボランティアさんの拡充、駐車場の確保。何をどこに相談したらいいのかがわかりづらいので各窓口がわかるような案内がほしい。(女性、学齢児童(6～17歳)、身体障害・知的障害)
- ・ 学校機関、スーパー、企業等、どこでもすぐに聴覚障害者と分かって対応出来るようにして欲しいです。いつも、わざわざ聞こえないです。とお伝えしないと分かってくれない。特に訓練して発音がまあまあと言う方や中途難聴者が手話も分からず、話が分からずで諦めることが多い。(女性、50代、身体障害)

⑥ 療育や教育環境、放課後等デイサービスの整備・充実など

- ・ 市内の療養先(児発、放デイ)が増えたらいいなあと思います。(男性、未就学児童(0～5歳)、-)
- ・ 学習支援のある放課後デイサービスが稲城市にないように思います。軽度発達障害児の集まれる場所があるといいと思います。(女性、40代、精神障害(自立支援医療含む))
- ・ 障害者やその家族が安心して暮らしていける環境づくりをお願いします。市内支援学級の支援を充実させていただきたいです。支援教育について知識がある方を教員として迎えてください。(男性、学齢児童(6～17歳)、知的障害・精神障害(自立支援医療含む))
- ・ 放課後デイの事業所が少ないので増やしてほしい。移動支援がほしい。通学の際の同行に使えるサービスがほしい。学校に通えない。(男性、学齢児童(6～17歳)、知的障害)
- ・ 知的障害やボーダーラインにいる子どもへの教育環境の充実(男性、40代、精神障害(自立支援医療含む))

⑦ 就労支援・就労環境の整備など

- ・ 自立支援を受けている人間にも就労支援があると助かります。(女性、30代、精神障害(自立支援医療含む))
- ・ 仕事を探していますが障害の事考えると少し不安。どのようにさがしたら良いのか？ストーマをつけているので見た目は何でもありません。(女性、60～64歳、身体障害)
- ・ もっと障害者の方達が安心して働けるような施設や事業所や会社を増やして頂けたらなと思っています。特に、知的者対応(男性、30代、知的障害)
- ・ たとえ内職でも難しいかもしれませんが、少しでも働ける場所や環境が増えると暮らしやすくなると思います。賃貸も利用しやすくなってほしい。(女性、40代、身体障害)

- ・ 障害者を雇って欲しい。気持ちが理解出来ると思う。(男性、50代、身体障害)

⑧ バリアフリー環境の整備、ユニバーサルデザインの促進など

- ・ 車椅子で出かけた時、道路の段差が上がりなくて右往左往しました。道路の横断歩道の段差を無くしてほしい。(男性、75歳以上、身体障害)
- ・ 歩道にデコボコが多く非常に歩きにくいこと。もう少しデコボコが少なければ杖や買い物のキャリーで歩くのが楽になると常々思っています。今一番の困り事です。(女性、75歳以上、身体障害)
- ・ カフェ、甘味屋、ファミリーレストランなど気軽に入れるバリアフリーな場所があると嬉しいです。(女性、75歳以上、身体障害)
- ・ 視覚障害者です。横断歩道、信号の横断に不便を感じています。バス通りなどの交通の多い道路の音の鳴る信号の設置や、歩道の街路樹の根などの凹凸の整備なども福祉の一環として検討してください。(男性、75歳以上、身体障害)

⑨ 将来の不安など

- ・ 現在まだそれなりに元気で妻と二人で暮らしていますが、二人ともそれなりの年齢になり急に体が厳しくなった時に素早く対処を自分で出来て、市の処置も早く行ってくだされれば幸いだと思いき願っております。(男性、75歳以上、身体障害)
- ・ 息子に障害があり妻も自分も働けなくなって、動けなくなった時に息子一人で生活していけるのか不安だけである。障害のある者が安全、安心に暮らしていける社会、環境整備をお願いします。(男性、60～64歳、精神障害(自立支援医療含む))
- ・ 今はいいですが、今後母が倒れたり自分一人になってしまうとどう生活していいかわからない不安がたくさんあります。困った時に相談、支援してくれると助かります。(女性、40代、精神障害(自立支援医療含む))
- ・ 今は大丈夫。これからが心配です。子ども、親が重なると。(男性、65～74歳、身体障害)

⑩ グループホーム、入所施設の整備・充実など

- ・ 障害者が親から自立してグループホームや施設で生活出来る場を稲城市にも整備してほしい。管理人や世話の方が常駐するような。(男性、40代、身体障害・精神障害(自立支援医療含む))
- ・ 特別養護老人ホームの入所が出来やすくしていただきたいです。(女性、75歳以上、身体障害)
- ・ グループホームに入りたい。障害のことをもっとわかってほしい。(女性、20代、知的障害)
- ・ グループホームが少なすぎるし、地域が偏っていると思う。親亡き後を支えてくれるシステムを強化してほしい。福祉に関わる職員の給料などを保障して職員が長く働けるようにしてください。(男性、20代、知的障害)

⑪ 在宅サービスの充実など

- ・ 重心児・者が稲城市で生活していくには他市の施設、他市の事業所を使うしかなく、不安しかありません。安心して稲城市で生活できるように、産まれてから大人になり、死ぬまでの切れ目のない支援をうけられるように今後改善してほしいと切に願います。(男性、学齢児童(6～17歳)、身体障害・知的障害)
- ・ 現在母親との生活をしていますが、一人生活になった時に家事介助があればと思います。週1

でも。住居はここで住み馴れているので継続したい。大家さんとの関係も良好です。(男性、50代、身体障害・精神障害(自立支援医療含む))

- ・ 稲城市内で障害者が暮らしていけるように、場所、サービスの充実を望みます。(女性、50代、身体障害)
- ・ 稲城市には介護ヘルパーが不足しているので、介護事業所の誘致やヘルパー養成に力を入れてほしい。(男性、20代、身体障害・知的障害・精神障害(自立支援医療含む))

⑫ 健康づくり、医療やリハビリの充実など

- ・ 退院後の身体的リハビリができれば良いのですが…。散歩最高ですが空模様、寒暖差もありつらいものがあります。(女性、75歳以上、身体障害)
- ・ 市立病院への通院がとても不便なので平尾地区からの利便性をはかってほしい。市役所へのアクセスも悪いので、もっと出張所を活用出来るようにしてほしい。1時間以上かけて行くので具合が悪くなる。(男性、75歳以上、身体障害)
- ・ 常時医療的ケアが必要な状態の人が安心安全に生きて行けるよう、医療施設の充実や、家族の経済的負担への支援などを図ってほしい。在宅ケア、地域ケア、自立支援、などに偏ることなく、医療施設における長期療養制度の拡充にも努めて頂きたい。(男性、20代、身体障害・知的障害)

⑬ 日中活動の場や通所サービス等の整備・充実など

- ・ 私は車椅子での生活です。歩行が出来ません。デイサービスがありませんので多摩市や府中市に通っています。稲城市はデイサービスがないので作ってほしいです。よろしくお願いします。(女性、65~74歳、身体障害)
- ・ 支援学校を卒業した後の成人の障害者の日中支援の場を改めて考えて欲しい。稲城市内のサービスは足りていると障害福祉課には長い間言われて来たけれど、える終了で現実が見えたのではないのでしょうか。(男性、30代、身体障害・知的障害)
- ・ 日中一時支援事業がなくなってしまったことで日常生活に支障をきたしております。お世話になっていただけになぜ無くなってしまったのか未だに意味がわかりません。サービスとしては後退したように思います。(男性、20代、身体障害・知的障害)
- ・ 現在、市内に医療的ケアが必要な重度肢体不自由者がショートステイできる施設がありません。大丸にできる重心の施設に、一床でもいいので、ベッドを作って欲しいです。(男性、30代、身体障害・知的障害)

⑭ 交流の場の整備・充実など

- ・ 日中一人でいる時間が多く人と会って話す機会が少なく寂しい日々です。いつもで曜日を決めておしゃべりが出来て、お友達も出来たら楽しい時間を過ごせるのではと思います。憩いの場のような集える場所を作っていただけると精神的にも元気になれるのではないかと思います。よろしくお願いします。(女性、75歳以上、身体障害)
- ・ ピア・サポートの仕組みがほしい。同じ障害を持つ人がつながれる場があれば、情報交換などができて良いと思う。(女性、60~64歳、身体障害)

⑮ 家族支援など

- ・ もっと家族のフォローを充実させてほしい。例えば、障害者の家族の集いなど講師を招いて大

人になった障害者のフォロー情報などを教えてほしい。同じ立場の家族の交流はメンタル面でも支えになる。世間は障害者本人のサポートは充実させてくれているが、家族のフォローは問題が起きてからでないと対応してくれない。(女性、40代、精神障害(自立支援医療含む))

- ・ 障害児者家族によるピアサポートやペアレントメンター制度の活用、充実のために民官協働で取り組んでいきたいです。(男性、学齢児童(6~17歳)、身体障害・知的障害)

⑩ 災害時支援体制の整備など

- ・ 災害時などに薬が切れると大変なのでちゃんと配給されるといいなと心配しています。(女性、30代、精神障害(自立支援医療含む))
- ・ 稲城市役所の福祉課の人は皆良い人で助かりました。これからも人のためになり稲城市を良くしてってください。災害になった場合を考えると、もっと避難場所を考えてほしいと思います。避難場所が遠く体の具合が悪い人はとても大変だと思います。(女性、75歳以上、-)

⑪ 権利擁護や虐待防止の取り組みなど

- ・ 精神障害者(入院患者)への虐待問題に大変辛く思っています。障害者の看護、介護、支援は確かに楽ではないし、きれい事では済まない命がけの仕事でした。自分もいくつもの病院等で暴力、暴言を受けてきました。双方共重大な課題です。答えが出ませんが、どうしたらいいのか、自分事ですのでこれからも考えてみます。医療、福祉現場は人員配置が少なすぎると思います。ボランティアさんやシルバー人材さんなど見守りが一人でも二人でもいたらと思ったことがありました。給料ももっと評価されるべきと強く思います。あまりにも低賃金。職員のみではなく、いわゆる外部の目が大きな力になるかもしれないと思います。患者さんも職員さんも虐待されない取り組み、環境づくり。(女性、50代、精神障害(自立支援医療含む))
- ・ 職場での差別について相談をしたい。(女性、50代、精神障害(自立支援医療含む))

⑫ 住まいの整備など

- ・ 現在一人住まいで今後収入が減るので今すぐ入居したい。単身者でも1Rではなく2Kがほしいのが切実です。今後民間の賃貸は新規で契約出来ないの65歳までに家賃の安い団地がないと生活出来ません。(男性、60~64歳、精神障害(自立支援医療含む))
- ・ 市営住宅など増やしてほしい。→バリアフリー：自宅前に駐車場などの設備も整っている住宅が増えることを願う。(男性、未就学児童(0~5歳)、身体障害・知的障害)

⑬ その他

- ・ 傷害の種類や程度によってニーズが異なるので、設問に答えにくいものがある。(男性、65~74歳、身体障害)
- ・ 児童発達支援の対象ですが、大人の障害者の内容が多く分けてアンケートをしてもらいたい。(男性、未就学児童(0~5歳)、-)
- ・ 不登校や引きこもりの方達の支援を充実してほしいです。原因は皆それぞれだからこそ、色々なニーズに応えてほしいです。(女性、学齢児童(6~17歳)、知的障害)

3 当事者団体からの主な意見

本計画に関する当事者団体へのヒアリング調査を行い、6団体から回答がありました。主な意見を抜粋して記載します。

(1) 活動を行うにあたる問題

- ・障害者向けの施設不足と確保の手間が課題。要約筆記機器の貸出制限も土日参加の難しさとなっている。
- ・手話通訳や要約筆記派遣に関する情報不足があり、これらのサポートの利用範囲の拡充が必要。
- ・資金面での課題：団体が身銭を切って活動中であり、持続可能な活動には運営資金や人件費の調達が必要。
- ・広報活動において、会員の増加が難しくなっており、新しい認知度向上の戦略が求められている。
- ・活動場所において、肢体不自由な子供たちの参加に課題があり、保健センターの利用に関する理解不足が指摘されている。
- ・補助費の削減が親の負担を増やし、活動の制限や縮小が生じている。
- ・運営面での困難：役員の固定化や人材確保の難しさ、補助金の減少とそれに伴う事務局費の減額が課題。
- ・支部役員の高齢化が進んでおり、世代交替への心構えが求められている。
- ・助成金や補助費の減少が活動制限や縮小に繋がっており、市からの補助金が会員増加に伴って不足している。
- ・スタッフ依存度が高く、スタッフへの給与支払いの難しさが活動制限につながっている。
- ・地方自治体との連携強化が求められ、理解の広がりが必要。

(2) 地域や他の団体との連携状況、連携の必要性について

- ・最近始まった他団体との連携では、情報交換や地域活性化、障害者への理解啓蒙に焦点を当てている。
- ・サポセンの市民活動フェスタでのネットワーク構築があり、活動団体や子育て支援に関わる人材との連携を築き、地域に安心と友達を増やすための取り組みが進行中。
- ・障害者団体連絡会の設立が希望され、地域共生社会に向けた様々なイベントや普及啓発に協力する方向性が示されている。
- ・連携はあるものの、他団体の活動内容や趣旨を知りたいという意見があり、交流の場の充実が望まれている。
- ・過去の障害児者支援団体の集まりが消滅した経緯があり、市内全体の支援団体が手を繋ぎ、情報を共有する方向性が求められている。
- ・障害児者支援センターの設立が希望され、市内の支援団体や事業所が協力し合う必要性が強調されている。
- ・団体同士の関わりが難しいため、市が知的団体連絡協議会を再開することが望まれている。
- ・他団体の活動内容を知り、相互に参加し合うことで資金的・労力的な負担を補うことができ

るとの意見が述べられている。

- ・他の障害者団体との連携を深める意向があり、連携の不十分さや交流の必要性が指摘されている。

(3) 行政との連携状況、行政への要望について

- ・毎年、行政への要望書提出が行われ、四者会議が市、社会福祉協議会、手話通訳者協会、当協会で開催されている。
- ・イベントに手話通訳や要約筆記の情報保障を付ける取り組みや、手話の理解が必要な中途失聴者や難聴者への対応が孤立化防止の一環として行われている。
- ・目の前で理解と協力を得ることが難しい経験もある中、市職員の丁寧な対応に感謝し、福祉課が障害福祉のしおりにフォレストを掲載するなど、大きな前進と捉えられている。
- ・インクルーシブイベントの成功を通じて、協働の取り組みが信頼を生み、当事者家族が増えることを期待し、引き続き行政からの助言や協力を呼びかけている。
- ・福祉課との茶話会が二年前から開催され、連携の強化が進んでいる。職員の活動見学や茶話会への協力が有意義とされている。
- ・言語療法に関しては補助金の削減と会員数増加により受講回数が減少しており、継続的な指導の必要性が訴えられている。
- ・補助金の増額や実際の活動を行政に見せ、参加者の声を聴き、一緒に問題を考えるよう要望している。
- ・地域で療育活動を受けられる場を行政側で増やすよう望んでいる。
- ・最近連携が進んでいるが、もっと当事者に接し、声を聴く機会を増やし、行政との連携を強化したいとの要望がある。
- ・他団体や事業所との連携において、福祉課が中核にあるべきとの考えが示されている。
- ・行政におけるオストメイトへの理解を一層進める必要性が述べられている。

(4) 稲城市の障害者を取り巻く課題について

- ・安全・安心なまちづくりに向けて、バリアフリー化や生活道路・歩道の整備が必要。災害時の情報提供や避難支援の体制も強化すべきで、医療、福祉、地域、団体との連携が不可欠。
- ・障害に対するネガティブなイメージが広がり、無自覚の分断や孤立が生まれている。フォレストの活動が市全体に知れ渡り、関係を繋ぎ直すことが重要。
- ・精神の問題が大きな社会課題。地域の視点や個人の課題を考慮し、支援者や関係者が協力して前進する必要がある。
- ・精神のクリニックが不足しており、気軽に相談できる場所や訪問診療の充実が求められている。
- ・障害を抱えた会員の日常の困りごとや未来への不安が多く、制度の違いやコロナ禍での支援不足が課題とされている。
- ・障害者の話題が世間では避けられており、交流の場が少ない。公共施設や公園での開かれた場が不足していると感じられている。
- ・稲城市で安心して生活できるよう、施設や介護サービスの充実が必要。地域での自立支援や他市との比較での不足が指摘されている。
- ・障害者を支える施設や人材が不足しており、学齢期や卒後に通所先が確保できない不安があ

る。また、オストメイトへの周知も求められている。

(5) 障害者が地域で安心して生活する為に必要な環境や支援について（地域の住民や関係団体等が取り組むべきこと）

- ・ 障害者に対する地域住民の理解の推進、啓発活動、障害者差別の解消。
- ・ 当事者自身による広報・啓発活動の機会拡充。
- ・ 切れ目のない相談支援体制の整備（行政や関係団体との連携）。
- ・ 災害時や緊急時における障害者への対応の強化。
- ・ 家族支援：当事者によるピアサポートと専門家による両輪のケア。
- ・ 早期の家族支援、ピアサポート、ペアレントメンターの活用。
- ・ ボランティアの育成、ネットワーク、社協の役割の強化。
- ・ 障害児者を地域住民が知るきっかけ作り（文化、スポーツ、音楽イベントでの活動共有）。
- ・ 障害者が街に出ることを促進するための環境整備やヘルパーの養成。
- ・ 障害者も参加しやすい環境を整えた市内のイベントの開催。
- ・ 団体同士の協力や連携、地域住民への啓発活動の強化。
- ・ 地域での理解者や実際の介護者の増加。
- ・ 障害のある人を受け入れる方法を考える心のバリアフリー。
- ・ 関係団体の連携の強化と合同イベントの開催。

(6) 障害者が地域で安心して生活する為に必要な環境や支援について（行政が取り組むべきこと）

- ・ コミュニケーション手段と意思疎通支援の充実化（手話通訳者養成・派遣、要約筆記派遣）。
- ・ 施設のバリアフリー化等の生活環境整備（みえる情報、手話のできる職員拡大等）。
- ・ 切れ目のない相談支援体制の整備。
- ・ 災害時、緊急時における障害者への対応の強化。
- ・ 介護施設従事者に向けた障害者に対する理解・勉強の場の提供。
- ・ 地域、行政、福祉、医療の連携。
- ・ 地域、企業等の障害者に対する理解の推進と啓蒙。
- ・ 時代に合わせた日常生活用具の給付。
- ・ 災害発生時の適切な避難誘導を行うための、障害者等の所在など必要な事項の把握、避難行動要支援者名簿の作成、要配慮者マップ、個別計画の作成。
- ・ 当事者によるピアサポートと専門家による両輪のケアの開始。
- ・ 家族支援の優先度の向上と計画や予算の検討の開始。
- ・ 社協との連携の重要性の認識と人々を結びつける活動の強化。
- ・ グループホームや施設の多様性の検討。
- ・ 現場の理解を深めるための地域訪問。
- ・ 切れ目のない支援の実現、手帳更新や年齢の変化に伴う支援の途切れの課題の認識。
- ・ ショートステイの充実化の検討。
- ・ 就職先の確保と企業の呼び込み。
- ・ 設備のバリアフリー化と障害者の参加しやすいイベントの増加。
- ・ サービス事業所や通所施設の把握と相談支援事業の充実。

- ・インクルーシブ教育の推進と施設・公園のバリアフリー整備。

(7) 障害者理解の促進について

- ・障害や社会の障壁に対する正しい理解の普及。
- ・障害者への合理的配慮などについての普及啓発。
- ・福祉教育、交流機会の充実、権利擁護に関する啓発広報。
- ・啓発、広報、教育、交流、権利擁護などが今後の取り組みの印象。
- ・行政と市民活動団体の連携を強化し、多様な取り組みを増やす。
- ・啓発イベントの不足や障害福祉課の積極的な関与の期待。
- ・障害児、者自身の発信だけでなく、行政としての広報・啓発活動の強化。
- ・学校での福祉教育の拡充と障害者との交流機会の増加。
- ・小・中学校での実際の障害者との交流経験の重要性。
- ・副積制度の効果的な利用と、市内学校と支援学校との学校間交流の促進。
- ・多摩桜の丘学園との学校間交流の実現の要望。

(8) 自分らしく働ける環境づくりについて

- ・就労から職場定着までの提案や助言。
- ・当事者家族の働きづらさに理解とサポートを増やす。
- ・行政からの業務委託や団体成長による地域への貢献。
- ・地域の事業所が互いに学び合う土壌の整備。
- ・精神的な障害の方にも適した仕事場の充実。
- ・子供たちが選択できる充実した就職先の提供。
- ・企業の雇用招致や障害者が働ける職種の増加。
- ・就労の場が増えてきたが、選択肢がまだ足りないとの認識。
- ・施設や支援者の増加と市内の受け入れ体制の整備の要望。

(9) 安心して生活するための保健・医療の充実について

- ・障害福祉サービスの質向上のための取組の強化。
- ・地域、行政、福祉、医療の連携の強化（意思疎通支援も含む）。
- ・消防本部や医療機関との登録手話通訳者との連携（救急等）。
- ・産前産後ケアの段階での包括的な性教育や障害に関するワークショップの開催。
- ・保健センターのメンタルヘルス拠点としての強化。
- ・障害者医療費助成の所得制限の撤廃の要望。
- ・5歳児の健康診断の実施。
- ・稲城市立病院での障害児・者のフォロー強化。
- ・障害者が安心して入院できる病院の整備と障害者に対する理解の向上。
- ・近くにかかりつけ医の重要性とハードルの高さに対する配慮。

(10) 子どもの可能性を伸ばす一貫した療育・教育の充実について

- ・聴覚障害児の早期支援に向けた保健・医療・福祉・教育の連携体制の構築。

- ・教職員の障害や合理的配慮についての正しい理解を促進するための研修の充実。
- ・小中学校での福祉教育の充実化。
- ・包括的性教育の推進と障害や療育に対するネガティブな感情のポジティブな転換。
- ・学校や支援施設だけでなく、自宅での教育・療育に対する理解とリフレーミング。
- ・インクルーシブ教育の実践に向けた教育委員会の志と覚悟の必要性。
- ・稲城市で療育を受けられる環境の整備。
- ・療育を受けるための施設や相談窓口のアクセス向上。
- ・補装具の支給において、必要なものを提供する柔軟性の向上。
- ・早期療育や就学前の保育の充実化と、市内における特定の障害を持つ子どもたちへの療育場所の需要。

(11) 地域生活を支える多様な支援の充実について

- ・地域の暮らしや福祉サービスの利用について相談に応じる体制の整備。
- ・市における包括的な支援体制の整備。
- ・移動支援が中学生からしか利用できない現状に対する違和感と、障害児者家族とその他家族の交流促進のための心理的・物理的なお出かけのハードルを下げる工夫の必要性。
- ・移動支援の利用促進や、地域生活の拠点コーディネーターの必要性。
- ・日中一時支援の充実を市内で提供する取り組み。
- ・精神的な住まいに関する論議の深化と地域生活拠点コーディネーターの必要性。
- ・日中一時支援のサービス充実化への期待と、他市への頼りがちな現状への対応。
- ・福祉サービスの利用促進のための相談支援事業の充実。
- ・個々のニーズに合わせた福祉サービスの提供。
- ・親の負担軽減を目指す在宅入浴サービスや通所先での入浴サービスの充実。
- ・移動支援や通学通所の支援の充実、特にファミリーサポートの範囲拡大の要望。

(12) 生きがいづくりや社会参加の促進について

- ・聴覚障害者の社会参加を促進するためには手話ができる人を増やし、コミュニケーションがしやすい環境づくりが必要。
- ・障害の有無や年齢、性別、人種などにかかわらず、多様な人々が利用しやすい都市や生活環境のデザイン（ユニバーサルデザイン）の推進。
- ・障害児者家族への支援の強化と、本人たちが傷付き悩みを自覚し、主体性や安心、希望を取り戻せるようなサポートの提供。
- ・インクルーシブイベントやアクティブラーニングの増加、当事者家族の出かけやすい工夫や広報、理解や共感を増やすための取り組み。
- ・連携・協働を通じた産民官の連携、地域での広報、助成金、市民との交流の機会の提供。
- ・障害の有無にかかわらず社会参加し、共生できる地域作りの期待と、障害児者の地域活動参加への願い。
- ・活動に積極的に参加できるような工夫や障害者の参加を前提とした考え方の浸透。
- ・スポーツやレクリエーションへのアクセスの向上、障害を考慮した施設の整備（例：1人様プールの提案）。
- ・公民館での障害者の積極的な受け入れや、地元の公民館を活用した障害者たちが運営する居場所作りへの支援。

(13) 障害者を支える人づくりの推進について

- ・ 障害者への差別や偏見解消のために障害者サポーター養成講座の開講。
- ・ 手話通訳者養成と身分保障の確立。
- ・ 発達支援や心理の専門職の増加、障害や医療、福祉に無関係な人々の巻き込みと支援員の養成。
- ・ フォレストを活用した対話と実績の積み重ね、インクルーシブサポートやウェルビーイングサポートの開始。
- ・ 人材の確保が障害児者にとって危機的な問題であり、専門職の人材育成に行政主導で取り組むべき。
- ・ 障害者支援に特化した支援員の養成や利用方法の分かりやすい提示。
- ・ 専門ヘルパーやボランティアの不足に対応するため、時間をかけた心のサポートが求められること。
- ・ 市内の障害者支援に従事する専門職が不足しており、研修、養成のシステムを整備する必要がある。
- ・ 障害者と支援者の「マッチング」を推進し、関係者同士がお互いを知る機会を増やす。
- ・ 大学の学生を積極的に障害者のイベントやボランティアに参加させ、理解者を増やす施策。

(14) 安心して生活できるまちづくりの推進について

- ・ 福祉情報の総合ネットワーク構築と市民、事業者、NPOへの同時かつ双方向性の福祉情報提供。
- ・ バリアフリーな多目的トイレの整備、特にユニバーサルシートへの変更。
- ・ 車椅子やベビーカーで安心して出かけられるイベント企画の充実と関連ヒアリングの実施。
- ・ 自主防災組織の活動への参加と、災害弱者へのサポート策定に障害福祉課の積極的な関与。
- ・ コミュニティバス（iバス）のバリアフリー性の向上と、ユーザーフレンドリーなデザインの維持。
- ・ 福祉タクシーの改善と、異なる車椅子の種類にも対応するための働きかけ。
- ・ 公共交通機関のバリアフリーな改善、特に電車駅や学校へのエレベーターの設置と障害者トイレの整備。
- ・ バリアフリー施設の増加と、車椅子ユーザーにとって必要な機能の実際的な追加。
- ・ 市内全小中学校にエレベーターと障害者トイレを備える計画の推進。
- ・ ONECによる高齢者らの災害時避難計画デジタル化システムの導入への期待。

4 サービス提供事業者からの主な意見

本計画に関するサービス提供事業者へのヒアリング調査を行い、18事業所から回答がありました。主な意見を抜粋して記載します。

(1) 市全体をみたときに、不足していると思われるサービスや支援について

- ・サービスの支給決定量に対する利用時間実績の不足。
- ・行動援護と同行援護の不足。
- ・緊急時の一時預かりの不足。
- ・就労移行支援事業所の不足。
- ・担い手不足。
- ・就労移行支援、共同生活援助、計画相談支援、障害児相談支援、居宅介護（移動支援）などの不足。
- ・就労移行支援事業所、短期入所、放課後等デイサービス、日中一時支援、居宅系の不足。
- ・家族へのサポート、居宅、包括が不足している。
- ・通所施設から自宅までの帰宅時の移動支援、体重が重たい利用者への二人体制支援、長時間の支援に関する不足。
- ・自立訓練（生活訓練）の事業所、生活介護の事業所、居場所支援、援護施設の不足。
- ・ショートステイ、計画相談、ヘルパーの不足。
- ・行動援護、障害福祉サービスの経済的人的な支援不足。
- ・乳幼児期のレスパイト、不登校支援の不足。
- ・稲城市の計画の理解が不足し、相談員などの人員不足。
- ・医療との連携が不足し、市立病院へのアクセスの制約。

(2) その理由について

- ・サービス支給の基準の不標準化と担い手不足が、行動援護や同行援護の提供を難しくしている。
- ・登録ヘルパーの高齢化と身体介助の担い手確保の難しさが問題となっている。
- ・利用時間が1時間未満に違和感があり、協力関係の構築が必要。
- ・B型事業所では将来的な「自力通所」を促進するために、交通費助成金制度の導入が望まれている。
- ・計画相談支援事業所や障害児相談支援の増加にもかかわらず、人員不足と資源不足が課題。
- ・居宅介護や移動支援が均等でなく、特に坂浜・平尾地区に不足が見られる。
- ・稲城市には就労移行支援事業所がなく、就労に向けたサポートが限定的。
- ・重度障害者や精神障害者向けのグループホームが必要で、滞在型での支援も要望されている。
- ・ショートステイ、計画相談、ヘルパーが利用できる場所が不足しており、サービス提供に困難が生じている。
- ・稲城市の計画がわかりにくく、相談員の不足、医療機関との連携の向上が求められている。

(3) 地域での福祉サービス基盤の整備、サービス利用の支援、サービスの質の向上に向けた要望やご意見について

- ・サービス利用の基準を標準化し、公平性を確保するために、担当者ルールや稲城ルールの整備が望まれる。
- ・サービス提供の公平性を確保するために、横串の情報共有と連携の強化が必要。
- ・送迎利用の多い地域において、交通費の支給が自立通所を促進する手段となりうる。
- ・地域全体での福祉サービスの包括的な支援が求められ、情報共有の仕組みが必要。
- ・事業所間の連携や行政を含む基準の共有が、サービスの向上に寄与すると考えられる。
- ・人材不足が課題であり、質の高いサービスを提供するために、職員数の確保と交流の場が必要。
- ・利用者の支給決定において誤った判断や圧力がないような仕組み作りが求められる。
- ・人材確保のために、福祉関連のセミナーの開催や助成金の導入が必要。
- ・人、物、お金の適切な配分とプラン化が求められ、人材不足の深刻な状況を改善する必要がある。

(4) 市民意識の醸成について

- ・社協が地域において啓発活動を通じて市民の障害への理解促進に貢献できると考え、積極的な取り組みを望む。
- ・企業向けに障害者の働く力を紹介し、一般就労を促進するための情報発信が有益とされている。
- ・地域交流の場としてのイベントやマルシェ、アート展は有益であり、土日開催に加え平日や長期休みでも開催されると参加しやすくなる。
- ・障害者週間において、他市の取り組みを参考に障害者に対する啓発活動を行うことが提案されており、地域の理解促進を進めるために普及・啓発部会の設置が検討されている。
- ・行政主導で地域の交流の場をつくり、施設が参加しやすい形態が協力しやすいとされている。
- ・障害者の利用者視点からの意見を尊重し、施設や公共施設の利用環境の改善が望まれている。
- ・福祉を身近に感じるための取り組みや、余暇活動の広報強化が求められており、地域の参加率向上が期待されている。
- ・新型コロナウイルス感染症の状況が緩和されつつあるため、啓発活動の積極的な展開が期待されている。

(5) 福祉教育や交流活動の推進について

- ・福祉教育や交流活動の推進に強い必要性を感じ、社協がその中で大きな役割を果たせると考えられている。
- ・事業所の見学や障害者が仕事や生活をどのようにしているかの体験を通じた福祉教育の推進が提案されている。
- ・福祉教育の一環として市全体で教育交流やセミナーを行うことが、人材育成や支援力向上に寄与すると期待されている。
- ・幼少期や小学校低学年から「ごちゃまぜ」の活動（インクルージョン）を推進し、障害の有無に関係なく一緒に活動することで、将来的な障害理解を促進する提案がなされている。
- ・学校現場での副籍等の充実を目指し、行政や地域、施設の連携を通じて様々な機会を提供し

ていく方針が示されている。

- ・義務教育での障害理解の機会の提供や障害児との交流、移動支援の支給などが求められており、これにより地域との関係性が築ける可能性が示唆されている。
- ・インクルーシブの状態を目指すために、一般の活動に障害者も参加できる取り組みや活動が必要であるとされている。
- ・稲城市が行っている取り組みについてのPRが不足しており、情報発信の充実が望まれている。

(6) 地域福祉活動の推進について

- ・地域福祉活動の推進において、地域住民の協力により解決できる課題があり、予算抑制の手段としてではなく、積極的な発信や取り組みを通じて地域助け合いの文化を育みたいとの意見がある。
- ・事業所はボランティア活動を通じて地域とのふれあいを促進し、関係性を構築することが重要とされている。
- ・ファミリーサポートの利用を身近に感じさせるための施策や、民生委員との関係強化が提案されている。
- ・ボランティア活動においては、担い手の発掘が必要であり、地域住民へのボランティア意識醸成の研修や、ボランティア活動の呼びかけが必要とされている。
- ・地域の障害者野球活動を促進するために、稲城市の野球場使用料の優遇が提案されている。
- ・ボランティアの広く募集や、社協や行政によるボランティア派遣が地域へのインクルーシブな視点を促進すると考えられている。
- ・ボランティア活動に関する情報の窓口が不明確であることが指摘され、これを改善する必要性が示唆されている。

(7) 権利擁護の推進及び地域共生社会の実現に向けた取り組みについて

- ・権利擁護の推進と地域共生社会の実現に向けた取り組みにおいて、専門職だけでなく地域住民にも理解と知識の周知が必要とされている。
- ・差別解消法を用いて企業と福祉事業所の協力を通じて共生社会の実現に向けて努力したいとの意見がある。
- ・障害者や高齢者の支援において、施設間の連携や個別性を尊重したアプローチが必要であると強調されている。
- ・学校現場ではいじめや虐待の根絶のための取り組みが行われ、障害の程度にかかわらず、意思決定支援の重要性を市内で共通の認識として持つことが提案されている。
- ・高齢者や障害者への理解を広めるためにポスターを市内に貼り、小学生などに描かせるアイデアが出されている。
- ・要支援家庭と要保護児童の対象のずれによる連携の難しさが指摘され、これらの機関とのスムーズな連携が求められている。
- ・シニア向け分譲マンションでの成年後見制度に関するセミナーの実施や、行政に協力の仕組み作りを求める声が挙がっている。

(8) 障害の早期発見と早期療育について

- ・早期発見と早期療育においては、本人と家族への特性に合わせた支援が早い段階から必要で

あり、医療と福祉の連携が不可欠とされている。

- ・ 幼少期から青年期にかけての支援は人間形成に関わるため、他サービスの理解を深め、それを支援現場で生かすことが提案されている。
- ・ 早期対応の際に「様子を見ましょう」というアプローチではなく、具体案を出すことで保護者の安心につながるという意見が挙がっている。
- ・ 精神科や児童精神科の医療機関の誘致が必要であり、福祉的支援と医療的支援の両輪が機能していくことが重要だとの提案がある。
- ・ 子どもの発達に関する健診や情報共有のシステムについて、グレーゾーンの児童や異なるタイミングでの受容に関する情報が埋もれないような仕組みが必要とされている。
- ・ 地域の施設の役割が不明確であり、特に療育を勧められた場合のフォローが不足しているとの指摘がある。

(9) 障害に応じた療育の充実について

- ・ 早期から障害に応じた支援が大切であり、多職種連携が必要とされている。
- ・ 幼少期の障害児家族への支援体制を強化することが課題とされ、療育のサポートが充実すれば保護者にとって安心感が生まれるとの期待があります。
- ・ 不登校時のサポート体制や共働き家庭のサービス受け入れに関するシステム構築が求められています。
- ・ 現行の発達支援センターにおける支援をより充実させ、市内の療育機関の充実が期待されています。

(10) 特別支援教育等の充実について

- ・ 早期から本人の特性に合わせた支援が必要であり、教育分野との連携が不可欠。
- ・ 近隣学校との連携が比較的スムーズであり、B型事業所でも学びを得るための見学会などを通じた支援を希望。
- ・ 特別支援学校と通常学級との連携が必要で、通常学級での配慮や理解促進のための活動が求められている。
- ・ インクルーシブ教育の推進や地域の特別支援学校の役割強化が期待されている。
- ・ 学校や施設としての進路指導が地域で暮らしていく障害のある方の自己選択に寄与するよう尽力されている。
- ・ 特別支援学校の方針情報共有や学童までの通学に関する課題が挙がっており、教育機関や福祉施設との連携が強化されることが期待されている。

(11) 医療的ケアが必要な障害児への支援について

- ・ 早期から障害児や家族に対する適切な医療的ケアの支援が必要であり、在宅での生活を安心して送るためには緊急時の支援や医療機関との連携が不可欠。
- ・ 現状B型事業所では医療的ケアを必要とする利用者がいないため、経験値が少ないが、将来的に福祉サービスの発展を見据えて知識や技術の向上が求められる。
- ・ 稲城市内での医療的ケアが行える施設が少ないと感じられ、専門的な支援の充実が必要。
- ・ 島田療育センターは重要な広域支援拠点であるが、地域における医療機関の窓口的存在や福祉的側面を含む医療的ケア見サービスの整備が必要とされている。

- ・東京都立学校では医療的なケアの方針とマニュアルに基づき、安全な医療的なケアを学校教育の場で提供。
- ・近隣には家族がレスパイトできる事業所が少なく、短期入所や日中一時支援の必要性が指摘されている。

(12) 障害のある人への就労の支援について

- ・就労移行支援事業所の参入が必要。
- ・地域で就労支援に理解を得られる企業を増やす必要があり、様々なレベルや内容の体験ができる機会や場の提供が望ましい。
- ・就労継続支援B型では、障害が重い方の仕事が見つかりにくくなっており、就労者を増やすためのサービス提供が求められている。
- ・過去の経験や嫌な思い出により、就労を諦めている利用者が多く、モチベーション向上のために体験や実習に繋げる取り組みが必要。
- ・地域活動支援センターなどが一丸となり、就労促進に向けて円滑で幅広い支援を行いたい。
- ・障害を持った人のための就労の場を地域に作る必要性があり、市庁舎の建て替え時に検討すべき。
- ・就労に向けた地域社会との協力や企業への働きかけが必要で、商工会や就労支援センターとの連携が重要。
- ・A型事業所や特例子会社の実情を共有し、関係機関や支援者に正しい情報が入ることで、当事者の理解が修正される可能性がある。

(13) スポーツ・文化活動の支援について

- ・利用者さんの健康維持のため、スポーツ・文化活動への参加を進めていきたい。
- ・利用者の健康促進のためには、幅広いイベントが必要。
- ・パラスポーツ事業の充実や水泳、体操教室の提供が重要。広報誌などで情報発信すれば参加者が増える可能性がある。
- ・東京ヴェルデスポーツ教室や読売ジャイアンツとの協働事業を展開し、障害者スポーツ教室のさらなる深化を図る。
- ・地域に障害者が参加できるスポーツ団体やリーグがあると面白いと考えられる。
- ・インクルーシブな状態を目指すために、障害者も一般の活動に参加できるような取り組みや活動が必要。
- ・安心安全連絡での作品展開催に感謝し、今後も作品の発表の場が提供されることが期待されている。

(14) 障害の原因となる傷病の予防と治療について

- ・利用者の中に生活習慣病や肥満の傾向があり、事業所での課題として運動や食生活の改善が必要。
- ・生活習慣病の予防策として定期的な健康診断と利用者への促しを考える。
- ・運動不足が多く、運動の楽しさや継続を支援するために「運動習慣定着支援事業」を実施しているが、主治医のサポートや事業所の進め方について悩みがある。
- ・精神科・児童精神科のクリニックが地域に欲しいとの要望があり、精神領域のプライマリケ

アを担える医療機関の存在が求められている。

- ・精神障害の方が安心して通院できる情報や、精神疾患・薬の特徴を理解した開業医の情報が
あると相談がしやすくなる可能性がある。

(15) 障害福祉サービスの充実について

- ・利用者の意向尊重やサービス提供の基準の標準化が求められる。
- ・公平なサービス提供と、稲城市への様々なサービス事業体の参入が必要。
- ・収入と支援のバランスが取れず、収入面での課題が続いている。
- ・移動支援の利用が難しく、ヘルパーの不足が問題となっている。
- ・共生型サービスを提供できない事業所でも、高齢者に対するサービスの整備が必要。
- ・グループホームの不足や職員の充実、サービスのバランスが求められている。
- ・地域において障害福祉サービスの充実を図り、競争や選択肢を設けつつも歪みをなくしていく
必要があると感じられている。
- ・移動支援や在宅サービスにおいて、報酬や給付費の課題が指摘されている。

(16) 生活の安定のための支援について

- ・交通費助成金制度の導入が必要とされており、この手当があればアプローチが強化できると
の意見がある。
- ・生活保護費や障害年金で生活している利用者が多いが、管理者がいない場合に金銭トラブル
が生じ、通所に支障が出るケースもある。
- ・必要な情報が事前に説明されているか、親が亡くなった際の対応などについても配慮が必要
とされている。
- ・就労支援施設を利用する障害者のうち、1割負担が発生する障害者に対してその負担分を助
成する仕組みを提案しており、これにより生活安定の支援ができると期待されている。

(17) 相談支援体制の充実について

- ・利用者の悩みや課題に寄り添った相談支援が提供されることが期待されている。
- ・相談のハードルを低くし、情報発信を通じて利用者が相談しやすい環境を整備する必要があ
る。
- ・相談支援専門員のスキルの標準化のための事例検討や勉強会、精神的なストレスマネジメン
トなどが求められている。
- ・利用者がセルフの傾向があり、事業所には言えない悩みについて相談できる環境整備が課題
とされている。
- ・利用者とその家族に相談支援の必要性を理解させ、サービスの促進を図りたいとの意見があ
る。
- ・相談支援事業所や障害福祉事業所での対応に悩むケースが多く、基幹相談支援センターが主
導して支援を行う必要があるとの提案がある。
- ・物理的距離が近く、面談室が不足しているなどの課題があり、適切な相談の場を提供する必
要がある。
- ・各事業所との連携が必要であり、計画相談の不足や事業所毎の役割分担の課題が指摘されて
いる。

(18) 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実について

- ・情報アクセシビリティの向上について、人的な確保や育成には限界があるとの意見があり、工夫が求められている。
- ・障害者に対する理解を広げるために、地域交流の場を通じて障害特性を理解する取り組みが提案されている。
- ・情報の配信が限定されており、対象外の人にも情報が広がるような仕組みの充実が望まれている。
- ・東京都のウェブサイトが情報アクセシビリティに配慮されているという好例が挙げられ、同様の工夫が稲城市のウェブサイトにも求められている。
- ・障害福祉のしおりなど、必要な情報は迅速に提供されるよう期待されている。
- ・コミュニケーション支援機器の活用や学習活動の実施が行われているが、情報開示についての理解を深めるための説明が望まれている。
- ・集団の中での支援が配慮を要する場合、他の利用者への配慮が難しく、その中での応用が難しい状況が指摘されている。

(19) 福祉人材の確保について

- ・若い世代の支援者が不足しており、賃金だけでなく業務内容や労働環境も含めた課題が存在している。
- ・人材確保とスキルアップに関して、法人や地域で情報共有や行政のサポートが必要とされている。
- ・稲城市での研修の増加が望まれており、特に障害福祉支援者の就労定着の難しさに対する地域での育成システムが必要とされている。
- ・職場説明会や研修へのアクセス向上のための工夫、また「稲城市で働くメリット」を打ち出すことが提案されている。
- ・福祉事業に従事する人材を増やすために、福祉事業所や個人への特典や支援金の提供が提案されている。
- ・ヘルパーの確保を促進するために市主催のヘルパー講習事業や助成金の継続が良いとされている。
- ・稲城市内での求人説明会の開催や、市と行政含めた協力で障害福祉サービスの現状を変える必要性が指摘されている。
- ・人材の確保が最大の課題とされ、賃金や待遇の向上、報酬単価の改善が求められている。
- ・セミナーの開催や広報活動を通じて、福祉や医療に興味のある人材を呼び込む施策が提案されている。

(20) 生活しやすいまちづくりについて

- ・土地の開発整備により、建物が増加しているため、住みやすさに対する要望が増えており、特に障害のある方が転入する傾向がある。
- ・送迎の必要性が高いため、バスの本数の増加が望まれている。共生社会の実現に向けて、地域や福祉事業者が中心となり活性化を図る必要があるとの意見がある。
- ・道路のガタガタが車いす利用者にとって困難な状態であるとの声があり、バリアフリーな環

境づくりが求められている。

- ・ 自立支援協議会内に「生活部会」「暮らし部会」「居住部会」などを設置し、地域の不動産屋と連携して障害者の住まいに関する理解を深める提案がある。
- ・ 昔の建物のバリアフリーが進んでおらず、山を超えるバスの本数やルートの増加が望まれている。
- ・ 稲城市が他市に比べて閉鎖的な印象があるとの指摘があり、障害に対する差別や文化の違いが改善されるよう取り組む必要がある。

(21) 防犯・防災対策について

- ・ 社協は防災に関する取り組みを進め、地域に発信していく必要がある。サービス提供者も利用者を被害から守るために防犯等の研修を実施している。
- ・ 防犯訓練なども含め、安心・安全利用を考えている事業所があり、防災対策を強化する提案がある。
- ・ 二次避難所の整備は進んでいるが、特に障害者向けの二次避難所の数を増やし、配置に偏りがないように検討すべきとの意見がある。また、緊急物資の支援体制も整える必要がある。
- ・ 障害者の防災訓練や防災ブースの設置が評価されており、市の防災訓練と結びつけて実施する形が良いとされている。
- ・ 防犯カメラの増設や高齢者を含めた避難に関する情報の周知が求められている。また、事業所や市として災害時の想定以上の事態に備える必要があるとの指摘がある。
- ・ パサージュいなぎが福祉避難所として機能する可能性があり、具体的な運営方法や支援方法を決定する必要がある。

5 市民意見公募

1 実施方法

(1) 募集期間

令和6年2月1日（木曜日）～令和6年2月15日（木曜日）

(2) 対象

市内在住・在勤・在学の方、市の障害福祉に係る個人・団体・事業所等

(3) 意見提出方法

インターネット上の申し込みフォーム、電子メール、郵送、ファクス及び窓口持参

2 意見総数

8件（申し込みフォーム6件、電子メール2件）

3 意見の内容

- ・ 手話通訳者・要約筆記者派遣事業」の単位が回/年となっている。数値を見る範囲では、手話通訳者・要約筆記者の派遣回数が少なくとらえており、実際はもっと多いのではないか。
- ・ 手話通訳者・要約筆記者派遣事業」のサービス見込量について、単位が必要ではないか。
- ・ 「手話通訳者・要約筆記者派遣事業 派遣回数」の単位が回となっている。30回というのは、1年30回派遣しているととらえるが、市の事務報告書の実績数とかけ離れており、分かりにくい。
- ・ 手話奉仕員養成のための手話講習会について、受講見込者数に加えて、稲城市登録手話通訳者の人数を載せたほうが良いと思う。
- ・ 身体障害者手帳は交付できないが、社会生活に支障が出ている方にも障害福祉サービス制度の対象を拡げていくことが大事だと思う。
- ・ 障害者が地域の中で尊厳をもって暮らせる社会の実現に向けてのために、障害者当事者団体、障害者支援団体、地域ボランティア団体が一堂に会合し、市民への理解を広めるイベントを開催することも大事。障害者スポーツ分野、障害者技能競技分野に対する支援体制を含めてほしい。
- ・ 全国的に手話はろう者にとって大切な言語であり、文化を持ち、生きる糧となるもので、手話言語条例を制定する自治体が増えている。稲城市手話言語条例（案）を制定するために、市民へ手話言語の理解など普及啓発を行う必要があるのではないか。
- ・ 福祉について考えて計画を策定していることが伝わった。障害に関係ある部分だけでも、読み仮名をふったり、音声で読めるようになるとなおよい。
- ・ 一部の支援者について、人権の尊重及び障害者虐待の防止に対する理解と認識が不足していると感じる。市役所には、苦しんでいる利用者があることを理解し、合理的配慮も含めて、しっかりと周知を進めてほしい。
- ・ サービス利用者本人の意見を尊重せずに、独断でサービスを進める支援者もいる。市役所には、支援者側の説明をそのまま受け取らず、嫌な思いをしている利用者があることを理解してほしい。
- ・ 一部支援者等から自分らしさを勝手に決めつけられて苦痛であった。自分がどのような障害

福祉サービスを受けているのか分からないこともあり、サービス毎に概略が分かるようにしてほしい。また、支援者との対話も必要であると言われるが、伝えること自体が難しい状況にあることも理解してほしい。今の支援者は、自分の状態に理解を示してくれて、様々な相談に応じてもらっているが、今まではそういった支援がなかった。

- ・ 本計画の進行管理と評価では、なぜ PDCA サイクルを採用しているのか。また、どのレベルまでを対象として、誰がどのように検証・評価などを行うのか分からない。他の各種フレームを組み合わせる方が適しているように感じる。
- ・ 重度障害児や聴覚障害を持つ子どもについて触れられていない。そのような子どもたちを受け入れている場所はどこか。
- ・ 放課後等デイサービスでは、聴覚障害を持つ子どもたちを受け入れる場所がない。どこに行けばよいのか。また、聴覚障害を持つ子どもたちを受け入れる小中学校はあるのか。
- ・ 意思疎通支援事業の見込量と考え方について、回数に関する説明が不明瞭。見込み回数が極端に少な過ぎる。200 件以上の利用が見込まれるはずではないか。30 人分の人数なら理解できる。
- ・ 一部の委員の選出区分は、障害者当事者団体ではなく障害者支援者団体だと思う。他の障害者当事者団体にも参加の機会をいただきたい。
- ・ 障害者が各種窓口相談に来た場合、当該障害の当事者団体を紹介することができるのではないか。
- ・ 基本目標を達成するための施策のなかで、主な事業が一つも書いていないところがあるが、何か事業名があるとよりわかりやすい。事業名がないと、事業が何もないように勘違いしてしまうと思う。
- ・ 就労移行支援や就労定着支援、療養介護、居宅訪問型児童発達支援について利用者はいるが、市内に事業所がない。事業所の目標を設定して誘致する必要はないのか。また、自立生活援助は、現時点で利用者も事業所もないが、市民ニーズがある場合は、既存事業所によるサービス提供ができるよう努力するべきであり、そのための目標設定があるとよい。稲城市は小さい市なので、全部が揃うことは難しいと思うが、近くに利用できる事業所があれば、利用したい市民が多いと考える。居宅介護、移動支援、日中一時、短期入所も市内に事業所が少なく、他市に頼っている状況なので、市内に事業所を増やすことを計画の中に目標として書いてあるといいと思う。
- ・ 「サービス量の確保のための方策」に掲載している「きぼう」が平仮名表記であり、漢字表記に変えた方が他と統一性があると思う。
- ・ 当事者にもわかりやすく、皆が簡単にわかるような計画のダイジェストとして、読み仮名をふった、わかりやすい版を作って欲しい。
- ・ 居宅介護や生活介護、日中一時支援について、支援者や事業者の数が年々減少していると感じる。そうなると、支援を受けたくても受けられない状況が続き、家族だけで重度肢体不自由児の介護を続けることは困難であり、負担が増加する。市には、引き続き事業者の誘致を図り、支援者数を増やすための施策を講じてほしい。
- ・ 今回のアンケート調査について、自由記載の質問があれば、「アンケート調査結果からみえる現状」の最後に記載してほしい。アンケートに協力するモチベーションにつながるほか、市民や事業者、当事者・家族がどのような意見（思い）を持っているのか知る機会になる。

- ・ 基本目標と施策に新しく加えた内容が一目でわかるような表示を工夫してほしい。新規施策とこれまでの施策が同列に記載されているため、新しく加えられた基本目標や施策の内容を区別できる人は限られてしまい、結果的に今期計画の特徴や魅力が市民に伝わらないのが残念。同計画の概略版でもこの点について検討していただきたい。
- ・ 主要施策「計画相談支援の推進」の内容に「希望すれば計画相談支援が利用できるようにセルフプラン率の低下を目指します。」を加えてほしい。
- ・ 計画相談支援を利用していると思っていたら、セルフプランだったことが後で分かった経験がある。過年度の地域自立支援協議会で「計画相談支援事業所が不足している現状があるため、訪問系サービス利用者の中で安定している方をセルフプランへ移行できるか検討した。」とあり、セルフプラン率の変化は大切な情報である。「見込み量と考え方」にセルフプラン率の増減が分かるような記述または表を加えてほしい。
- ・ 「重度重複障害者（児）への支援の推進」の主な事業に「共同生活援助」を追加して欲しい。また、上記の追加ができない場合、家族の同居を前提としない意味を含め「暮らしや住まいの環境整備」を「多様な暮らしや住まいの環境整備」に変更してほしい。令和7年度に重度知的障害者に対応できるグループホームが開設予定と聞いているが、重度肢体不自由者（医療的ケアの必要な方を含む）の中にもグループホームの利用を希望する声を聞く。また、令和6年に開設予定の医療的ケアを提供する生活介護事業者は、将来、医療的ケアを必要とする方が利用できる住居サービスを考えているとも聞く。市として、当事者家族の声に応えようとする事業者への支援を検討してほしい。
- ・ 「共同生活援助」の見込み量の考え方に「重度重複障害のある方が地域で生活し続けられるよう、暮らしや住まいの環境整備についても検討を行います。」を加えほしい。施策「重度重複障害者（児）への支援の推進」の記載と重複するが、「暮らしや住まいの環境整備」の中に在宅生活以外の選択肢としての共同生活援助が含まれることがより明確になる。
- ・ 「地域生活支援拠点等の推進」と「地域生活拠点等の整備」に「当事者・家族への周知」を付け加えてほしい。親なきあとを支えるために創設された「地域生活支援拠点等」は広報いなぎに掲載されたが、当事者・家族には十分周知されていないため安心感につながっていない。地域生活支援拠点等または障害福祉行政についての説明会の開催やYouTube 配信等のネットの利用した周知を希望する。稲城市では病院や福祉施設からの地域生活への移行がなかなか進まないため、早急に拠点コーディネーターを配置できるように地域生活支援拠点等の整備を急いでほしい。
- ・ 「相談支援事業所の推進」及び「相談支援事業」の内容の中に、「親なきあと相談」を加えてほしい。稲城市が進めている地域生活支援拠点の5つの機能の1つ「地域の体制づくり」の「地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保」にも合致するし、「地域生活拠点等の整備」の目的が当事者や家族に分かり易くなり、安心にもつながる。
- ・ 移動支援事業の「見込み量と考え方」について、実態を正確にとらえているのか。利用登録のみで実績のない方の中には、希望する利用の曜日、時間、ヘルパーの性別等と合うヘルパーが見つからない事情のある方もいる。地域自立支援協議会の相談支援部会も同じ考えなのか。希望してもヘルパーが見つからない背景には、利用単価の低い移動支援へのヘルパー派遣に事業所が消極的という事情もあると聞いている。
- ・ 手帳種別にかかわらず家族が支援している割合が最も高く、支援する家族の年齢も70代以

上が決して少なくない。支援する際の困りごとでは、「自分が高齢等により支援できなくなる不安がある」が最も多く、「親なきあと」の不安を抱えている方が多いと聞く。地域共生社会を進める中で、そのような不安が少しでも軽減されるよう、相談体制の充実や地域と連携した支援が進むことを期待する。また、介助・支援をしている20代以下が0ではないことから、ヤングケアラーへの支援が気になる。

- ・ 新たに創設される「重層的支援体制整備事業」を有効活用し、包括的支援体制が充実することを期待する。
- ・ 長期にわたり施設入所や精神科病院に入院していた方を地域移行させるということは、人数が目標値を達成すれば良いということだけでなく、対象となる方の意向や生活拠点、地域移行へのプロセス、移行後の支援体制等が十分整った上で行うことが大切である。
- ・ 障害福祉プランについて、目標通りか、目標を上回るよう驀進してほしい。
- ・ とてもすばらしい基本目標なので、これが実現することを願っている。

稲 城 市 障 害 福 祉 プ ラ ン

第四次稲城市障害者計画・第7期稲城市障害福祉計画・第3期稲城市障害児福祉計画

発行年月 令和6年3月

編集・発行 稲城市 福祉部 障害福祉課
(稲城市役所2階 ③番窓口)

〒206-8601 東京都稲城市東長沼 2111 番地

電 話 042-378-2111

F A X 042-378-5677

メール shou-fuku@city.inagi.lg.jp
